

## 平成24年6月12日（火曜日）

### ○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

### ○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	植田一成
副町長	小山茂則	参事兼農林課長	大村義一
教育長	池島憲雄	上下水道課長	澤伸一
参事兼総務課長	谷敏則	保健環境課長	吉田外喜夫
土木建設課長	高橋孝雄	会計課長	西浦順
参事兼住民福祉課長	大森一義	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	福井清研	介護担当課長	中井厚明

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 橋本 教示

書記 土屋 哲雄

〃 水田 祥代

○議事日程(第1号)

平成24年6月12日 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の一括上程

・報告第2号～報告第13号

・議案第29号～議案第36号

・請願第7号～請願第13号

(継続審査) 請願第6号

提案理由説明

日程第4 議案説明及び質疑

日程第5 常任委員会付託

日程第6 休会決定の件

午前 10 時 00 分 開会

◎開会・開議

○議長（坂井幸雄議員） おはようございます。

ただ今の出席議員数は、14 名です。定足数に達しております。ただ今から、平成 24 年第 2 回中能登町議会定例会を開会いたします。

諸般の報告をいたします。

本年、3 月定例会において可決されました、「サイバー攻撃・情報保全対策に関する意見書」・「原子力発電所の警備に関する意見書」・「A P E C での T P P 交渉参加表明に抗議する意見書」・「基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書」・「父子家庭支援策の拡充を求める意見書」

以上 5 件は、内閣総理大臣をはじめ関係方面に提出をいたしておりますので、ご了承願います。

加えて、地方自治法第 121 条の規定による、本会議に出席する者を、別紙説明員、職、氏名一覧表として、お手元に配付しましたので、ご了承願います。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、1 番 山本孝司議員、2 番 笹川広美議員を指名をします。

◎会期の決定

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 2 会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 20 日までの 9 日間といたしたいと思っております。これに、

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から 6 月 20 日までの 9 日間とすることに決定いたしました。

◎議案の一括上程

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 3 議案の一括上程

報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例の一部を改正する条例について）

報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度中能登町一般会計補正予算）

報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度中能登町一般会計補正予算）

報告第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算）

報告第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度中能登町介護保険特別会計補正予算）

報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算）

報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算）

報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算）

報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算）

報告第 11 号 平成 23 年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 12 号 平成 23 年度中能登町下水

道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 13 号 平成 23 年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書について

議案第 29 号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第 30 号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 31 号 中能登町史跡雨の宮古墳公園条例の一部を改正する条例について

議案第 32 号 平成 24 年度中能登町一般会計補正予算

議案第 33 号 平成 24 年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第 34 号 平成 24 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

議案第 35 号 指定管理者の指定について

議案第 36 号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

請願第 7 号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書提出の請願書

請願第 8 号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書提出の請願書

請願第 9 号 尖閣諸島をはじめ我が国の領土及び領海を守る体制整備を求める請願

請願第 10 号 緊急事態に対応する法整備を求める請願

請願第 11 号 年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める請願

請願第 12 号 国の教育予算を拡充することについて

請願第 13 号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出を求める請願

請願第 6 号、継続審査です。こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書提出の請願書

以上、報告 12 件、議案 8 件、請願 8 件、の内（継続審査）請願を 1 件を一括議題とい

たします。

#### ◎提案理由の説明

○議長（坂井幸雄議員） 町長からの議案についての提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 皆さん、おはようございます。提案理由の説明を行います。

本日ここに、平成 24 年第 2 回中能登町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私共に何かとご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

新年度に入り、山々の緑も色濃くなり、いよいよ梅雨の季節を迎えました。

昨年度から建築工事が始まった、統合中学校についても、順調に工事が進んでいます。

また、道の駅の造成工事も順調に工事が進んでいる状況であります。

特に、統合中学校における懸案としていた用地取得も解決することができました。

そして、校歌の制定や通学などのソフト面の協議も順調に進めているところであります。

今後とも、事業の進捗に皆様方のご理解とご協力をお願いをいたします。

さて、6 月 9 日に実施をされた石川県原子力防災訓練において、約 100 名の町民の皆様方にご参加をいただき、住民避難訓練や通信訓練等を実施いたしました。

中能登町では、こうした大規模な原子力防災訓練への参加は、初めての試みとなりましたが、今回の訓練を振り返り、町民の皆様方の安全安心を確保できるよう訓練内容の充実を図っていくよう努力してまいりますので、よろしくをお願いをいたします。

続いて、昨年 3 月 11 日に発生をした東日本大震災から、早や 1 年 3 カ月が経過しましたが、遅々として復旧や復興に時間を要している状況にあることは、ご承知のとおりであります。

このことを受け、本年4月から6月にかけて、宮城県名取市へ税務事務経験職員を各月交替で3名を派遣し、引き続き10月から12月にかけても各月交替で3名の職員を派遣し、被災地の復旧・復興支援の一助として、業務にあたらせることとしています。

なお、これまでに東日本大震災への被災地へ町職員を宮城県名取市や石巻市、女川町、岩手県陸前高田市へ15名の職員を派遣をしています。

次に、5月18日に視察した三重県紀宝町の状況について報告をさせていただきます。

紀宝町は、三重県の最南端に位置し県境を流れる一級河川熊野川を渡れば和歌山県となる、紀伊半島でも紀州と呼ばれる風光明媚なところとして知られています。

昭和63年には、ウミガメ保護条例を全国に先駆けて制定し、ウミガメ産卵場所として保護に取り組んでいる町でもあり、年間平均気温は17度で、一年を通して各種のミカンが採れる地域であります。

ここ紀宝町は、昨年9月の台風12号による、紀伊半島一帯を襲った記録的な豪雨により、河川の氾濫や土砂崩れが各所に発生し、一千棟を超える家屋浸水が発生するなど、過去に例を見ない甚大な被害を受けた地域であります。

今年1月に、東京都で開催された都道府県町村会会長会議で知り合ったことがきっかけとなり、先の4月12日に紀宝町の西田町長を含む5人の一行による、中能登町の行政視察訪問を受け、このことが機会となり、私を含む5人で、今度はこちらから行政視察訪問を行ったものであります。

今後は、文化・スポーツでの交流をはじめ、各界各層の民間を含めての深い付き合いに発展し、両町の発展のため、互いに協力し、助け合う状況を作っていくたいとの共通の認識を確認をいたしました。

このことは、新聞にも報道があったとおり、

私からは「互いに切磋琢磨する関係を築きたい」とお話をさせていただいたところ、西田町長からは「縁で結ばれた糸を、太い絆にしていければ」との言葉となったものであります。

このように、様々な自治体との関係が深まりつつある現状ではありますが、ご存知のとおり、近年の自然災害は大きな地震や津波が発生し、地球規模での気候の変動と考えられる暴風雨や竜巻、集中豪雨による河川の氾濫などの風水害や土砂災害が発生しています。

自然災害の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助での災害対応力を高めていき、連携することが大切だといわれています。

地方自治体においても、自助・共助・公助の連携と訓練を積み重ねることが必要と考えておりますので、今後とも関係各位のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案の主な内容について、順次、説明をいたします。

最初に、報告第2号 中能登町税条例の一部を改正する条例について専決処分承認を求めます。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人町民税の均等割額を平成26年度から平成35年度の間、3,000円を3,500円に引き上げるほか、退職所得に係る個人町民税の10%税額控除を廃止するなどの、所用の改正を行ったものであります。

次に、報告第3号 平成23年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,196万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137億5,540万円とするもので、職員退職手当組合負担金を増額し、3月29日付けをもって専決処分を行いましたので、報告するものであります。

次に、報告第4号から報告第10号までは、

平成 23 年度補正予算であり、いずれも事業費の確定に伴い、3月30日付けをもって専決処分を行ったものであります。

まず、報告第 4 号 平成 23 年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 4,411 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133 億 1,128 万 5,000 円とするものであります。

また、第 2 表の繰越明許費につきましては、主に古墳公園とりや芝生広場拡張工事、及び道の駅整備事業、並びに道整備交付金事業などの事業について、年度内の予算支出が見込めないため翌年度へ繰り越すものであります。

次に、第 3 表の債務負担行為補正につきましては、統合中学校建設事業の限度額を変更するものであります。

第 4 表の地方債補正につきましては、事業費の確定により、それぞれ必要額を計上したものであります。

補正予算の主なものは、歳入では、地方交付税及び各種交付金、並びに町債などを増額し、これにより財政調整基金繰入金を減額したものであります。

歳出では、統合中学校建設工事費の減額などであります。

次に、報告第 5 号 平成 23 年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 142 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 282 万円としたものであります。

補正予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の減額等で、実績に基づき精算措置を行ったものであります。

次に、報告第 6 号 平成 23 年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,053 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18 億 8,003 万

9,000 円としたものであります。

補正予算の主なものは、事業費の確定に伴う介護サービス費等の減額であります。

次に、報告第 7 号 平成 23 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 1,579 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 6,852 万 9,000 円としたもので、療養給付費交付金などの医療費等の実績に基づき精算措置を行ったものであります。

次に、報告第 8 号 平成 23 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,501 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 2,141 万 7,000 円としたもので、公共下水道施設管理費及び農業集落排水施設管理費の精算による減額であります。

次に、報告第 9 号 平成 23 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 345 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,895 万 5,000 円としたもので、西馬場地区の分譲宅地販売等の精算による増額であります。

次に、報告第 10 号 平成 23 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 641 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,506 万 2,000 円としたもので、年度末の精算による管理費及び施設整備事業費の減額であります。

以上の報告第 2 号の条例改正及び報告第 3 号から報告第 10 号までの平成 23 年度各会計補正予算に係る案件につきましては、地方自治法第 179 条第 3 項等の規定により議会に報告し、専決処分の承認を求めます。

次に、報告第 11 号 平成 23 年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書、報告第 12 号 平成 23 年度中能登町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書、報告第 13 号

平成 23 年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、平成 23 年度から平成 24 年度に予算を繰り越すため、地方自治法施行令第 146 条第 2 項及び地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により議会に報告するものであります。

次に、議案第 29 号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、住民基本台帳法の一部改正により、外国人も住民基本台帳に記載することから、外国人登録法が廃止となるため、所用の改正を行うものであります。

次に、議案第 30 号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、外国人登録法が本年 7 月 9 日に廃止されることから、登録原票記載事項証明が廃止されるため、所用の改正を行うものであります。

次に、議案第 31 号 中能登町史跡雨の宮古墳公園条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例は、雨の宮古墳公園内にある王墓の館の入館料について、高校生の入館料を定めるものであります。

次に、議案第 32 号 平成 24 年度中能登町一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 3,851 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 126 億 6,348 万 7,000 円とするものであります。

また、第 2 表の地方債補正につきましては、一般町道整備事業及び統合中学校建設事業の予算配分額決定により、必要額を計上したものであります。

補正予算の主なものとして、歳入では、土木費国庫補助金で道整備総合交付金 4,804

万円、一般町道整備事業債 6,400 万円を増額し、財政調整基金繰入金 2,379 万 9,000 円、統合中学校建設事業債 5 億 7,290 万円を減額するものであります。

続いて、歳出では、各款にわたり 4 月の人事異動に伴う給与費等の組み替えを行っております。

また、民生費では、子ども手当等支給事業から児童手当等支給事業へと制度が変わることから細目の組み替えを行い、農林水産業費では、水田営農体制確立事業の県補助金の額の確定により増額を行い、商工費では、多様な担い手協働モデル事業の県補助金の確定による増額と、小田中古民家の板塀の設置工事を行うとともに、教育費では、統合中学校建設費について、公立学校施設整備費国庫負担金が、平成 23 年度において前倒しで認可を受けたため、本年度分を減額するものであります。

次に、議案第 33 号 平成 24 年度中能登町介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 72 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 2,372 万 2,000 円とするものであり、4 月の人事異動に伴う給与費の組み替えにより増額するものであります。

次に、議案第 34 号 平成 24 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 12 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 6,079 万 6,000 円とするもので、4 月の人事異動に伴う給与費の組み替えにより増額するものであります。

次に、議案第 35 号 指定管理者の指定についてであります。

「道の駅織姫の里なかのと」の管理を、能登わかば農業協同組合を指定管理者として指定するものであります。

最後に、議案第 36 号 石川県後期高齢者

医療広域連合規約の変更についてであります。

この規約の変更は、外国人登録法が本年の7月9日に廃止されることから、所用の改正を行うものであります。

以上、本日提出をいたしました議案各件につきその大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂井幸雄議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案説明書、質疑の準備のために、10時40分まで休憩といたします。

よろしくお祈りします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

#### ◎議案質疑

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第4 議案説明及び質疑

これより、第2回定例会に上程されております、報告第2号から報告第13号及び議案第29号から議案第36号までについて、一括して議案の説明及び質疑を行います。

これより、上程議案の説明に入りますが、執行部におかれましては、簡潔、明瞭で的確なものとするように要請いたしておきます。

それでは、これより議案の説明及び質疑を行います。

最初に、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例の一部を改正する条例について）の説明を求めます。

議案書は、1ページから8ページとなります。

植田税務課長

〔植田一成税務課長登壇〕

○植田一成税務課長 それでは、報告第2号

の説明をさせていただきます。

議案書は、1ページから8ページでございますけれども、別添といたしまして条例等の提出案件資料という横長の資料が配付されておりますので、その1ページに基づきまして説明をさせていただきます。

2項目目の概要というところから説明をさせていただきます。

まず、個人町民税関係でございます。(1)の雑損控除につきましては、従来1年間であったものを大規模な災害等については、3年間に対象期間を延長するものであります。

(2)個人町民税の均等割については、東日本大震災復興基本法の基本理念に基づき、地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源確保のために、臨時措置として平成26年度から平成35年度の間、3,000円から3,500円に引き上げる措置をお願いするものであります。個人県民税も同様に1,500円から2,000円に引き上げになります。

均等割の納税義務者は9,000人ほどでありますので、町民税で年間総額で450万円ほどになります。

(3)の退職所得につきましては分離課税であり、一定の経費を引き、10%控除後に税率を乗じていたものを廃止するものであります。毎年、50人から60人程度の方が該当します。町民税としては、50万円程度の増額が見込まれます。

続きまして4番目、年金につきましては、特別徴収義務者により各個人の法的年金等報告書が町に提出されますが、そこに寡婦等の記載が追加されたため住民税の申告において寡婦の申告が必要となるものでございます。

続きまして、固定資産税関係でございます。(1)の新築家屋の固定資産税については、3年間、2分の1の軽減措置を行っているものを、2年間延長するものであります。

(2)の固定資産税の土地の負担調整措置は3年間延長をし、住宅用地については、その後



廃止をされます。

3番目ですが、平成20年12月1日に公益法人関連三法が施行されたことに伴い、特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は、一般財団法人が設置している図書館、博物館、幼稚園に係る固定資産税の非課税措置を追加したものであります。

最後に、たばこ税でございます。旧3級品以外の製造たばこについては、平成25年4月より1,000本につき644円引き上げの措置をお願いするものであります。ゴールデンバット、エコー等の3級品の製造たばこについては、1,000本につき305円引き上げの措置をお願いするものであります。

当町では、年間2,000万本程度の売渡しの本数から1,200万円程度の増収が見込まれます。参考に、県たばこ税につきましては、町たばこ税の引き上げ分、下がります。

以上が、今回の中能登町税条例の一部改正の概要であります。よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

報告第2号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、報告第3号 専決処分承認を求めることについて（平成23年度中能登町一般会計補正予算について）、説明を求めます。

議案書は、9ページから17ページとなります。

谷参事兼総務課長

〔谷 敏則参事兼総務課長登壇〕

○谷 敏則参事兼総務課長 議案書、9ページであります。

報告第3号 平成23年度中能登町一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、3月29日付けをもっ

て専決処分を行いましたので、その承認を求めます。

11ページをお開き願います。平成23年度中能登町の一般会計補正予算についてであります。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,196万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ137億5,540万円とするものであります。

続いて、議案書、16ページ、17ページをお開き願います。ここでは、歳出部分から説明を申し上げます。

保育園職員の退職に伴い、給与費における職員退職手当組合負担金を1,196万7,000円を補正増額させていただいたものであります。なお、その財源につきましては、16ページになりますが、歳出において、基金繰入金、財政調整基金繰入金として1,196万7,000円を増額させていただいたものであります。

報告第3号については、以上であります。よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

報告第3号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、報告第4号 専決処分承認を求めることについて（平成23年度中能登町一般会計補正予算について）の説明を求めます。

まず、歳入全般についての説明を求めるといたします。

議案書は、22ページから44ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 報告第4号であります。議案書は、19ページをお開き願います。

平成23年度中能登町一般会計補正予算は、

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づきまして、3 月 30 日付けをもって専決処分を行いましたので、その承認を求めるものでございます。

議案書、21 ページをお開き願います。

平成 23 年度中能登町一般会計補正予算についてであります。第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 億 4,411 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133 億 1,128 万 5,000 円とするものでございます。

次に、第 2 条で、繰越明許費、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費については、第 2 表 繰越明許費、これにつきましては、後ほど説明を申し上げます。

続いて、第 3 条 債務負担行為の関係でございます。この変更は、第 3 表 債務負担行為補正によるということではありますが、これについても後ほどご説明を申し上げます。

次に、第 4 条 地方債の変更であります。第 4 表 地方債補正によることとしております。これについても後ほど説明を申し上げます。

続きまして、27 ページをお開き願います。

第 2 表 繰越明許費についてご説明申し上げます。

まず、民生費、社会福祉費においては、中能登町障害福祉計画等策定事業費に 194 万 9,000 円、この 1 件をお願いするものです。

続いて、衛生費では、保健衛生費で、水道事業会計繰越金として 9,750 万円をお願いするものであります。

続いて、農林水産業費の農業費では、水田営農体制確立事業 1 億 285 万 2,000 円を含めまして 4 件をお願いするものであります。総計としては、1 億 9,588 万 2,000 円となるものであります。

続いて、商工費であります。古墳公園とりや芝生広場拡張工事で、1 億 8,995 万 9,000

円であります。この 1 件であります。

続いて、土木費では、道路橋梁費、28 ページにわたっておりますけれども、町道 R-193 号線道路改良工事を含む社会資本整備総合交付金事業等、合わせて 9 件をお願いするものであります。総計は、4 億 1,503 万円となるものであります。

続きまして、教育費であります。教育総務費、統合小学校基本設計業務 2,000 万円、及び中能登中学校新築工事管理委託業務等、中学校関連の事業として、合わせて 7 件をお願いするものであります。総計は 16 億 9,651 万円になります。

そのほか、社会教育費として、雨の宮一号墳出土品保存処理修復・台座製作等委託業務、これについては 400 万 1,000 円となります。合わせて教育費では 8 件であります。

以上、交付金事業及び統合中学校の新設工事費等含めて全 24 件、金額にしますと 25 億 9,497 万 2,000 円についてお願いをするものであります。

なお、報告第 1 号では、繰越計算書を貼付しておりますので、財源内訳等については、後ほどご説明を申し上げます。

続いて、29 ページをお開き願います。第 3 表 債務負担行為補正についてであります。ここでは、統合中学校建設事業費として限度額を工事請負費から減額の 4 億 7,643 万 6,000 円とし、工事請負費額を 19 億 3,597 万 9,000 円とするものであります。

次に、工事監理費では、減額の 507 万円とし、工事監理費を 2,333 万 5,000 円とするものであります。この部分につきましては、24 年度事業としてみておいたものを前倒しとなりました。そういった関係で減額をさせていただいたものであります。該当は中学校新設事業の共同調整場第 2 期分となるものであります。

続いて、ページ、30 ページをお開き願います。

第4表 地方債補正についてご説明を申し上げます。

この部分は、事業の確定により行わせていただいたものであります。一般町道整備事業債では、1,170万円を減額し、3億5,390万円としたものであります。

続いて、地方特定道路整備事業債においては、610万円を減額し、110万円としたものであります。

続いて、公園整備事業債であります。1億8,050万円に10万円を減額しまして、1億8,040万円としたものであります。

もう1点、統合中学校整備事業債では、減額の3億420万円とし、19億4,370万円としたものであります。減額総計として3億2,210万円であります。総額は、32億7,527万9,000円としたものであります。以上についてよろしくお願いをいたします。

それでは続いて、33ページをお開き願います。

以下、歳入でございます。23年度決算に基づく精算措置を行ったものでありますが、ここでは町税について税務課長より説明を申し上げさせていただき、その後、また私より以降について説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 植田税務課長

○植田一成税務課長 それでは、ページ、33ページをお願いします。

歳入の町税についてご説明を申し上げます。

まず、個人町民税を418万7,000円を増額したものでございます。内訳といたしまして、現年課税分334万円、滞納繰越分84万7,000円を増額したものでございます。

現年課税分に関しては、5月末の徴収見込額を、滞納繰越分に関しては、3月末の徴収の確定により計上をいたしました。

続きまして、法人町民税を2,142万5,000円を増額したものでございます。現年課税分に関しては、法人町民税は申告納付の積み上

げですが、数社の大きな法人が12月の決算で、今年2月末納付のため、業績が上がったことから、今回2,140万円を増額とさせていただいたものでございます。

滞納繰越分につきましては、3月末の徴収の確定により2万5,000円を計上いたしました。

続きまして、固定資産税1,776万7,000円を増額したものでございます。現年課税分に関しては、5月末の徴収見込額により500万円を増額したものでございます。

滞納繰越分については、裁判所に交付要求を提出していたものが、今年3月中に配当があり、税に充当したことから、今回1,276万7,000円を増額したものでございます。

続きまして、軽自動車税12万5,000円を増額いたしました。3月末の徴収の確定により、滞納繰越分12万5,000円を増額いたしました。

最後に、町たばこ税8万6,000円を増額いたしました。町たばこ税も申告納付であり、最終の確定により増額したものでございます。

以上で歳入の町税についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

申し訳ございません。訂正いたします。最後のたばこ税につきましては、86万円を増額したものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼総務課長  
○谷 敏則参事兼総務課長 引き続きご説明を申し上げます。

ページは、34ページをお開き願います。

歳入項目について説明を申し上げますが、年度末の精算事業の確定に基づいて、各々増減をさせていただいたものであります。

まず、地方揮発油譲与税であります。426万3,000円を増額し、3,226万3,000円としたものであります。

続いて、自動車重量譲与税であります。減額の126万6,000円を減額し、8,373万

4,000円としたものであります。

続いて、利子割交付金であります。減額の115万9,000円、総額684万1,000円としたものであります。

続いて、配当割交付金であります。138万1,000円を増額し、288万1,000円としたものでございます。

続いて、株式等譲渡所得割交付金であります。4万6,000円を増額で、84万6,000円としたものでございます。

続きまして、地方消費税交付金では、1,079万9,000円を増額し、1億5,079万9,000円としたものでございます。

続いて、ページ、35ページになります。自動車取得税交付金、ここでは104万9,000円を減額し、2,895万1,000円としたものでございます。

続いて、地方特例交付金でございます。2,091万2,000円を増額し、3,091万2,000円としたものでございます。

続いて、地方交付税でございます。7億2,199万5,000円を増額し、49億2,199万5,000円としたものでございます。地方交付税についての内訳として申し上げます。普通交付税では、この増額をしましたけれども、普通交付税では、4億164万7,000円が増額分、特別交付税におきましては、3億2,034万8,000円が増額分、合わせて7億2,199万5,000円となったものであります。

決算額としましての総額を申し上げます。普通交付税では、43億164万7,000円となりました。特別交付税におきましては、6億2,034万8,000円になりました。合わせまして、49億2,199万5,000円となったものであります。

続きまして、交通安全対策特別交付金であります。6万8,000円を増額し、306万8,000円としたものでございます。

続いて、分担金負担金であります。以下36ページ以降にあります、使用料及び手

数料、国県支出金については、事業の確定により増額をさせていただいたものであります。ここでは、説明を省略をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

続きまして、ページは41ページをお開き願います。寄附金でございます。一般寄附金では、9万9,000円を増額し10万円としたものであります。この関係につきましては、高柳さんという方から図書購入寄附金としていただいたものでございます。

続いて、児童福祉寄附金についても9万9,000円を増額であります。ここにつきましても、保育園の図書購入ということで10万円を匿名の方からいただいたものでございます。

続いて、ふるさと応援寄附金でございます。30万円の増額としております。松田さんという方から10万円、久島さんという方から20万円の、合わせて30万円のふるさと応援寄附金をいただきました。

なお、年額では、合わせまして400万円という数字になりました。件数にして30件であったことを報告を申し上げます。

続きまして、繰入金であります。財政調整基金繰入金として減額をさせていただいております。金額につきましては、11億3,291万4,000円でございます。この部分は大きくなっておりますけれども、地方交付税で先ほど申し上げました7億2,199万5,000円、そのほかに公立学校施設国庫補助分として1億5,382万4,000円、ほかの金額が入ってきたということで大きな減額となったものでございます。

なお、23年度中の取り崩し総額を申し上げます。6,648万円となったものであります。

続きまして、繰入金、特別会計繰入金でございます。346万9,000円を増額をさせていただいたものであります。中身としましては、分譲宅地造成事業特別会計繰入金としております。この部分につきましては、ゆりが

丘の区画の売り払いがあったということでございます。これにつきましても、年の、年といえますか、今の時点での結果として35区画中、31区画が完売をしたということでございます。4区画が今、残っておるということでございます。

続いて、42ページをお願いいたします。諸収入の雑入でございます。ここでは、流域育成林整備事業で81万1,000円の増額をさせていただいております。この部分につきましては、中能登森林組合が町有林を間伐し、その収益から経費を差し引いた分として増額計上をさせていただいたものでございます。

続いて、43ページをお開き願います。教育文化課雑入でございます。3,438万2,000円の計上でございます。この部分につきましては、石動山大宮坊災害建物の保険料として受けたものでございます。

もう1点、中学校雑入で74万4,000円を計上させていただいております。この部分につきましては、北信越大会、全国大会の派遣補助が中体連の方から入ったものでございます。

次に、44ページをお開き願います。町債に関係しております。この部分につきましては、事業の確定により減額をさせていただいたものでございます。

歳入については以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについての質疑の方、ございませんか。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

続いて、同じく報告第4号 専決処分を求めることについて（平成23年度中能登町一般会計補正予算）の歳出についての説明を求

めます。

まず、第1款議会費から、第2款総務費について説明を求めます。

議案書は、45ページから58ページとなります。

橋本議会事務局長

〔橋本教示議会事務局長登壇〕

○橋本教示議会事務局長 それでは、45ページをお願いいたします。第1款議会費で、1目議会費で167万3,000円の減額です。総額で1億1,524万2,000円となります。主な内訳につきましては、3細目議会運営費で41万7,000円の減額です。

次に、4細目議会調査活動費で12万円の減額となります。

次に、5細目議会事務局費で85万4,000円の減額です。いずれも事業確定に伴う精算措置でございます。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 引き続き、46ページをお願いいたします。以下、全款にわたり年度末の精算措置をとらせていただいたものでありますが、給与費につきましては、その精算措置の関係で行わせていただいたものであります。

以下、説明については省略をさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、一般管理事業についてご説明を申し上げます。617万5,000円を減額したものでございます。この中では、特に47ページをお開きいただきたいと思っております。例規集のデータベース作業業務として135万円の減額をさせていただいております。これは、実績に伴うものでございますが、条例の改正等につきまして、この作業が必要となつてまいります。件数が当初予想を下回ったということで減額をさせていただいたものでございます。

続いて、48ページをお願いいたします。

上段の方であります。七尾鹿島広域圏事務組合分担金、総務経常 16 万 1,000 円の増額をさせていただいたものであります。この部分につきましては、R D F 派遣職員の人件費の助成金と、また事業費の確定により精算を行わせていただいたものであります。

続きまして、福利厚生事業でございます。69 万 1,000 円の減額をさせていただいております。この部分につきましては、報償金で 5 万円の増額をさせていただいたものであります。これは、当初の予定を上回って、職員の退職が 2 名ございました。その関係で 5 万円の増額をさせていただいたものでございます。

続きまして、自治振興事業であります。158 万 1,000 円の減額をさせていただいたものであります。説明欄であります。補助金、区長会の分として 135 万 7,000 円の減額をさせていただいております。これは、区長会の研修について 44 名の参加を見込んでおりましたけれども、実績として 36 名の参加ということで減額をさせていただいたものであります。

続きまして、情報管理事業では、減額の 287 万 7,000 円を減額したものでございます。

続きまして、車輛管理事業であります。204 万 6,000 円を減額させていただいたものでございます。この中の 5 万 8,000 円は燃料費として増額をさせていただいておりますが、これは燃料費の高騰によるものということでもあります。よろしく願いをいたします。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 福井情報推進課長

〔福井清研情報推進課長登壇〕

○福井清研情報推進課長 49 ページをお願いいたします。2 目広報広聴費、1 細目広報広聴事業でございます。総額で 262 万 5,000 円の減額を行うものでございます。主なものといたしましては、11 節需用費で印刷製本費、備品修繕費、施設修繕費、総額で

95 万 3,000 円の減額を行うものでございます。

また、13 節委託費でございます。50 ページをお願いいたします。ネットワーク保守で 76 万 2,000 円の減額を行うものでございます。あわせて 28 節の繰出金でございます。ケーブルテレビ事業特別会計の繰出金で、減額 52 万 5,000 円の減額でございます。いずれも事業確定に伴う減額でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 西浦会計課長

〔西浦 順会計課長登壇〕

○西浦 順会計課長 それでは、同じく 50 ページをお願いいたします。3 目 2 細目出納事務費で 7 万 5,000 円の減額をお願いするものでございます。これは、事業確定に伴う精算措置でございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 ページは、51 ページをお開き願います。財産管理費であります。この部分で、鳥屋庁舎管理事業であります。166 万円の減額であります。この中では、デマンド監視装置 5 万 3,000 円の増額をさせていただいております。この部分につきましては、節電対策のために電気使用量測定装置を取り付けております。その関係費でございます。

続いて、一番下段になりますが、ふるさと応援基金積立金 30 万でございます。これは、先に説明をさせていただきましたが、改めて申し上げます。20 万円と 10 万円のご寄附をいただきました。誠にありがたいことではありますが、30 万円であります。合わせて年間として 30 件のご寄附をいただきました。400 万円の総額となったものでございます。

続きまして、52 ページを、すいません。

○議長（坂井幸雄議員） 高橋土木建設課長

〔高橋孝雄土木建設課長登壇〕

○高橋孝雄土木建設課長 同じく、51 ペー

ジ、2細目の鹿島庁舎管理事業で148万6,000円の減額であります。鹿島庁舎管理事業の完了に伴います精算措置であります。光熱費75万1,000円の減額が主なものであります。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 大森参事兼住民福祉課長

〔大森一義参事兼住民福祉課長登壇〕

○大森一義参事兼住民福祉課長 続きまして、3細目の鹿西庁舎管理費であります。178万3,000円の減額であります。いずれも事業確定に伴う精算措置であります。燃料費のマイナス25万3,000円、また光熱費の14万1,000円の減額であります。これはいずれも灯油ストーブの活用による節約というふうなことでの確定でございました。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 引き続きお願いをいたします。ページ、52ページでございます。財産管理事業であります。511万8,000円の減額をさせていただいたものでございます。この中の主なものとしましては、芝生植栽管理業務214万4,000円を減額いたしております。中身としましては、業務の発注時に場所、実施回数等を精査し、実施したことにより減額となったものでございます。

続いて、一番下になりますが、町有林管理285万2,000円でございます。減額をいたしております。この部分につきましては、中能登森林組合実施の間伐によって、補助事業として実施をしたために町費としての金額の減額が発生したものでございます。よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

続いて、交通防犯対策費でございます。326万2,000円の減額をいたしております。ページ、53ページをお願いいたします。この部分で、施設修繕料50万円の減額でございますが、これは実績に伴っての減額となりました。中身としましては、ナトリウム等、カー

ブミラー等の交通安全対策に係る部分となるものでございます。

もう1点、工事請負費205万4,000円を減額させていただいております。これも実績に伴うものでございますけれども、この部分については、区要望事業として実施をさせていただいておる部分でございます。実績に伴って減額をさせていただいたものでございます。よろしくをお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

〔広瀬康雄企画課長登壇〕

○広瀬康雄企画課長 続けて、53ページになります。企画費になります。210万2,000円の減額で1億5,935万6,000円としたものであります。

2細目60万6,000円の減額、企画総務費であります。

続いて54ページ、4細目の駅管理委託費で13万5,000円の減額。5細目広報安全対策交付金事業で11万1,000円の減額。いずれも年度末の精算による減額でございます。

続いて、7目の地域づくり推進費で36万8,000円の減額をして、2,099万2,000円にしたものであります。2細目では、男女共同参画推進事業で36万8,000円の減額であります。年度末の事業確定による精算措置でございます。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 植田税務課長

○植田一成税務課長 56ページをお願いいたします。賦課徴収費295万8,000円を減額をお願いするものでございます。内訳をいたしまして、印刷製本費2万3,000円、通信運搬費35万5,000円、委託料3万2,000円、還付金及び還付加算金、町税過年度還付金254万8,000円を減額するものでございます。いずれも事業の確定による精算措置でございます。よろしくをお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 大森参事兼住民福祉課長

○大森一義参事兼住民福祉課長 続きまして、

2 款の 3 項戸籍住民台帳費であります。ここでのページは、57 ページであります。2 細目の戸籍住民基本台帳費におきまして、減額の 467 万 9,000 円であります。主な内容のものとしたしましては、いわゆる報償費、定住促進奨励金で減額の 435 万円の減でありました。これは、当初より対象者の数が少なかったというものであります。あとは事業確定に伴う精算措置であります。

続きまして、3 細目の人権擁護活動推進事業であります。5 万 8,000 円の減額であります。これにつきましても事業確定に伴う精算措置であります。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 引き続き 57 ページ、一番下段になります。選挙費でございます。選挙管理委員会運営費で 4 万 9,000 円の減額をさせていただいております。事業の完了に伴う精算措置を行わせていただいたものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 橋本議会事務局長

○橋本教示議会事務局長 58 ページをお願いします。監査委員費で 5 万円の減額となります。事業確定に伴う精算措置でございます。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについての質疑、ございませんか。

9 番 上見議員

〔9 番（上見健一議員）登壇〕

○9 番（上見健一議員） 51 ページ、デマンド監視装置の件なんですけども、先ほどの説明で、節電の云々という話がありましたよね。これの効果と、鳥屋庁舎についているんだけど、鹿島庁舎及び鹿西庁舎には無いのは何故かと。その説明を願います。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 上見議員の質疑

についてお答えをさせていただきます。

デマンド監視装置でございますが、ご指摘のとおり鳥屋庁舎のみに設置をさせていただいたものであります。鳥屋庁舎には、中能登町は 3 庁舎がございますけれども、鳥屋庁舎の、とりあえず電力量が今のところまだなかなか、周年から見れば下がるとことは事実なんでありまして、まだ下がり方がいささかという面がありまして、その装置を取り付けさせていただいたものであります。

なお、他、2 つの庁舎については、極力の電源の使用量ということで下がっておることが見えておりますので、まずは鳥屋庁舎ということで。そしてこの装置でございますけれども、基準の電力の使用量を超えたときにはブザーが鳴るといふふうに聞いております。

なお、今後また夏場を迎えてくるわけですが、その辺の電力については、使用量については我々もエコということを十分頭に認識をしておりますので、努力を払っていきなると、そういうふうに思っております。よろしく願いをいたします。

○9 番（上見健一議員） 終わります。

○議長（坂井幸雄議員） そのほか、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

続いて、第 3 款民生費から第 4 款衛生費についての説明を求めます。

議案書は、58 ページから 73 ページとなります。

大森参事兼住民福祉課長

○大森一義参事兼住民福祉課長 それでは、ページは 58 ページであります。社会福祉総務費であります。第 2 細目の社会福祉事業であります。ここでは、減額で 129 万 6,000 円の減額であります。内容で主なものとしたしましては、19 節の補助金であります。中能登社会福祉協議会への補助金が一応確定



をいたしました。減額の110万円というものが主なものであります。

次に、59ページであります。2目の障害福祉費であります。減額で746万4,000円の減額であります。2細目で在宅福祉事業であります。27万3,000円の減額であります。ここでは、福祉タクシー事業の確定によりマイナス9万8,000円。また、一番下の方にありますが、精神障害者の通院公費負担というものが確定をいたしました。減額の16万3,000円が主なものであります。

次に、3細目の自立支援事業ということで、減額の715万円であります。大きなものといましては、20節の扶助費であります。介護給付費の新体系分として減額の62万3,000円。また訓練等給付費といまして、これも新体系分であります。261万2,000円の減額であります。

次に、旧法の施設支援ということで、減額の257万7,000円というものでございますが、これに関しましては、障害者の自立支援法の改正によりまして、事業所の方で新しい体系に移行をするというふうなことで、旧法体系、また旧法、また新法に伴ってですね、各々予算措置をしておりました。でもなかなか事業所の方は新しい方式への切り替えが遅れておったために新法、旧法ともに大きな減額となったものであります。これは、以上であります。

次に、60ページをお開きください。4細目です。認定調査会費です。これにつきましては、財源振り替えを行っております。

次に、5細目の認定調査会費で減額の4万1,000円です。これに関しましては、確定に伴う精算措置です。

次に、3目の老人福祉費です。ここで減額の854万5,000円です。2細目といまして、老人福祉事務事業です。減額の216万9,000円でありま

す。これは失礼いたしました。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 中井介護担当課長  
〔中井厚明介護担当課長登壇〕

○中井厚明介護担当課長 60ページをお願いいたします。2細目老人福祉事務事業216万9,000円の減額でございます。これは、介護保険特別会計の事務費の確定によりまして、特別会計の繰出金を減額するものでございます。

3細目在宅福祉対策事業284万4,000円の減額でございます。これにつきましては、各事業完了によりまして減額の精算措置をお願いするものでございます。

○議長（坂井幸雄議員） 大森参事兼住民福祉課長

○大森一義参事兼住民福祉課長 引き続きまして、ページは61ページです。ここで、4細目で、老人ホーム入所事業です。減額の47万2,000円です。これは養護老人ホームへの措置でございます。現状は9名でございます。

続きまして、5細目の敬老慰問事業です。減額の131万9,000円です。内容といましては、敬老祝金等、また報償品、記念品等の確定に伴い精算措置を行ったものであります。

同じく6細目の老人福祉施設費です。減額の59万7,000円です。主なものといましては、老人福祉センターゆうゆうの指定管理等が確定をしたものが主なものであります。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 中井介護担当課長

○中井厚明介護担当課長 7細目地域包括支援センター事業費29万6,000円の減額をお願いするものでございます。これにつきましても事業完了による精算措置でございます。よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 吉田保健環境課長  
〔吉田外喜夫保健環境課長登壇〕

○吉田外喜夫保健環境課長 それでは、62ページをお願いいたします。4目福祉医療費1,420万3,000円の減額をし、1億2,059万円とするものでございます。主なものとしたしましては、扶助費で心身障害者医療費1,482万5,000円の減額をするものでございます。心身障害者の人数は変わりませんが、月々約120万円の医療費がかからなかったというようなものでございます。

5目国民年金事務費12万円の減額をし、682万2,000円とするものでございます。

2細目で国民年金事業2万7,000円の減額をするものでございます。これについては、事業確定による精算措置でございます。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 大森参事兼住民福祉課長

○大森一義参事兼住民福祉課長 それでは、63ページでございます。6目の健康ハウス憩運営事業であります。59万2,000円を減額をし、2,967万5,000円とするものであります。

1細目ではありますが、主な内容としたしましては、光熱水費、こういった部分につきまして一部増額、19万9,000円の増額であります。19万1,000円の増であります。これはプロパンガスの単価の増のための増額であります。ほかの部分につきましては、確定に伴う精算措置であります。

続きまして、児童福祉総務費でございますが、64ページの方をお開きください。一番上の2細目であります。児童福祉事務事業であります。減額の370万円あります。これは報償金、出産祝金でございますが、これは当初より20名の一応減となったということで確定をいたしましたものであります。

続きまして、3細目子ども手当等の支給事業であります。減額の25万3,000円あります。これにつきましても全て精算措置でございますが、中ほどのひとり親家庭の入

学・卒業の支度金が9万円の増となっておりますが、この部分に関しましては、当初より9人の方が増えたというのが主な内容であります。

続きまして、2目の保育園の運営費であります。ページは65ページであります。中ほどの2細目で保育園の運営費であります。減額の551万8,000円を減額をするものであります。主なものとしたしましては、11節燃料費で14万1,000円の増、また11節の5で光熱費の減額で81万7,000円の減となっております。これに関しましても、いわゆる灯油ストーブの活用によりまして、一部燃料費は上がっておりますが、電気料等に関しては減額というようなものでございます。あとにつきましては、事業確定に伴う精算措置であります。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長  
〔堀内浩一教育文化課長登壇〕

○堀内浩一教育文化課長 続きまして、66ページから67ページにかけてでございます。第3目児童館費、1細目児童館運営費で160万1,000円の減額の補正をお願いするものでございます。いずれも事業完了に伴う精算措置でございます。大きなものとして、7節の臨時雇賃金で48万円の減となっております。11節の備品修繕料2,000円については、消火器の修繕の費用でございます。

続いて、67ページの一番下段のところになります。第4目学童保育事業、1細目学童保育事業でございます。161万1,000円の減でございます。いずれも事業完了に伴う精算措置でございますが、財源の内訳としたしまして、県支出金10万9,000円の増、学童保育運営費に係る県補助金でございます。それから、分担金として保護者保育料48万2,000円の減でございます。これは、当初見込みより学童にあずける児童数が減ったことによるものでございます。

歳出につきましてもの主なものとしたしまし

て、臨時雇賃金で95万3,000円の減でございます。これは、先ほど申し上げました、児童数が当初見込みより減ったことによってパートの人件費が必要となくなったものでございます。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 ページ、68ページ下段の方になります。災害救助費でございます。減額の12万3,000円といたしております。事業の確定による精算措置を行わせていただいたものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 それでは、69ページをお願いいたします。4款1項1目保健衛生総務費587万7,000円を減額し、6億135万1,000円とするものでございます。

2細目で保健衛生事業518万7,000円の減額をするものでございます。主なものとしたしましては、28節の繰出金で国民健康保険特別会計への繰出金484万1,000円を減額するものでございます。

2目予防費で1,370万6,000円の減額をし、5,399万7,000円とするものでございます。

1細目で、感染症予防事業費1,370万6,000円の減額でございます。主なものとしたしましては、70ページをお開きください。扶助費で行政措置予防接種助成ということで1,253万円の減額でございます。内訳は、インフルエンザ予防接種並びにヒブワクチン接種、肺炎球菌ワクチン接種、子宮頸がん予防ワクチン接種、それぞれの接種者の減によるものでございます。

続きまして、3目環境衛生費で98万9,000円の減額でございます。547万5,000円とするものでございます。

1細目で、環境衛生事業97万1,000円の減額をするものでございます。これは、事業

確定による精算措置でございます。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 70ページ中段でございます。墓地管理事業であります。1万8,000円の減額としたものでございます。年度末の精算をさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 70ページをお願いいたします。4目母子保健費325万3,000円の減額をし、1,602万6,000円とするものでございます。

1細目で、母子保健事業325万3,000円の減額をするものでございます。主なものとしたしましては、委託料で医療機関委託個別健診278万9,000円の減額でございます。これについては、事業確定による受診者の減によるものでございます。妊婦健診の受診者の減によるものでございます。いずれも事業確定による減額でございます。

5目老人保健医療費287万9,000円の減額でございます。後期高齢者医療事業で272万1,000円の減額でございます。主なものとしたしましては、71ページの方で繰出金、後期高齢者医療特別会計の方へ224万円の拠出減でございます。

2細目で、老人保健医療事業15万8,000円の減額でございます。これについては、事業確定による精算措置でございます。

6目で、保健事業費298万円の減額でございます。1目で保健事業298万円の減額でございます。主なものとしたしましては、13節の委託料、がん検診で279万6,000円の減額となっております。これについては、がん検診の受診者の減によるものでございます。そのほかは、事業確定による減額でございます。

7目で、健康づくり推進費8万3,000円の減額でございます。これについても、事業

確定による精算措置でございます。

続きまして、72 ページをお願いいたします。8 目で保健センター費でございます。2 細目で保健センター費 35 万円の減額でございます。保健センターの維持管理に伴うものでありまして、事業完了に伴う精算措置でございます。

73 ページをお願いいたします。4 款 2 項 1 目清掃総務費でございます。586 万円の減額をし、3 億 1,139 万 8,000 円とするものでございます。主なものといたしましては、負担金で七鹿広域圏事務組合分担金、ごみ処理 310 万 7,000 円の減額、し尿処理で 84 万 3,000 円の減額をするものでございます。そのほかは、事業完了に伴う精算措置でございます。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

作間議員

〔14 番（作間七郎議員）登壇〕

○14 番（作間七郎議員） ページにすると、71 ページの保健事業費で、先ほど課長は、がん検診が受診率が少なかったと。279 万 6,000 円。その少なかった原因とか要因、何かあったと思うんですよ。その点について、何故これだけ受診率が少なかったかということ、何か課長として捉えておったら教えてください。

○議長（坂井幸雄議員） 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 作間議員からの質疑でございますけれども、保健事業費で委託料、がん検診が 279 万 6,000 円減額ということで、先ほどお答えしたとおり、がん検診の検診者数といいますか、受診者数が減ったその要因は何かあるのかという質問で

ございますけれども、聞いておるところによりますと、なかなか普及はしているつもりなんです。普及促進、がん検診を受けるように促進をしているようですけれども、最大限、受ける人間、年齢的な対象者人間を予算に計上しております。そこで、受診率は悪くはないんですが、結果的に約 300 万円ほどの受診手数料といいますか、委託料が減ったということでございます。ちなみに胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん、肺がんが主なものとなっております。決して受診率が悪いわけではございません。それから、普及、受診をしていただくように、普及はしておるつもりでございます。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14 番（作間七郎議員） 課長の説明を聞いてみると、受診率は何も悪くないと。悪くないのに何で 300 万円近く減額になるがいに。あなたの説明では、受診率は何も悪くないと、ね。整合性がないがいに。一生懸命に啓蒙・啓発して、受けてくださいということ而努力されと思うけどもね。けど受診されないからこだけ減額が出てくれんろ。あなたの言うた、先ほど受診率は全く悪くないけども、減額はこんなやと。何も整合性がないがいに。その点もう一辺。

○議長（坂井幸雄議員） 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 すいません、先ほどの言葉のあれですけれども、受診率、県平均、全国平均ということからして、そんなに悪くはないと申し上げたものでございますので、できるだけ 100%受けていただければいいんですけれども、個人的な理由で断られるといいますか、なかなか受けていただけないというのが現状でございます。ただ、議員言われますように、おっしゃいますように、今後とも受診していただくように、こちらからも普及啓発していくつもりはあります。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14番(作間七郎議員) 今、課長の答弁で分かったんですけれども、これはあくまでも町の予算ですから、全国の平均のことを言わなくてもいいんですよ。町のことだけ言えばいいんですよ。せっかく予算をうったんですから。100%、減額でなしに、ちょうどゼロになるように、一生懸命にまた、更に努力してください。終わります。

○議長(坂井幸雄議員) ほかに、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(坂井幸雄議員) ないようであります。

ここで、昼食のため、1時30分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時30分 再開

○議長(坂井幸雄議員) 議員及び執行部の方々には、クールビズということで、議場が蒸し暑い場合には上着をとっていただいても結構です。

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、第5款労働費から第6款農林水産業費、第7款商工費についての説明を求めます。

議案書は、73ページから80ページとなります。

広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 それでは、議案書の73ページになります。労働費で396万6,000円の減額であります。1細目の労働費、委託料で町の安心安全マップ作成業務で108万8,000円、町施設等の除草作業等業務で190万3,000円の減額。大きな減額がありますが、これは県の基金を利用した失業者対策の基金事業でありまして、当初、6月から雇用を思っておりましたが、ハローワーク等での応募がございませんでして、実際に

応募があったのが9月末になったということで、雇用期間が短くなった関係でこれだけの減額が生じたものであります。以上であります。

○議長(坂井幸雄議員) 堀内教育文化課長  
○堀内浩一教育文化課長 それでは続いて、74ページの2細目緊急雇用創出事業費でございます。この事業につきましては、教育委員会の統合中学校開校プロジェクト事業で活用させていただきました。補正予算では、77万7,000円の減額の補正をお願いするものでございます。これは、スタッフ4名分の人件費を計上して実施したものでございますが、4月、5月について、スタート時に全員のスタッフの確保ができなかったため、その分について賃金、それから社会保険料等に余りを生じたものでございます。以上でございます。

○議長(坂井幸雄議員) 大村参事兼農林課長

〔大村義一参事兼農林課長登壇〕

○大村義一参事兼農林課長 続きまして、74ページをお願いいたします。第6款農林水産業費、第1項農業費、1目1細目農業委員会費5万1,000円の減額であります。これにつきましては、事業確定による精算措置として減額をしたものであります。

2目地域農政推進対策事業費、1細目の地域農政推進対策事業費で19万4,000円の減額であります。この中で、町農業振興地域整備促進協議会委員12万円の減額をいたしておりますけれども、従来でありますと、農振除外の件につきましては、この農業振興地域整備推進協議会で意見も聞いて、会議録の写しを添付しとったわけでありまして、今後はこういった整備組織への協議会を開催しなくてもいいということになりましたので、今回減額をするものであります。従来の農業委員会と農協の意見を聞くということになりましたので、ご理解のほどお願いをいたしま

す。

3目の農業総務費、次のページをお願いいたします。75ページでありますけれども、2細目の農業総務費で333万円の減額であります。これにつきましては、下水道事業特別会計への繰出金の減額であります。

3細目農業施設管理費で104万4,000円の減額であります。これにつきましては、町が管理いたしておりますハウス村、パルみおや、生活改善センター、梅園の事業確定によりまして、今回の精算措置をとらせていただいたものであります。

4目農業振興費、1細目の農業振興費で195万9,000円の減額であります。

次のページ、76ページをお願いいたします。魅力ある園芸品育成事業として43万5,000円の減額をいたしております。カラー野菜の作付けに対しまして町が助成したものであります。平成23年度におきましては、15件の農家で87.5アールの作付けがあったものであります。それと、園芸ハウス、今回2棟分の申請がありましたので22万3,000円の支出をいたしております。その関係で43万5,000円の減額となったものであります。

それから、なかのと農産物特産品開発支援事業として107万円の減額であります。当初これは、25万円の5品目の積算をしておりますけれども、今回、8品目で特産品開発が決まりましたけれども、それにかかった経費があまりなかったと。少し安くなったということで、今回107万円の減額となったものであります。

6目の畜産振興費、1細目の畜産費で8万円の減額であります。事業実績によりまして減額となったものであります。

7目農地費、2細目の農地総務費で62万9,000円の減額であります。これにつきましても、事業費の確定によりまして減額となったものであります。

3細目県営土地改良事業費で66万6,000円の減額であります。負担金での県営ほ場整備事業、滝尾南部地区での54万8,000円の減額が主なものであります。

77ページをお願いいたします。4細目の町単土地改良事業費で5万円の減額であります。これにつきましては、地区から要望がありました水路改修、農道舗装等の工事費の残で減額となったものであります。

5細目土地改良施設維持管理適正化事業費で15万円の減額であります。平成23年度におきましては、下後山の用水改修工事、それと小田中の用水改修工事を行っております。その工事費の残で15万円の減額となったものであります。

8目国土調査費、1細目の地籍調査事業費で108万2,000円の減額であります。平成23年度におきましては、地籍調査といたしまして、藤井、小田中、それから良川、久江、西馬場地区、基準点測量といたしまして能登部上、久江地区の事業を行っております。その精算の維持費の確定によりまして108万2,000円の減額をお願いするものであります。

第2項林業費、1目林業総務費、1細目の56万円の減額であります。

次のページ、78ページをお願いいたします。環境林整備推進事業費として8万1,000円減額をいたしております。これは、手入れ不足の森林整備、間伐の関係でありますけれども、13地区で実施をいたしまして、面積が37.62ヘクタールにつきまして森林整理を行っております。この実績によりまして8万1,000円の減額となったものが主なものであります。

2目林業振興費、1細目の林業振興費で77万5,000円の減額であります。機械借上料で31万円の減額でありますけれども、23年度におきましては、林道4路線での修繕ということで機械の借上を行っております。それから工事請負費につきましては18万

5,000 円の減額でありますけれども、林道の修繕、あるいは林道の舗装ということで、今回3路線につきまして工事を行っております。こういったものが主なものであります。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 続いて、78 ページの商工費になります。96 万 2,000 円の減額であります。そのうち、2 細目商工振興事業費で 79 万 6,000 円の減額であります。年度末事業完了に伴う精算措置を行ったものでございます。

続きまして 79 ページ、観光費であります。総額で 158 万 1,000 円の減額であります。これにつきましても、年度末事業完了に伴う精算措置を行ったものでございます。

続いて、3 目の企業誘致費で 4 万 7,000 円の減額でございます。これにつきましても、年度末事業完了に伴う精算措置を行ったものでございます。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについての質疑の方、ございませんか。

上見議員

○9 番（上見健一議員） 76 ページ、農業振興費の中で、先ほどちょっと説明いただいたんですけれども、ちょっと聞き取りにくいのがあったので、再度答えていただきたいと思えます。なかのと農産物特産品開発支援事業、当初予算は 125 万円、減額 107 万円と。18 万円しか使っていないということなんですけれども、その原因をもっと詳しく説明していただきたいと思えます。

○議長（坂井幸雄議員） 大村参事兼農林課長

○大村義一参事兼農林課長 上見議員の再質疑にお答えをさせていただきます。なかのと農産物特産品開発支援事業として、今回 107 万円の減額でございますが、当初予算では、1 品目 25 万円ということで、5 品目

で 125 万円の積算をさせていただきました。今回、町で開発いたしました、こういう特産品の開発につきましては、8 品目で現在進めておりますけれども、事業費が思ったより少なくかかったということで、総額で 32 万 4,000 円かかっております。この事業費を町が半分負担しますので、今回、16 万 1,000 円ということになりましたので、その分、今回 107 万円の減額をお願いするものであります。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 上見議員

○9 番（上見健一議員） 農産物特産品、どんどん開発して町の産業に役に立てていただきたい。その気持ちはあるんですけども、こんだけありながらもうちょっと品目を増やすとか、そういう努力はなされたんですか。

○議長（坂井幸雄議員） 大村参事兼農林課長

○大村義一参事兼農林課長 再質疑にお答えをいたします。このなかのと農産物特産品開発支援事業につきましては、委員会を作りまして 5 回開催をさせていただきました。いろんなご意見があったわけでありまして、その応募作品の中から、今回 8 品目を決めさせていただくものでありますので、今後、またそういった機会がありましたら、またこういった事業も展開していきたいというふうに思っておりますけれども、今回はこの 8 品目で何とかやっていきたいという思いは持っております。増えるものにつきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（坂井幸雄議員） 上見議員

○9 番（上見健一議員） 8 品目とかというのはよく分かるんですけども、どのような努力をしたかと。もうこれ以上できなかったのかと。それとちょっと関連するんですけども、24 年度の予算でもう 80 万円うってあるんですね。実績からいうたらこんだけいるのかどうかと。努力のあとだよな。それが全然見えてないというふうに考えますけれども、それ

が今の答えが目一杯の努力なのかと。もっと何かできるのか。今年度のやり方も含めて、ちょっと答弁していただきたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 大村参事兼農林課長

○大村義一参事兼農林課長 再質疑にお答えをいたします。先ほど、上見議員の方からご指摘がございましたけども、平成24年度当初予算でも80万円みであるというご指摘がございました。これにつきましては、私どもが今考えておりますのは、この8品目の特産品に対しまして、パッケージ等の開発ケースとして今回みさせていただきました。ただそれが80万円です。少し事業が多いのではないかとご指摘もありますけれども、こういったものにつきましては、今、早急にこういった委員会を開催させていただきまして、また検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、この8品目につきましては、それ以外にも少しいものがあったというのも事実かというように思っておりますけども、いろんなこの決める段階で、委員の皆さんからのご発言、そういったものを参考にいたしまして、基準に基づきまして、この8品目を制定させていただいたものであります。これからまだいろんなものがありましたら、また検討していきたいというふうに思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 上見議員、3回までという申し合わせ事項でございますので、よろしくをお願いします。

○9番（上見健一議員） いいですけども、80万円が多いというのは、ちょっとその誤解しないでください。それだけの努力をせいということなので言うておきます。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） ほかに、ございませんか。

4番 諏訪議員

〔4番（諏訪良一議員）登壇〕

○4番（諏訪良一議員） 同じく76ページ、農林水産業費、農業振興費、魅力ある園芸品目育成事業と、今ほどの質問のなかのと農産物特産品開発支援事業、この2つの事業の相違点と、それから、魅力ある園芸品目育成事業、予算額に対して減額が32%です。ですから、事業の名称からいきますと、私どもとすればですね、大変重要な事業のように理解しているわけですが、実際のこの執行率、執行額、大変小さいと思います。そういうことから、実績を十分踏まえて予算化しておいでるのか、どうか。このあたりのお答えをお願いします。

○議長（坂井幸雄議員） 大村参事兼農林課長

○大村義一参事兼農林課長 諏訪議員の質疑にお答えをさせていただきます。

魅力ある園芸品目育成事業、今回43万5,000円の減額をいたしております。第1点目のカラー野菜の作付けにつきましては、先ほど申し上げましたけども、平成23年度の農家が87.5アールであります。当初予算の面積の予定をしておりましたのは、約2ヘクタールほど予定をいたしておりましたので、大変面積が少なかったということにつきましては、少し反省をいたしております。ただ、22年度と比較いたしますと、このカラー野菜の作付けにつきましては、少し生産量が若干減りましたけれども、そんなに大きな変動はないというふうに思っておりますけども、今後、このカラー野菜の作付けにつきましては、生産農家、またJAとも協力しながら最大限の努力をしていきたいというふうに思っております。ただ、平成23年度の花き面積につきましては、若干多く見込んでいたのかなというふうに反省をいたしております。

それから、先ほど申し上げましたけれども、園芸ハウスの2棟につきましては、今回、急遽認めましたので、2棟、町の方で認めただけでありますけれども、今、平成24年に入



りましてからは、生産農家、また、農事組合法人の方から若干でありますけれども申請が出ておりますので、これも検討していきたいというふうに思っております。

それとあわせて、こういった園芸作物でできたものにつきましては、なかのと農産物の特産品として、また少しやっていけないかということも検討を踏まえながら、このカラー野菜、また園芸ハウスのできました作物につきましては、道の駅等で販売することを条件としておりますので、できるだけ道の駅での販売促進にも今後強力に進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） もう少しですね、事業名を絞って、そしてしっかりした算出根拠のもとで事業を実施していないから減額率85.6%という、こんな高い結果になってくるのではないかと、こんなように思います。このあたりを、今後どのようにお考えですか。

○議長（坂井幸雄議員） 大村参事兼農林課長

○大村義一参事兼農林課長 再質疑にお答えをいたします。魅力ある園芸品目育成事業での、まずカラー野菜の関係でありますけども、今後、町といたしまして、先ほど申し上げましたけども、生産農家、そしてJA能登わかば農協等協議をしながら、生産農家の1件でも多く面積を増やしていきたいというふうに思っております。

それと、園芸ハウスにつきましては、今後、これから一般農家の方々からも申し込みがあるというふうに考えておりますので、これにつきましては、今後も助成をしていきたいというふうに思っております。

○4番（諏訪良一議員） 終わります。

○議長（坂井幸雄議員） そのほか、ありませんか。

宮下議員

〔5番（宮下為幸議員）登壇〕

○5番（宮下為幸議員） 74ページの緊急雇用創出事業費77万円削減ということで、統合中学のプロジェクトチームの雇用とかと言われたんですけど、それはもう一回詳しくちょっと説明を。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長  
○堀内浩一教育文化課長 本事業につきましては、国の補助を得まして、統合中学校開校夢プロジェクト事業の中で学力向上と、それからスポーツ振興、児童生徒の体力アップ、それを主としてスタッフ4名で対応していきたいというふうに考えておりました。事務局を預っていた方1名、それから学力向上、それから体力アップということで、現場に出させていただく方2名と、それから兼務の方1名という形で事業を行いました。

ただ、事業スタート時には、事務局1名の方しか採用といいますか、仕事をしていただけて、なかなか適切な人材が4月当初から確保できなかったと。そういうことで、お1人の方については8月からなんとか仕事に就いていただいたと。それからあと2人については、6月から仕事に就いていただいたということで、スタート時に人材が揃わなかったということで、その方の人件費が結果的に余ってしまったと、そういうことになります。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） そしたらですね、この補助金の前に戻るんですけど、この39ページに緊急雇用創出事業補助金ということで377万2,000円が減額になっとるんですよ。減額になっていて、この労働費の中で377万2,000円減額になっとるんですけど、結局ここには、緊急雇用創出事業補助金ということで377万2,000円が減額になっとるわけですね。この労働費の中を見ても、これは今言われた、堀内課長言われた77万7,000円というのは分かるんですけど、この

県の体育協会とか県の勤労体育協会、県の勤労文化協会とか、こういうものを含めて緊急雇用創出事業費補助金というんですか、これ。それ、どんながですか。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 宮下議員の質疑にお答えをいたします。

県の補助金の対象になっていますのは、先ほど私が説明した労働費の中の委託料の町安心安全マップ作成業務、それと町の施設等の除草作業等業務、これが緊急雇用の対象になっておりまして、1細目の労働費の中に委託料で組み込んでおります。

それと、今ほど堀内課長が申しあげました学校の方で使っていた、3本立てで県の方へ申請をしておりまして。そういうことで、実績に基づく減額が歳入の方であります377万2,000円の減額になったということで、今ほどおっしゃいました県の勤労者体育協会とか、これは全部単費であります。補助対象ではございません。町の純粋な持ち出し分であります。以上です。

○5番（宮下為幸議員） 終わります。

○議長（坂井幸雄議員） その他、ございませんか。

若狭議員

〔10番（若狭明彦議員）登壇〕

○10番（若狭明彦議員） 73ページ、第5款1目1細目労働費、町安心安全マップ作成業務の減額なんですけど、この中身について説明をお願いしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 今ほどの若狭議員の質疑にお答えいたします。

この町の安心安全マップにつきましては、この基金事業は21年、22年、23年、3カ年の事業で緊急雇用事業が実施されました。そういうことで、21年、22年にかけて町の空き家の状況とかカーブミラーとか規制標識、止まれとか、そういうものを21年、22年

にかけて、この事業で町の全域にわたってそういうものを調べていただきました。そういうことで、23年度につきましては、それらの調べた地図を電子地図ですね。コンピュータ上で見れる地図におとす作業を23年度はしていただきました。これは、21年、22年にかけて調べた位置、座標値になります。東経、緯度の関係で電子地図の中におとし込むというようなデータづくりを23年度については行っていただきました。内容的にはそういう23年度の内容になっております。安心安全マップの電子データ化をしていただいたということになります。

○議長（坂井幸雄議員） 若狭議員

○10番（若狭明彦議員） 今、ただ今説明を受けたわけですが、このマップの中に町民に対してどのようにPRというか、説明してあるのか、ないのか。ただ、行政だけで網羅しながら自分たちのがやっているのか。町民に対してどういうふうな説明があったのか、なかったのか。それとも、マップということでございますんで、多分地図じゃないかと思ったりもするんですが、そういうことも製作されたのかどうか。その結果というか、効果はどうだったかということを説明お願いします。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 若狭議員の再質疑にお答えをいたします。

21年、22年度には、これはシルバー人材センターの方へ委託して作業を行っていただきました。その成果品といいますか、完成したものは、町の住宅地図にその箇所を色塗りをしておとしていただいて、紙ベースで成果品としていただきました。そういうことで、そういう簿冊だけを揃えていても大人数では活用ができないということから、23年度には電子地図の中におとし込むという作業を行って、現在のところは公表はしていませんが、一応職員のパソコン上で見れる、情

報共有できるようなものにしたということ  
で、23年度は行いました。まだデータの移  
行はおとしておりませんが、地図データを職  
員で共有で見れるソフトが入っておりますの  
で、それらの中におとし込んで職員で情報を  
共有したいというふうなことで活用してい  
きたいというふうに思っております。町民に  
対しての公表というのは今のところ考えて  
おりません。

○10番(若狭明彦議員) 分かりました。

○議長(坂井幸雄議員) ほかに、ござい  
ませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(坂井幸雄議員) ないようであり  
ます。

続いて、第8款土木費から第9款消防費に  
ついて、説明を求めます。

議案書は、80ページから84ページとな  
ります。

高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 80ページをお  
願いをいたします。8款土木費、1項1目2  
細目の土木総務費では、3,163万9,000  
円の減額であります。下水道事業特別会計の  
事業費の確定により、繰出金の減額をする  
ものであります。

続きまして、81ページをお願いをいた  
します。2項1目1細目の道路橋梁総務費  
では、7万5,000円の減額であります。負  
担金の確定による減額であります。

次に、2目1細目の道路維持費では、13  
万8,000円の減額をいたしております。そ  
れぞれ事業の完了に伴います精算措置であ  
ります。

次に、3目1細目の道路新設改良費では、  
106万6,000円の減額であります。事業  
費の確定に伴います減額であります。

次に、2細目の社会資本整備総合交付金  
事業では、435万円の減額であります。こ  
れにつきましても、事業費の確定に伴います減

額であり、工事費425万4,000円の減額が  
主なものであります。以上です。

○議長(坂井幸雄議員) 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 続いて、3細目の道の  
駅整備事業費であります。236万3,000  
円の減額であります。これは委託料の中の  
実施設計業務の入札残ということで、今回  
精算をさせていただきました。以上です。

○議長(坂井幸雄議員) 高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 続きまして、4  
細目の道整備交付金事業では、27万8,000  
円の減額をお願いをいたします。それぞれ  
事業費の確定によるものであります。

82ページをお願いをいたします。4目1  
細目の除雪費では、180万4,000円の減  
額であります。11節の消耗品費では、110  
万8,000円の減額、これにつきましては、  
除雪機械のタイヤチェーンの切断を想定し  
ておりましたが、交換したチェーンは1台  
だけというようなことで大きな減額となっ  
ています。

また、同じく燃料費15万9,000円の増  
額につきましては、地区へ貸し出しをして  
おります小型除雪機の稼働時間が予想より  
多かったということで増額となっております。

また、光熱費56万円の増額につきまし  
ては、消雪設備の電気料であります。これ  
につきましても、稼働時間が多かったとい  
うことで増額になっております。

次に、13節の委託料では、凍結防止剤  
散布委託料で136万円の増額であります。  
昨年度冬期、低温が続いたということ  
で、散布時間が増えたものであります。

同じく、消雪ノズル・さく井設備点検  
委託料では、157万5,000円の増額  
であります。点検作業の単価見直しによ  
るものであります。

続きまして、除雪作業では、485万7,000  
円の減額であります。全町一斉除雪5回  
を見込んでおりましたが、結果として全  
町一斉除雪は4回で済んだということ  
で減額となったものであります。

次に、14 節使用料及び賃借料では、71 万円の増額であります。除雪機械の借り上げ台数を 1 台増やしまして、除雪時間の短縮を図ったものであります。

また、歳入では、昨年度の冬は日本海側で大雪に見舞われまして、全国平均の降雪値が過去 5 年平均に対しまして 1.5 倍に達しました。そういったことで、国の方から追加支援といたしまして、雪間地域道路事業費 500 万円の国庫補助金を受けております。

次に、3 項 1 目 1 細目の河川総務費では、10 万 8,000 円の減額であります。負担金の確定による減額であります。

83 ページをお願いいたします。4 項 1 目 1 細目の町営住宅管理費では、59 万 2,000 円の減額であります。住宅の退去者が見込みより少なかったというようなことで、施設修繕料 60 万 6,000 円の減額が主なものであります。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 ページ、83 ページ、引き続きになります。消防費についてご説明申し上げます。

消防総務費 708 万 4,000 円の減額、消防施設費 9 万 5,000 円の減額、防災対策費 75 万円の減額とさせていただいております。年度末の精算手続きをとらせてもらったものでございます。この消防総務費について 1 点であります。七尾鹿島事務組合分担金につきましては、負担金の確定等により額が決定をいたしましたので、計上をさせていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） ただ今、説明を受けたことについての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

続いて、第 10 款教育費、第 12 款公債費についての説明を求めます。

議案書は、84 ページから 97 ページとなります。

堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 続きまして、84 ページの 10 款教育費の 1 目教育委員会費、1 細目教育委員会費でございます。5 万円の減額の補正をお願いするものでございます。事業完了に伴う負担金の減でございます。

続いて、第 2 目事務局費、2 細目学校教育事務局費で 748 万円の減額の補正をお願いするものでございます。財源内訳は、国庫支出金として特別支援教育奨励費補助金として 1 万 5,000 円です。あと、繰入金で学校図書館整備基金繰入金で 25 万 6,000 円の減、それから雑入で 5,000 円の増となっております。あと一般財源で 724 万 4,000 円の減でございます。いずれも事業完了に伴う精算による減額がほとんどでございます。ただ、このうち大きなものとして、7 節の臨時雇賃金でございますが、318 万円の減となっております。これは、特別支援教育支援員の賃金の減となるものでございます。当初予算では、町内 5 小学校で、5 つの小学校で 10 名を見込んでおりましたが、年度途中で辞められたり、緊急雇用創出事業で対応できるものがあつたため、7.5 人分の実質的な支出となったもので、318 万円の減額をお願いするものでございます。

20 節の扶助費では、就学援助費で 258 万 5,000 円の減となっております。当初、小学生 45 人、中学生 45 人の 90 名を見込んでおりましたが、実績では、小学生 46 人、中学生 36 人、計 80 人となって減額となったものでございます。

次、85 ページ、3 細目の統合中学校建設費でございます。1 億 6,830 万円の減額の補正をお願いするものでございます。特定財源の内訳として、国庫支出金分として、公立学校施設整備費国庫負担金として 1 億 5,382 万 4,000 円。それから地方債として 3 億

420 万円でございます。年度末に伴う精算による減額と入札による減額、それから年度末に追加補助金が交付されたことによるものでございます。

このうち、主なものといたしまして、13 節委託料では、統合中学校新築工事の監理業務として、これは 86 ページになります。398 万円の減。統合中学校建設事業雨水排水協議修正業務で 102 万 7,000 円の減となっております。

15 節の工事請負費で 1 億 6,183 万 9,000 円の減となっております。監理委託業務の減は入札に伴う減額。それから雨水排水協議修正業務については、懸案としておりました未買収地について年度末の時点ではまだ買収とならずに、雨水排水の協議の修正業務ができなかったということでございます。

工事請負費の減は、校舎・体育館・共同調理場の入札に伴う減と、国の債務負担割合が当初予定、23 年度、24 年度の割合が 5 対 5 を考えておりましたが、国の制度により 4 対 6 になったことに伴うもので、それとあと共同調理場が債務負担による 2 カ年工事から全て 23 年度の予算として国庫補助金がついたものでございます。それによって差し引き 1 億 6,183 万 9,000 円の減となったものでございます。

続いて、第 2 項小学校費、1 目学校管理費の 2 細目小学校管理費でございます。422 万 7,000 円の減額の補正をお願いするものでございます。事業完了に伴う精算による減額でございます。なお、11 節需用費の消耗品 13 万円の増につきましては、外注による印刷費を減らして、自己でコピー対応したことにより、結果的に消耗品が増えたということでございます。

それから、燃料費 52 万円の増につきましては、灯油・重油等の暖房用燃料、それから給食用の燃料価格が値上がりしたことによるものでございます。

それと、87 ページになりますが、11 節の施設修繕料 26 万円の増につきましては、危険遊具の修繕・撤去を行ったことによる増でございます。

それでは次に、88 ページの方をご覧くださいと思います。第 3 項中学校費、第 1 目学校管理費、1 細目中学校管理費で 868 万円の減額の補正をお願いするものでございます。特定財源といたしまして、県支出金 26 万円の減。道徳教育推進事業費補助金並びに読書活動推進モデル事業補助金で合わせて 28 万円となっております。諸収入では、雑入の中学校の北信越大会並びに全国大会出場経費について、県の中体連補助分としていただいたものでございます。

それで、主な減額でございますが、需用費の光熱水費で 198 万円の減でございます。これは節減に努めたことによるものでございます。それから、19 節でございますが、89 ページになりますが、19 節の補助金の生徒通学費で 126 万円の減となっております。鹿島中学校のバス通学にかかるもので、当初 70 人分を見込んでおりましたが、52 人の実績となったことによるものでございます。

次、同じく 89 ページの第 2 目教育振興費、1 細目中学校教育振興費で 28 万円の減額の補正をお願いするものでございます。いずれも事業完了に伴う精算措置でございます。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 平岡生涯学習課長

〔平岡 保生涯学習課長登壇〕

○平岡 保生涯学習課長 それでは、続きまして 90 ページになります。社会教育総務費、2 細目の社会教育活動推進事業費でございます。108 万 8,000 円の減額をお願いするものでございます。ここでは、19 節補助金の方で、文化推進事業費の補助金 88 万 8,000 円減額となっております。これにつきましては、原爆展、それから大宮坊の活用事業、この 2 事業ができなかったために補助金が減額

となったものでございます。そのほかにつきましては、事業確定による精算による減額でございます。

それから91ページ、公民館費でございます。39万1,000円の減額でございます。これにつきましては、事業確定による精算措置でございます。

3目の図書館費につきましては、13万4,000円の減額。これにつきましても、事業費確定による精算措置でございます。

続きまして、4目の社会教育施設管理運営費でございます。286万9,000円の減額でございますが、2細目の、ページ、92ページになります。2細目の生涯学習センター管理運営事業でございます。135万9,000円の減額でございます。

3細目ふるさと創修館等費28万9,000円の減額、4細目につきましては、カルチャーセンター等費で46万9,000円の減額となっているものでございます。これらにつきましては、事業費確定による精算措置でございます。終わります。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 引き続きまして、同じく93ページの第5目文化財保護費、2細目文化財保護事業費でございます。39万6,000円の減額の補正をお願いするものでございます。いずれも事業完了に伴う精算による減額でございます。

続いて、同じページの3細目文化財管理運営費でございます。194万3,000円の減額の補正をお願いするものでございます。特定財源の内訳といたしまして、使用料手数料は王墓の館の入館料7万9,000円の増。それから諸収入121万8,000円は大宮坊の復旧工事の入札残分の保険料の減でございます。いずれも事業完了に伴う精算でございますが、13節の、これは94ページになります。13節委託料の石動山能登歴史公園維持管理業務で59万8,000円の増。それから石動山

能登歴史公園安全柵等維持管理業務で15万8,000円の増となっておりますが、これにつきましては、石動山能登歴史公園の指定管理者受託料の中で雪解け後の開園準備として清掃・草刈り・倒木処理等の維持管理、それから雪害等により破損した安全柵を早急に復旧したための費用でございます。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 平岡生涯学習課長

○平岡 保生涯学習課長 続きまして、同じく94ページになります。10款5項の1目保健体育総務費でございます。301万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

2細目体育施設維持管理事業で148万4,000円の減額補正でございます。ここでは、11節需用費の光熱水費で70万7,000円の減額があがっております。その他につきましては、それらを含めまして事業完了に伴う精算措置でございます。

3細目の社会体育活動推進事業費73万8,000円の減額補正でございます。ここでは、19節の補助金で県民体育大会の選手派遣費38万9,000円の減額が大きなものでございます。

4細目では、生涯スポーツ推進事業費43万7,000円の減額でございます。これにつきましては、事業完了に伴う精算措置ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 続きまして、96ページ、第2目学校給食費の2細節、2細目学校給食管理費でございます。375万7,000円の減額の補正をお願いするものでございます。いずれも事業完了に伴う精算措置でございますが、このうち、11節の燃料費については、給食用の燃料が値上がりしたことに伴う増額でございます。8万2,000円の増額でございます。

それから、12節の手数料の厨房污水汲み

取りで14万7,000円の増でございますが、これは鹿西給食センターの汚水並びに汚泥の汲み取り費用でございます。これについては毎年ではなく、2、3年に一度の程度で汲み取りをしておりますが、年度末に一杯となりましたので汲み取りを行ったものでございます。

あと、97ページのリフト点検3万4,000円の増となっておりますが、鹿島中学校の給食用のリフトの点検でございます。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 それでは97ページ、最後になります。公債費について。償還利子2,000円を増額計上させていただいたものでございます。これにつきましても、年度末の精算措置をとらせていただいたものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

ここで、2時40分まで休憩といたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について）説明を求めます。

議案書は、99ページから106ページとなります。

○議長（坂井幸雄議員） 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 それでは、議案書99ページをお願いいたします。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについてでございます。平成23年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したものでございます。

101ページをお開きください。平成23年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算について、第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ142万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億282万円とするものでございます。

105ページをお願いいたします。歳入の方の説明をいたします。第1款、第1項、1目特別徴収保険料で71万円の増額をし、9,471万円とするものでございます。

2目普通徴収保険料26万8,000円の補正をし、増額補正をし、3,154万円とするものでございます。計1億2,625万円とするものでございます。

2款1項1目督促手数料では3,000円の減額をし、2万1,000円とするものでございます。

3款1項1目事務費繰入金については、40万4,000円の減額をし、1,418万8,000円とする。また、2目保険基盤安定繰入金については、183万6,000円の減額をし、6,199万7,000円とするものでございます。所定の率による繰入金でございます。

5款2項1目保険料還付金については、16万2,000円の減額をし、23万8,000円とするものでございます。

次に、106ページをお願いいたします。歳出の方に入ります。第1款、第2項、1目徴収費で13万6,000円の減額をし、総額285万3,000円とするものでございます。減額をし、285万2,000円とするものでございます。これは、事業確定による精算措置でございます。

2款、第1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金について、113万円の減額をし、

1億9,952万7,000円とするものでございます。これについても、所定の割合による負担金の事業確定による精算措置でございます。

2款1項1目保険料還付金について、16万1,000円の減額をするものでございます。総計24万円とするものでございます。これについても、事業完了に伴う精算措置でございます。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

報告第5号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度中能登町介護保険特別会計補正予算について）の説明を求めます。

議案書は、107ページから117ページとなります。

中井介護担当課長

○中井厚明介護担当課長 それでは、議案書107ページをお願いいたします。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて。平成23年度中能登町介護保険特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次、109ページをご覧になっていただきたいと思っております。109ページをお願いいたします。第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,053万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億8,003万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出について目ごとに説明をさせていただきます。

113ページをご覧ください。113ページでございます。

それではまず、歳入の方から説明をさせていただきます。第6款繰入金、第1項他会計繰入金、1目介護給付費繰入金145万1,000円を減額し、2億2,379万3,000円とするものでございます。1節現年度分介護給付費繰入金でございます。145万1,000円の減額でございます。これは、介護給付費の12.5%を町が負担することになっております。事業費の確定によります精算措置でございます。

2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）7,000円を増額し、149万1,000円とするものでございます。1節現年度分地域支援事業繰入金（介護予防事業）7,000円でございます。これにつきましても、介護予防事業にかかる経費の12.5%を町が負担することになっております。事業費が確定をいたしましたので、それに伴う負担ということで7,000円の増額をお願いするものです。

3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業）39万円を減額し、514万4,000円とするものでございます。1節現年度分地域支援事業繰入金（包括的支援事業）39万円の減額でございます。包括的支援事業にかかる経費につきましては20%を町が負担することになっております。これも事業費が確定いたしましたので、20%分ということで精算措置でございます。39万円の減額でございます。

4目その他一般会計繰入金33万5,000円を減額し、3,101万7,000円とするものでございます。1節事務費繰入金33万5,000円の減額でございます。これは町が負担すべきとなっている事務費、それから町が負担する人件費が確定いたしましたので、精算措置ということで33万5,000円の減額をお願いいたします。

第6款繰入金、第2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金836万7,000円を減額し、6,435万7,000円とするものでござ



ざいます。1節介護給付費準備基金繰入金、これにつきましては、事業費が確定をいたしましたので、基金からの繰入金も同時に確定することになりました。所要の補正をお願いします。

なお、5月末の基金残高は1,110万3,467円でございます。5月末の基金残高は、1,110万3,467円となっております。

それでは、次のページ、114ページの方をお願いいたします。歳出の方でございます。

1款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費36万5,000円の減額。1,804万7,000円にしようとするものでございます。

1細目一般管理費、これにつきましては、事業完了によります精算措置でございます。

なお、主なものといたしましては、19の1負担金でございますが、31万3,000円の減。これにつきましては、単価の改定、あるいは新しいサービス、それから外国人登録の関係で電算システムを改修いたしましたのでその費用でございます。その残額が31万3,000円でございます。

次、第1款総務費、第2項介護認定審査会費、2目認定調査費等14万8,000円減額し、667万5,000円とするものでございます。1細目認定調査等費でございます。これにつきましては、事業完了によります精算措置でございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス及び支援サービス等諸費、1目介護サービス及び支援サービス等諸費733万4,000円を減額し、17億9,256万1,000円とするものでございます。1細目介護サービス及び介護サービス等諸費で733万4,000円の減額でございます。

主なものといたしましては、介護サービス等諸費664万9,000円の減額でございます。これは、要介護1から5の方の給付した介護サービス費でございます。事業費が確定いたしましたので減額をお願いするものでござい

ます。

予防サービス等諸費23万6,000円の増でございます。これは、要支援1と2の方の利用者が増加したということで23万6,000円の増額をお願いするものでございます。そのほかにつきましては、事業完了によります精算措置でございます。よろしく願いいたします。

第2款保険給付費、第1項介護サービス及び支援サービス等諸費、失礼いたしました。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防事業費、1目二次予防事業費でございます。1細目二次予防事業費につきましては、10万6,000円の減額をお願いするものです。これにつきましては、事業完了による精算措置でございます。

2目一次予防事業費19万2,000円を減額し、1,400万円にするものでございます。2細目一次予防事業費でございます。2の2の職員給から4の6の職員退職手当組合負担金までにつきましては、給与の一部が介護保険事業の対象となっております。職員の給与費が確定したことに伴いまして、事業対象になっている人件費について、給与についても補正をお願いするものでございます。それから、そのほかにつきましては、事業完了による精算措置でございます。

次、116ページをお願いいたします。90給与費重複費でございます。△の31万5,000円でございます。これは先ほど説明させていただきました2細目の一次予防事業費における給与相当分を給与重複費として同額を減額するものでございます。

第3款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業費、1目任意事業費212万円を減額し、2,915万8,000円にするものでございます。2細目任意事業費195万3,000円の減額でございます。これについても、先ほど説明させていただきました2細目の職員給から職員手当等組合負担金につきま

しては、職員の給与が一部含まれておりますので、職員の給与の確定によりまして補助対象事業費についても補正を行わせていただくものでございます。それ以外につきましては、事業完了による精算措置でございます。よろしくお願いいたします。90 給与費重複費 10 万 2,000 円の減額でございます。これは先ほど説明させていただきました 2 細目の任意事業費における給与相当分を給与重複費として同額を減額するものでございます。

第 5 款諸支出金、第 1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 27 万 1,000 円を減額し、12 万 9,000 円とするものでございます。1 細目第 1 号被保険者保険料還付金 27 万 1,000 円の減でございます。これは死亡・転出等により還付が生じた時の返還金でございます。事業完了による減額措置でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

報告第 6 号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、報告第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算について）説明を求めます。

議案書は、119 ページから 138 ページとなります。

○議長（坂井幸雄議員） 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 119 ページをお願いいたします。

報告第 7 号でございます。専決処分の承認を求めることについてでございます。

121 ページ、お願いいたします。平成 23 年度中能登町の国民健康保険特別会計補正予算について。第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,579 万 5,000 円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 6,852 万 9,000 円とするものでございます。

128 ページをお願いいたします。歳入の方を説明させていただきます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税について、267 万 1,000 円の増額をし、4 億 1,250 万 9,000 円とするものでございます。節の方で、1 節医療給付費現年課税分 350 万円の減額、後期高齢者支援分現年課税分 85 万円の減額、介護給付金現年課税分 35 万円の減額、医療費給付費分滞納繰越分 193 万 9,000 円の増額、5 節で介護納付金分滞納繰越分 5 万 3,000 円の増額、後期高齢者支援分滞納繰越分 3 万 7,000 円の増額でございます。

2 目で、退職被保険者等国民健康保険税 47 万 6,000 円の減額をし、4,936 万 9,000 円とするものでございます。節の方は、省かせていただきます。合計で、314 万 7,000 円の減額をし、4 億 6,187 万 8,000 円とするものでございます。

次に、2 款 1 項 1 目督促手数料では 4,800 円の増額をし、4 万 8,000 円の増額をし、19 万 8,000 円とするものでございます。

次に、129 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金では、1,548 万 2,000 円の増額をし、3 億 4,854 万 3,000 円とするものでございます。

主なものとしたしましては、現年分で療養給付費 1,872 万 9,000 円の増額となっております。これは、定率国庫負担金 34%分ということで、療養給付金が上がったものについて国からの補助金でございます。

次、3 目特定健康診査等負担金 9 万 1,000 円の増額でございます。254 万 2,000 円とするものでございます。これについては、負担金の特定健康診査等負担金が 9 万 1,000 円、これも定率による負担金増ということで収入となるものでございます。

3 款 2 項 1 目財政調整交付金 2,454 万 1,000 円の増額をし、1 億 3,854 万 8,000 円とするものでございます。内訳として、普通調整交付金、これは給付金の 7 %にあたるものでございます。2,091 万 3,000 円の増額でございます。特別調整交付金、これについては 2 %にあたるものでございます。362 万 8,000 円の増額でございます。合計 2,454 万 1,000 円の増額とするものでございます。

2 目出産育児一時金補助金 1 万円を増額し、16 万円とするものでございます。これは、精算による増額でございます。

3 項高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 17 万 5,000 円の増額でございます。17 万 6,000 円とするものでございます。高齢者医療制度円滑運営事業費補助金ということで、これも定率による補助金でございます。

4 款 1 項 1 目療養給付費交付金 9,261 万 9,000 円の増額をするものでございます。これについては、23 年度に合計で 2 億 5,650 万 4,000 円の収入となりますけれども、この給付金交付金の申請時は 21 年度の実績に基づいて申請を上げるものでありまして、21 年度の実績はかなり高額であったということで、今回 9,261 万 9,000 円という高額な交付金決定をされております。これについては、概算払いでありますので、23 年度の交付ではあります。収入ではあります。今年度 6 月末時点での実績報告に基づいて、今年度 9 月に約 8,000 万円から 9,000 万円程の償還をしなければならないというような交付金でございます。あくまでも、21 年度実績による交付金の概算払い請求がされている、機械的にされているものでありますので、今回 9,261 万 9,000 円の交付増となっておりますけれども、今年度 9 月末には同じくらいの金額を償還、国の方へ償還しなければならないというようなことでございますので、また、歳出の方でもお話ししますが、またよろしくお願いたします。

次に、130 ページをお願いいたします。

6 款 1 項 2 目特定健康診査等負担金 19 万 1,000 円の増額をし、264 万 2,000 円とするものでございます。これについても、定率による精算による増額でございます。

6 款 2 項 2 目財政調整交付金 1,029 万 1,000 円についてです。これは県の負担分ということで、財政調整交付金 7 %分にあたるものでございます。給付費の 7 %分にあたるものでございます。それに事業確定による増額でございます。

7 款 1 項 1 目共同事業交付金 2,001 万 6,000 円の減額でございます。2 億 3,147 万 5,000 円とするものでございます。これは、国保連合会から交付される、定率で交付されるものでございます。中身については、国が 4 分の 1、県が 4 分の 1 負担をしているものでございます。

次、8 款 1 項 1 目利子及び配当金 1,000 円の増額で、2,000 円とするものでございます。

9 款 1 項 1 目一般会計繰入金 484 万 1,000 円の減額をするものでございます。総務相当分で 43 万 3,000 円、その他財源支援分で 440 万 8,000 円の減額でございます。これにより、法定外繰入金はゼロとなります。残りの 1 億 4,285 万 7,000 円については、国保法定内、町からの拠出金ということになります。

11 款 1 項 1 目延滞金、補正額は 1,000 円でございます。合計 2,000 円とするものでございます。

11 款 3 項 4 目雑入でございます。34 万 9,000 円の増額で、271 万 7,000 円とするものでございます。精算措置による補正でございます。

次、132 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款 1 項 1 目一般管理費 13 万 5,000 円の減額でございます。これについては、全て事業完了による、精算による

措置でございます。

2目国民健康保険団体連合会負担金3万9,000円の減額でございます。これも事業完了に伴い国保連合会への負担金が3万9,000円減ったものでございます。

1款2項1目賦課徴収費については、26万2,000円の減額でございます。これについても事業完了に伴う精算措置でございます。

次に、133ページをお願いいたします。

1款3項1目運営協議会費1万8,000円の減額でございます。国保運営審議会1万8,000円の減額で、事業完了に伴う減額としております。

次に、2款1項1目から2目、3目、4目、次の134ページ5目までについては、それぞれ国保連合会への負担措置定率による負担措置でございます。それぞれ一般被保険者療養給付費については3,438万6,000円の減額。退職被保険者等療養給付費については150万3,000円の減額。一般被保険者療養費については263万2,000円の減額。退職被保険者等療養費については33万2,000円の減額。

次、134ページの5目審査支払手数料について29万6,000円の減額。これについても全て事業完了に伴う減額でございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費、3目一般被保険者高額介護合算療養費、それぞれ国保連合会への負担金ということですが、これも定率による減額をそれぞれしております。

次に、2款4項1目出産育児一時金42万円の減額で、630万円とするものです。これについては、出産育児一時金、予定していた方1名減ということでございますので、1名分42万円の減額をしたものでございます。

135ページをお願いいたします。2款5項1目葬祭費20万円の減額でございます。これについても予定していたというか、実績に基づく減額でございます。4件少なかった

ということで20万円の減額をしております。

3款1項1目後期高齢者支援金1万4,000円の減額。それから、2目後期高齢者関係事務費拠出金については、財源措置の組み替えでございます。

4款1項1目前期高齢者納付金並びに2項前期高齢者関係事務費拠出金、それぞれ補正はございません。財源措置を組み替えしておるもので、財源内訳を組み替えしておるものでございます。

次、136ページをお願いいたします。5款1項1目老人保健医療費拠出金10万円の減でございます。これについても負担金確定による減額をしておるものでございます。

6款1項1目介護給付金、これについても財源内訳の組み替えのみでございます。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金並びに3目の保険財政共同安定化事業拠出金、補正はございません。財源内訳の組み替えによるものでございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費101万1,000円の減額をしておるものでございます。内容といたしましては、委託料で国保特定健診並びに国保特定健診の中で集団健診と個別健診、それぞれ69万1,000円、6万円の減額をしておるものでございます。受診者数の減でございます。

次、二次検査というものがございまして。これについては、糖尿病系の検査でございます。これも受診者数の減ということで、26万円の減額をしておるものでございます。

次、137ページをお願いいたします。8款2項1目保健事業費で211万円の減額をお願いするものでございます。内容といたしましては、人間ドック等について、主なものとして人間ドック検査で155万2,000円の減額をしております。これについては、予定していた日帰り人間ドック15名が12名になりました。また、1泊2日が45名を予定をしておりましたけれども、結果的に21名、

31名ということになりました。

次に、9款1項1目基金積立金、これについて、先ほど申しました退職医療制度による国からの交付金等々の積み増し分ということ、1億6,897万2,000円を今回、財政調整基金に積み増しするものでございます。先ほどお話したとおり、21年度実績による国への概算払い請求が機械的に行われることにより、23年度の交付金が約8,000万円から9,000万円多くなっているということが、今月の実績報告の試算で分かっております。それで、今年9月末までの予定でその分を国の方へ返すというような行為が生まれてきます。それに伴うものではございませんけれども、それも含めて今回、財政調整基金1億6,897万2,000円を積み増しするものでございます。

10款1項1目一般被保険者保険税還付金並びに2目の退職被保険者等保険税還付金については、還付金事例がなかったということでございます。なかったというか、事業完了に伴う減ということでございます。

次、138ページをお願いいたします。10款1項3目償還金でございます。償還金についても補正額はゼロで、財源内訳の組み替えでございます。一般財源からその他財源ということで組み替えをしております。

11款1項予備費27万3,000円の減額をし、予備費は事業完了に伴い使用がなかったということでございます。以上でございます。○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

報告第7号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度中能登町下水道事業特別会計補正予算について）の説明を

求めます。

議案書は、139ページから154ページとなります。

澤上下水道課長

〔澤 伸一上下水道課長登壇〕

○澤 伸一上下水道課長 139ページをお願いします。報告第8号であります。専決処分の承認を求めることについてであります。平成23年度中能登町下水道事業特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したものであります。

それでは、141ページ、第1条の歳入歳出それぞれ2,501万5,000円を減額し、総額を15億2,141万7,000円とするものであります。

次に、第2条の繰越明許費では、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を第2表の繰越明許費によるものとするものであります。

次、第3条の地方債の補正では、地方債の変更は、第3表の地方債補正によるものとするものであります。

それでは、144ページをお願いします。第2表 繰越明許費であります。2款1項の下水道事業費の社会資本総合整備事業で、金額が2,480万円を翌年度に繰り越すものであります。この繰り越しの理由は、徳前地内の下水道の管渠工事におきまして、現在推進工事で実施しているところではありますが、事前のボーリング調査では想定できない軟弱地盤が見つかり、地盤改良の検討及び工法の検討に不測の日数を要したため翌年度に繰り越すものであります。

次に、第3表の地方債補正であります。起債の目的は、特定環境保全公共下水道事業で、補正前の限度額が3億9,990万円で、補正後の限度額が3億9,790万円で、200万円の減額であります。これは、事業費の確

定により減額するものであります。

次に、148 ページをお願いします。歳入であります。1 款 1 項 1 目の下水道事業費負担金で 73 万 3,000 円を減額するものであります。現年度分で 127 万 5,000 円の減額であります。内訳としまして、特環で 102 万 5,000 円。当初 20 件を予定しておりましたが、実績の方は 16 件となったため減額するものであります。次に、集排の方で 25 万円の減額であります。これは当初、4 件分をみておりましたが、実績は 3 件となったため減額するものであります。次に、2 節の滞納繰越分で 54 万 2,000 円を増額するものであります。

次に、1 款 2 項 1 目の下水道工事負担金で 264 万 1,000 円を減額するものであります。内訳としまして、特環の方の下水道工事負担金で 216 万 9,000 円を減額するものであります。当初 20 件みておりましたが、実績の方では 12 件となったためであります。

次に、下の集排の方で 47 万 2,000 円を減額するものであります。当初、4 件みておりましたが、実績は 2 件であります。

次に、2 款 1 項 1 目下水道使用料で 876 万円を増額するものであります。現年度分で 851 万 8,000 円、特環の方で 930 万 4,000 円であります。当初、4,290 件を見込んでおりましたが、実際の方は 75 件増えまして 4,365 件ということで増額となっております。下の集排の方では、78 万 6,000 円の減であります。件数の方は昨年に比べ 2 件減の 928 件であり、節水等の影響により減額となったものと思われます。次に、滞納繰越分で 24 万 2,000 円の増であります。

次に、2 款 2 項 1 目の総務手数料で 2 万 9,000 円の増であります。これは、3 件分の排水設備工事指定店の登録手数料の分であります。

次に、5 款 1 項 1 目の一般会計繰入金で 3,496 万 9,000 円を減額するものであります。

す。内訳としまして、特環の方で 3,163 万 9,000 円、集排の方で 333 万円、それぞれ減額するものであります。繰越金では 1,000 円を減額するものであります。

次に、7 款 1 項 1 目の雑入で 29 万 7,000 円を増額するものであります。これは、原子力立地給付金の額の確定により特環、集排それぞれ増額するものであります。

次に、7 款 3 項 1 目消費税還付金で 624 万 3,000 円を増額するものであります。これは、下水道の事業費の消費税の還付金の確定により増額するものであります。

次に、8 款 1 項 1 目下水道事業債において 200 万円を減額するものであります。これは、特定環境保全公共下水道事業債の額の確定により減額するものであります。

次に、150 ページの歳出の方をお願いします。これらはいずれも年度内の事業の確定により精算するものであります。1 款 1 項 1 目総務管理費で 15 万 6,000 円、給与費で 13 万 6,000 円、2 細目の総務管理費で 2 万円それぞれ減額するものであります。

次に、2 目の公共下水道施設管理費で 1,537 万 7,000 円を減額するものであります。主なものは、光熱水費で 210 万 4,000 円、これは節水に努めたことによるものであります。また、施設修繕料で 308 万 6,000 円の減額であります。これは、処理場及びマンホール場の機械等の修理修繕の額の確定によるものであります。

次に、13 節の委託料の方で、污水处理施設維持管理費で 407 万 5,000 円及び施設緑地管理で 105 万円、これは入札残であります。

次に、污水处理業務で 130 万 7,000 円。これは汚泥料の確定により減額するものであります。当初、1,100 トンみておりましたが、実績の方は 1,053 トンとなったためであります。次に、工事材料費で 194 万 1,000 円を減額するものであります。これは、汚泥の凝縮剤の費用であります。平成 23 年 3

月 11 日の震災時にこの汚泥の凝縮剤が今後なかなか入らないということで、22 年末に 1,500 キログラム購入したため、今回減額するものであります。

次に、3 目の農業集落排水施設管理費で 382 万 6,000 円を減額するものであります。給与費で 6 万円、2 細目の農業集落排水施設管理費で 376 万 6,000 円を減額するものであります。主なものは光熱水費で 79 万 6,000 円、施設修繕料で 65 万 9,000 円それぞれ減額するものであります。

それでは 152 ページ、委託料の污水处理施設維持管理費で 80 万 3,000 円。これは入札残であります。次に、15 節の工事請負費で 100 万円。これはマンホール及び公共枡の修繕がなかったため減額するものであります。

次に、2 款 1 項 1 目の特定環境保全公共下水道事業費で 279 万円を減額するものであります。給与費で 220 万 9,000 円、3 細目の社会資本整備総合交付金事業で 408 万 1,000 円減額するものであります。主なものは、事業費支弁職員給で 150 万円。これは起債対象事業の額の確定により減額するものであります。次に主なものは、15 節の工事請負費で 199 万 8,000 円、事業の確定により減額するものであります。次に 90 細目の給与費重複額であります。これは先ほど言いました事業の支弁費の減に伴う措置であります。150 万円の増であります。

次に、2 目の農業集落排水事業で 30 万 7,000 円を減額するものであります。工事費の確定によるものであります。

次に、3 款 1 項 1 目元金、補正額はありません。1 細目の公共下水道事業債元金、並びに 2 細目の農業集落排水事業債元金、それぞれ財源内訳の変更をするものであります。

次に、154 ページをお願いします。2 目の利子で 255 万 9,000 円を減額するものであります。1 細目の公共下水道事業債利子

で 205 万 5,000 円減額するものであります。これは、借入率の確定により減額するものであります。当初 2 % とみとったものが 1.4 % となったためであります。また、2 細目の農業集落排水事業債利子で 50 万 4,000 円の減額であります。これも同じ借入率の変更となったためであります。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

報告第 8 号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算について）の説明を求めます。

議案書は、155 ページから 162 ページとなります。

高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 155 ページをお願いいたします。

報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて。平成 23 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算を地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

157 ページをお願いいたします。平成 23 年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算は、第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 345 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,895 万 5,000 円とするものであります。

161 ページをお願いいたします。歳入であります。1 款 1 項 1 目 1 節の不動産売払収入で 345 万 6,000 円の増額をお願いするものであります。ゆりが丘分譲地におきまして、新たに 1 件の土地の売り払いがあったも

のであります。

続きまして、162 ページをお願いをいたします。歳出であります。1 款 1 項 1 目 1 細目の一般管理費で 345 万 6,000 円の増額をお願いするものであります。新たに 1 件の土地売り払いに伴いまして、歳入の増がありましたことから、一般会計の繰出金 346 万 9,000 円の増額をしたものであります。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

報告第 9 号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、報告第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算について）説明を求めます。

議案書は、163 ページから 173 ページとなります。

福井情報推進課長

○福井清研情報推進課長 163 ページをお願いをいたします。専決処分の承認を求めることについて。平成 23 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算を地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

次のページ、165 ページでございます。平成 23 年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算でございます。第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 641 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,506 万 2,000 円とするものであります。

170 ページをお願いをいたします。歳入一覧でございます。第 1 款分担金及び負担金、

1 目ケーブルテレビ事業分担金でございます。190 万 6,000 円の減額、精算による減額措置でございます。

第 1 款分担金及び負担金、第 2 項分担金、1 目ケーブルテレビ事業負担金、1 節工事負担金 114 万 8,000 円の減額、並びに 2 節告知端末負担金 14 万 2,000 円の減額でございます。いずれも精算措置にする減額措置でございます。

3 節通信事業負担金 13 万 7,000 円の増額でございます。通信事業負担金、これは光ケーブルによるインターネット回線使用料による増額でございます。

第 2 款使用料及び手数料、1 目ケーブルテレビ事業使用料、1 節放送サービス使用料 157 万 1,000 円の減額でございます。年度末精算による減額措置でございます。

第 3 款財産収入、第 1 項財産売払収入、1 目物品売払収入 158 万 8,000 円の減額でございます。これも精算措置による減額でございます。

第 4 款繰入金、第 1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 52 万 5,000 円の減額でございます。事業の確定による減額措置でございます。

171 ページでございます。諸収入でございます。第 2 項雑入、1 目雑入 32 万 9,000 円の増額でございます。これは、県営ほ場整備事業並びに用排水施設整備事業、中能登中央地区におけます N T T 電柱並びに北陸電力の電柱移設等に伴います補償金でございます。

1 ページまくっていただきまして、172 ページでございます。歳出でございます。1 款管理費、第 1 項管理費、1 目管理費、1 細目管理費でございます。総額 530 万 4,000 円の減額をお願いするものであります。主なものといいたしまして、11 節需用費でございます。11 節の 1 細節から 7 細節、総額で 119 万 2,000 円の減額でございます。事業完了に伴う減額措置でございます。13 節委



託料でございます。かなざわケーブルテレビより放送サービスの委託料として93万4,000円の減額をお願いするものでございます。あわせて14節、同じくかなざわケーブルテレビより機材の使用料として143万9,000円の減額をお願いするものでございます。いずれも事業完了に伴う減額措置でございます。

173ページ、18節備品購入でございます。備品購入費として55万8,000円の減額をお願いするものでございます。これは、入札残による減額措置でございます。

同じく173ページ、第2款施設整備事業費、第1項施設整備事業費、1目施設整備事業費、1細目の施設整備事業といたしまして111万円の減額をお願いするものでございます。主なものとしましては、15節の工事請負費106万3,000円の減額でございます。これにつきましては、新規加入住宅等への工事費の減額でございます。以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

報告第10号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、報告第11号 平成23年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を求めます。

議案書は、175ページから177ページとなります。

谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 議案書175ページとなります。報告第11号 平成23年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成23年度中能登町一般会計歳出予算の繰り越しについて、

次のとおり報告するものでございます。

ページ、176ページ、177ページをお開き願います。第2表の繰越明許費で説明をさせていただきましたが、ここでは繰越計算書、財源の内訳等についてご説明を申し上げます。

件数では、全件で24件でございます。総額25億9,497万2,000円でございます。同額を翌年度へ繰り越すものでございます。財源の内訳でございます。国県支出金としましては、5億7,071万5,000円でございます。地方債におきましては、18億3,000万円でございます。その他財源として3,812万4,000円となっております。一般財源におきましては、1億5,613万3,000円でございます。以上、11号の報告をさせていただきました。よろしく願いをいたします。  
○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

報告第11号についての質疑の方、ございませんか。

13番 田中議員

〔13番（田中治夫議員）登壇〕

○13番（田中治夫議員） 報告11号についてお尋ねをいたします。

特に、大変大きな25億9,000万円なんです。統合中学、それと古墳公園、道の駅、この3本は分かります。当然でしょう。そのほかで、町単独事業でね、民生費、中能登町の障害福祉計画等策定事業、それと次の土木費で町単事業で、町道R-193号線。もう一つ教育費、統合小学校基本設計、これ全て一般財源は町の財源なんですね。

特に、統合小学校の基本設計のこの件なんです。先般、2月だったかな、1月だったか、議会の全員協議会の時に副町長が「改めてこの件に予算執行をしてもいいですか」という問いがあったわけなんです。当然でしょう、それは。あえてそんな予算執行をしてもいいですかということは、問いをしなくても予算を承認しとるんだから。そういう時

に、その時に、全員協議会にそういう話題も出ておりました。それがなぜ繰越明許になるのかなど、大変不思議に思っております。これらの説明をしていただきたい。

もう一つ、これは社会資本整備、それから道整備交付金、これは分かっていますよ。国県からも「やってくれよ。中能登町どうですか」と。これはやっぱり私は杉本町長の指導力といいますか、政治力だと私は思っております。大変無理をして消化をしようとした事業予算を編成したと、そういうふうに解釈しております。この点はいいですが、そのさっき言うたその3点、説明を願います。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 田中議員の質疑についてお答えをさせていただきます。3点をいただきました。まず、民生費の社会福祉費におきまして、中能登町障害福祉計画等策定事業 194万9,000円についてであります。この件につきましては、平成23年2月に実施した計画策定でございますが、この時に障害者ニーズ意向調査ということを実施をいたしております。これは、障害者にかかる方の、その名前のおりでございますけれども、各種の面で意向調査をとらせていただいたものです。そのアンケートの集計業務が予想以上に日数を経過してしまいました。そういった関係で誠に申しわけございませんが、年度内の完成が見込めないとの判断のもとで繰り越しをさせていただくということで上げさせていただいたものでございます。

それから、2点目でございます。町道の関係、町単独事業、町道R-193号線道路改良工事となっております。金額には551万円としております。この関係につきましては、統合中学校周辺の道路整備を実施するにあたり、鹿寿苑から西馬場沖地区への方へ至る歩道について改良の必要があると判断をし、2月末において道路新設改良費の工事請負入札差金が約600万円見込まれましたことから、

この工事費を用いて3月に工事発注を行ったものでございます。しかしながら、資材の納入に不測の日を要し、年度内の完成が見込めないという判断をいたしました。そこで、24年度への繰り越しを行わせていただいたものでございます。

次に、3点目でございます。統合小学校基本設計業務、これは金額にして2,000万円でございます。この関係につきましては、鹿島地区の小学校統合はかねてからの大変重要な懸案事項であり、議会の皆さんや保護者、地域の皆さんの理解を深めていただいたうえで実施しなければならない大事業であります。

基本設計は、この統合小学校施設の設計の基本となるものであります。町の考えのほかに議会の皆様はもとより委員会の考えやその他の、その他多方面にわたるご意見を反映していく必要があるかと考えております。このうち、建設委員会の設立は議会や保護者、地域の皆さんの理解を得た3月末に設立をしたものです。このため、基本設計は平成23年度内の完成が見込めないということの判断のもとで、平成24年度への繰り越しをやむなくさせていただいたということが理由ということでございます。どうかご理解のほど、よろしく願いをいたします。以上であります。

○13番（田中治夫議員） 終わります。分かりました。

○議長（坂井幸雄議員） ほかに、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、報告第12号 平成23年度中能登町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての説明を求めます。

議案書は、179ページから180ページとなります。

澤上下水道課長

○澤 伸一上下水道課長 179 ページをお願いします。報告第 12 号 平成 23 年度中能登町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、平成 23 年度中能登町下水道事業特別会計歳出予算の繰り越しについて、次のとおり報告するものであります。

それでは、180 ページの方をお願いします。2 款 1 項下水道事業費であります。事業名の方が社会資本総合整備事業であります。金額の方は 2,480 万円であります。繰越金額の方も同じく 2,480 万円であります。財源の方は、国県支出金で 1,240 万円、地方債の方で 1,240 万円であります。繰り越し理由は先ほど言いましたように、徳前地内の下水道の管渠の布設工事におきまして、ボーリング調査では想定できない軟弱地盤があったため、土地、地盤の改良及び工法の検討に不測の日数を要したため繰り越しするものであります。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

報告第 12 号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、報告第 13 号 平成 23 年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書について、説明を求めます。

議案書は、181 ページから 182 ページとなります。

澤上下水道課長

○澤 伸一上下水道課長 ページ、181 ページをお願いします。報告第 13 号 平成 23 年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書についてであります。地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、平成 23 年度中能登町水道事業会計歳出予算の繰り越しについて、

次のとおり報告するものであります。

182 ページをお願いします。1 款 1 項建設改良費、事業名の方が上水道施設統合整備事業で、予算計上額が 4,110 万円で、繰越額の方も同額であります。財源内訳であります。内部留保資金で 4,410 万円を使うものであります。繰り越しの理由は、春木浄水場内の場内整備工事であります。春木浄水場構内には、4 つの工事が同時に進行しており、この 4 つの工事の完了後の施工が大部分を占めているため、工程調整や積雪の影響により工期内の完成ができなくなったため、翌年度に繰り越すものであります。4 つの工事というのは、配水池の改修工事、浄水場管理棟改修工事、浄水池築造工事、機械電気設備工事の 4 つの工事であります。

次に、緊急時給水拠点確保等事業で 2 億 5,325 万円を計上しており、翌年度に繰り越す額も 2 億 5,325 万円であります。財源の内訳は、内部留保資金で 225 万円、国県支出金で 5,600 万円、地方債で 9,750 万円、一般会計の繰入金で 9,750 万円であります。この工事は、越路配水池の築造工事及び越路排水施設機械電気設備工事、並びに後山配水池築造工事、後山排水施設機械電気設備工事の 4 つの工事があります。繰り越し理由であります。越路配水池築造工事及び後山配水池築造工事を繰り越した理由の主なものは、用地買収にかかる有木の伐採処分に不測の日数を要したものと、積雪の影響により工事の進捗が計画どおり進まなかったため、いずれも工期内の完成ができなかったため、翌年度に繰り越すものであります。また、機械電気設備工事においては、配水池築造工事の完了後の施工が大部分を占めているため、工期内の完成ができなかったため繰り越しとするものであります。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

報告第 13 号についての質疑の方、ござい

ませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

ここで、4時5分まで休憩といたします。

午後3時55分 休憩

午後4時05分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、本日の会議時間をあらかじめ延長しておきます。

次に、議案第29号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

議案書は、183ページから185ページとなります。

大森参事兼住民福祉課長

○大森一義参事兼住民福祉課長 それでは、議案書は、183ページでございます。

議案第29号であります。中能登町印鑑条例の一部を改正する条例についてであります。

185ページをお開きください。この条例の改正につきましては、住民基本台帳法の一部改正に伴いまして、これは24年、今年の7月9日に施行される予定であります。その改正に伴いまして、外国人の方々も住民基本台帳に記載をされることになるわけであり、同時に、7月9日をもちまして、外国人登録法が廃止をされますことから、条例中に規定をされております外国人登録に関する規定及び証明書等の関連事項を削除するものであります。

まず、最初に印鑑条例であります。皆様のお手元に資料がいつておるかと思えます。これの17ページをお開きください。

中能登町の印鑑条例でございます。第3条の登録資格ということでございますが、この文言の中でアンダーラインが引いてありますが、住基法又は外国人登録法というふうな、

この外国人に関係するようなものを削除をいたしまして、右の方が改正のものでございますが、住民基本台帳法に基づき記載されている者は、というふうに削除をするものであります。

それに第5条であります。登録申請の確認というものでございますが、第5条の第3項の第1号であります。一番下の(1)であります。ここに、一番下の方で、現在又は外国人登録証明書というような文言が載っておりますが、その文言を削除をするというものでございます。

次に、18ページをお開きください。同じく、印鑑登録の制限ということで、第7条であります。この文言の中にもアンダーラインの中に、又は外国人登録原票又は登録というような関連した言葉がございますが、その文言を削除をいたしまして、住民基本台帳に記載されている氏名、というふうな形で削除をするものであります。

次に、第12条であります。登録事項の修正というものでございます。第1項で、アンダーラインの中に、住民基本台帳法又は外国人登録法というふうな文言がございますが、その文言を同じように削除をするという内容でございます。

最後に、14条であります。印鑑登録の末梢の項目であります。そこの(1)第1号であります。その内容の中で、又は外国人登録原票を閉鎖し、若しくは送付という文言を削除をいたしまして、住民基本台帳の記録を削除したとき、というふうな形に削除をするものであります。

これが、町の印鑑条例の一部を改正する条例の主な概要であります。以上であります。○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第29号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 30 号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

議案書は、187 ページから 189 ページとなります。

大森参事兼住民福祉課長

○大森一義参事兼住民福祉課長 それでは、議案書、187 ページであります。

議案第 30 号であります。中能登町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

189 ページをお開きください。この手数料条例の改正後、先ほどの印鑑条例と同様に、24 年 7 月 9 日現在で、住民基本台帳の一部改正に伴いまして、外国人登録法も廃止をされますことから、登録原票の記載事項証明も同時に廃止をされることになり、本町条例中の別表に規定をされております登録原票の記載事項証明に係る事項を削除するものであります。

先ほどの資料でご説明をいたします。資料の 19 ページをお開きください。

19 ページには、別表が載っております。手数料条例の別表であります。現行で、中ほどのアンダーラインのところですが、登録原票記載事項証明 1 件につき、300 円という文言が入っております。これを全て削除をするという内容が主なものであります。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第 30 号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 31 号 中能登町史跡雨の宮古墳公園条例の一部を改正する条例について

の説明を求めます。

議案書、191 ページから 193 ページとなります。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長  
○堀内浩一教育文化課長 それでは、191 ページの議案第 31 号 中能登町史跡雨の宮古墳公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

資料につきましては、貸借対照表の資料につきましては、20 ページでございます。

新旧対照表の資料につきましては、20 ページでございます。失礼しました。

それでは、193 ページをお開きいただきたいと思っております。この中で、別表区分の項中「小人（小・中学生）」を「小・中・高校生」に改めるという内容でございます。

先の 3 月定例議会におきまして、団体割引の入館料を盛り込む一部改正を行いました。この条例改正により、高校生の入館料が 100 円から 200 円に実質的に値上がりするということになったため、高校生についても小・中学生と同額の入館料 100 円にするために、所要の一部改正を行うものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第 31 号について、質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 32 号 平成 24 年度中能登町一般会計補正予算についての説明を求めます。

まずは、歳入全般についての説明を求めることといたします。

議案書、197 ページから 207 ページとなります。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 議案書、195

ページをお開き願います。

議案第 32 号 平成 24 年度中能登町一般会計予算についてであります。第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 億 3,851 万 3,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 126 億 6,348 万 7,000 円とするものでございます。

次に、第 2 条です。大変失礼しました。数字の読み間違いがございました。大変失礼をいたしました。歳入歳出それぞれ 5 億 3,851 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 126 億 6,348 万 7,000 円とするものでございます。

次に、第 2 条であります。地方債の関係ですが、追加変更は、第 2 表 地方債の補正によることとします。このあと説明を申し上げます。

201 ページをお開き願います。第 2 表 地方債の補正についてご説明を申し上げます。

一般町道整備事業におきまして、補助認可を受けたため 6,400 万円を増額し、2 億 4,170 万円とするものでございます。

次に、統合中学校建設事業におきましては、減額をさせていただきます。5 億 7,290 万円を減額し、20 億 7,510 万円とするものでございます。

この中学校の関係につきましては、平成 23 年度への前倒しとなった関係からでございます。総額で 5 億 890 万円を減額し、総額で 33 億 4,173 万 8,000 円とするものでございます。

続きまして、205 ページをお開き願います。民生使用料でございます。ここでは、健康ハウス憩使用料として 7 万 2,000 円を増額をさせていただきます。この内容としましては、つばさの会、月額ですが 6,000 円で 12 カ月分、7 万 2,000 円でございます。つばさの会の憩の喫茶部の使用料となるものでございます。

このほか、以下、国庫支出金、国支出金に

ついては、歳入部分において必要に応じ各担当課より説明がなされますので、よろしくお願いをいたします。省かせていただきたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

続いて、206 ページをお開きください。中ほどになりますが、基金繰入金でございます。財政調整基金繰入金として、減額 2,379 万 9,000 円といたしております。内容としましては、人件費等の歳出減となったものであります。

続いて、雑入であります。企画課の雑入で、E V スタンド設置補助金 25 万円の増額でございます。これにつきましては、庁舎の向かって左側でございますが、E V スタンドの方を今、準備をしております。パイプは布設済みでございます。よろしくお願いをいたします。

続いて、町債でございます。土木債におきましては、一般町道整備事業債で 6,400 万円を増額をさせていただいております。これにつきましては、補助認可があったため、県道整備交付金事業として行わせていただくものでございます。

続いて、207 ページでございます。教育債でございます。統合中学校建設事業債として、5 億 7,290 万円を減額をさせていただいたものでございます。この件につきましては、補助認可が前倒しになったということでございます。この関係での減額となったものでございます。歳入については以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

続いて同じく、議案第 32 号 平成 24 年度中能登町一般会計補正予算の歳出について

の説明を求めます。

議案書は、208 ページから 224 ページとなります。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 議案書、208 ページでございます。

給与費がでてまいります、給与費については各課にわたり、4月1日付け職員人事異動に伴う必要額の組み替えを行ったものがあります。よって、これよりの説明は省略をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 それでは、議案書の209 ページになります。企画総務費であります。負担金で1万2,000円の増額であります。能登スマートドライブプロジェクト協議会への負担金の増額であります。先ほど、歳入の方でもありましたが、25万円の増額をしております。これは、鳥屋庁舎前に能登スマートドライブプロジェクト協議会において、能登地区で20基のEVスタンドを今、設置しております。それらの関係で、設置費の2分の1相当額が協議会から助成金でくるということでございます。ただし、負担金で納めるのは、これは町がその機械を2年リースでお借りするというので、その2年分のもが負担金として支払う必要があります。当初予算で計上いたしておりますが、1万2,000円不足するため補正するものでございます。

続いて、7目の地域づくり推進費につきましては、8節の中で報償金と報償品の組み替えを行っております。よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 大森参事兼住民福祉課長

○大森一義参事兼住民福祉課長 それでは、議案書の210 ページをお開きください。2款2項1目戸籍住民基本台帳費でございま

す。ここで人件費も含んでおりますが、減額の219万2,000円の減額であります。3細目ではありますが、人権擁護活動推進事業費であります。1万5,000円の増額をお願いをするものであります。これにつきましては、消耗品で1万5,000円の増額であります。人権の啓発活動に伴います人権の花運動ということで、今年に関しましては、鳥屋小学校の6年生、58名の方を対象としてマリゴールド、またサルビア等の花代の購入費に充てるものであります。

それと、212 ページをお開きください。6目であります。健康ハウス憩の運営事業であります。これは、補正財源はございませんが、先ほど歳入にもありましたが、一部、喫茶コーナー、つばさの方へ委託しておりますが、7万2,000円の収入がございました。そこで、一般財源との財源振り替えを行うものであります。

続きまして、目で言いますと、3、2、1目の児童福祉総務費になるわけであります。ページは213 ページであります。3細目の子ども手当等支給事業、減額の3億2,414万円。また、4細目で児童手当等支給事業、これは増額の3億2,414万円ということで、国の方で子ども手当から児童手当への制度改正に伴います移行というふうなことでございますので、まるまる項目の移行をここでさせていただきます。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 大村参事兼農林課長

○大村義一参事兼農林課長 続きまして、議案書の216 ページをお願いいたします。第6款農林水産業費、第1項農業費、4目農業振興費、1細目の農業振興費で461万5,000円の増額をお願いするものであります。普通旅費で9,000円、それと負担金で佐渡・能登農業者交流会1万6,000円、合わせまして2万5,000円の補正をお願いしてございま

すけども、これにつきましては、7月の17日から18日にかけて、新潟県上越市で開催されます、佐渡・能登里山連携会議に町の職員2名の派遣要請がありましたので、この関係で2万5,000円の補正をお願いするものであります。

次に、補助金で水田営農体制確立事業459万円の補正であります。これにつきましては、ライスセンターの再編事業ということで、今回、県より追加内示がございましたので、この分での459万円の補助金としての支出をお願いするものであります。

7目、農地費で11万9,000円の補正であります。2細目の農地総務費で49万4,000円の補正をお願いいたしております。委託料のため池ハザードマップ作成としてお願いするものであります。町内には現在、ため池が109箇所ございますが、今回は先に県営の老朽ため池事業で整備をいたしました一青杉谷池、金丸杉谷池、それとあわせて一青にございます浦子池、それから金丸の沢、谷内地内での池、あわせて5箇所でのため池ハザードマップを作成するための補正をお願いするものであります。それ以外につきましては、順次、ため池のハザードマップを作成したいというふうに考えております。

続きまして、217ページをお願いいたします。8目の国土調査費、1細目の地籍調査事業費で944万円の増額補正であります。県の方から国土調査負担金として追加内示がございました。708万円の追加内示がございましたので、これに伴いまして地籍測量ということで、今回新たに黒氏、良川、水白地内での地籍測量業務の委託料として944万円の補正をお願いするものであります。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 同じく、議案書の217ページになります。第7款商工費、第1項商工費、2目の観光費であります。300

万円の増額補正をお願いするものでございます。内訳は、委託料で、まず1点目、多様な担い手による協働モデル事業ということで、これは県から100万円の補助金をいただきまして、これは行政とNPOとの協働のきっかけづくりをするというようなモデル事業でございます。当町では観光協会の方へ委託をして物語の新規作成、また護る会等の連携によるガイド要請等の研修会等の費用に充てたいというふうに考えておりまして、観光協会へ委託する100万円であります。

それと、工事請負費につきましては200万円あります。これにつきましては、先の4月3日の強風によりまして、小田中の古民家の竹で作った塀が倒壊をいたしました。その復旧に要する費用ということで、次は板塀にしたいというふうに思っておりまして、それらにかかる工事請負費で200万円をお願いするものでございます。以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（坂井幸雄議員） 高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 218ページをお願いいたします。8款土木費です。1項1目2細目の土木総務費では、12万1,000円の増額をお願いいたします。下水道事業特別会計に携わる職員の4月、人事異動に伴います給付の組み替えによる下水道事業特別会計の繰出金の増額であります。

次に、2項3目2細目の道路新設改良費では、財源内訳の変更であり、石川県自治振興資金貸付金2,250万円を統合中学校周回道路改良工事に充当しようとするものであります。また、3細目の社会資本整備総合交付金事業では、委託料として100万円の増額をお願いするものであります。路面の損傷が甚だしい二宮の中能登森林組合七鹿支所から能登二宮駅に通じます町道の二宮線及び上村にあります良川サイジング横の県道久江鹿西から鳥八に通じます町道のR-110号線の舗装の打ち替えを実施したいというふうに考え



ております。それにあたりまして、路盤の構成の計画を策定するための委託料の増額をお願いするものであります。

次に5細目、道整備交付金事業では、当初予算の事業費に対しまして、多くの事業費が内示されました。そういったことで、1億237万5,000円の増額をお願いするものであります。まず、11節の消耗品費では土地の購入、賃貸借の契約書に貼付する印紙代として10万円を。12節手数料では、所有権移転登記に必要な手数料として200万円を。14節使用料及び賃借料では、8号排水路の改修工事を実施するにあたりまして必要となる仮設の工事用道路用地の土地借上料として19万5,000円を。15節の工事請負費では、鹿西スポーツセンター横の町道R-276号線、新庄厚生館から在江地内に至る町道T-55号線及び最勝講地内の町道R-4号線、以上3路線の整備事業費として、6,908万円を。また、17節公有財産購入費では、R-4号線西馬場地内の道路用地購入費として3,100万円をそれぞれ増額の補正をお願いするものであります。

また、財源の内訳といたしましては、国の支出金として4,804万円を計上しております。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長  
○堀内浩一教育文化課長 それでは引き続きまして、219ページ、第10款教育費の第1項教育総務費、第2目事務局費の2細目学校教育事務局費でございます。ここでは70万8,000円の増額の補正をお願いするものでございます。このうち、報償金、講師謝礼が60万円でございますが、これは3月議会の一般質問で報告をさせていただきました、町内小中学校の教員の資質向上を図るため、町内の退職された元教師の方をお願いして「元気はつらつ中能登教育サポーター」として、教師としての心構えとか子供たちへの接し方、学級づくり、授業の進め方などについてノウ

ハウを伝授して指導していただきたいと。それによって児童生徒の学力向上につなげたいということで、謝礼として計上をさせていただきました。月額5万円で、12カ月分として60万円となったものでございます。

次に、4細目の統合中学校建設費でございます。6億4,961万1,000円の減額の補正をお願いするものでございます。特定財源の内訳といたしまして、公立学校施設整備国庫負担金で6,725万1,000円の減、地方債で5億7,290万円の減となっております。

まず、歳出の13節の委託料でございますが、507万円、工事設計監理費で507万円の減。それから次のページ、220ページでございますが、工事請負費で6億4,454万1,000円の減でございます。これはいずれも共同調理場の国庫補助について、当初は2カ年計画で計画しておりましたが、全て23年度の国庫補助事業に前倒しされたため、その分について減額をさせていただくものでございます。

次に、220ページの第2項小学校費の第1目学校管理費で2細目の小学校管理費でございます。3,000円の減額の補正をお願いするものでございます。特定財源の内訳では、県支出金として19万円の増となっております。これは、いしかわ学びの指針12か条推進事業補助金として11万円。それから、読書活動推進モデル事業補助金として8万円、合計19万円でございます。

歳出のそれぞれの内容でございますが、まず、7節の臨時雇賃金51万5,000円の増額でございますが、それとあわせて嘱託職員106万1,000円の減でございますが、これは越路小学校の女性の調務員が出産等のため4月から10月まで休暇をとることに伴い、賃金の減額と代替調務員の賃金を計上をさせていただいたものでございます。

それから次に、12節の通信運搬費131万2,000円の増と、次の13節委託料、児童送

迎 131 万 2,000 円の減でございますが、これにつきましては、これまで鳥屋小学校の瀬戸・花見月地区の児童送迎につきましては、北鉄能登バスのコミュニティバスの回送時間帯を利用した利用と、それからシルバー人材センターに委託してまいりました。これを越路小学校の北部地区の児童送迎と同様に、町内のタクシー会社をお願いすることとし、委託料を減じて通信運搬費に計上するものでございます。これにあたりましては、見積りを取りまして、結果的にタクシー委託の方が、タクシー会社への委託の方が若干安いという形になりまして、このような形にさせていただくものでございます。

次に、18 節備品購入費 15 万円の増額でございます。これは滝尾小学校で知的障害にかかる特別支援学級が新たに 1 学級開設することに、3 月に決定しました。このため、教室内に設置する備品の購入費でございます。内容は、たたみベンチという品物でございます。

それから次、19 節の補助金でございます。読書活動推進モデル事業として 18 万円、いしかわ学びの指針 12 か条推進事業として 21 万円の増額の補正をお願いするものでございます。

まず、読書活動推進事業につきましては、県内小中学生の読解力の育成に向けて、読書活動の一層の推進を図るということで県内 22 校が指定され、中能登町では越路小学校が指定を受けました。

読書活動を通して、県内の児童生徒の課題とされている読解力の向上を図ることにより、学力向上を図り、その実践発表も併せて行うものでございます。

なお、第 1 回目の実践発表会は 6 月 21 日に越路小学校で開催の予定でございます。

続いて、いしかわ学びの指針 12 か条推進事業でございますが、石川県の小中学校の学力向上対策事業の一環として、授業の改善、

それから指導力向上をなお一層推進するというので、これによって学力向上の取組みを行うという、そういう成果をあげている学校とか地域の拠点となる学校を推進校として指定いたしまして、指導法の研究開発を進めるとともに、授業公開、それから情報提供を積極的に行って他校の参考となる、そういう普及啓発を図る目的で行われるものでございます。

県内 19 市町村に 30 校が指定されまして、中能登町では鹿西小学校が指定となったものでございます。

なお、第 1 回目の研究発表会並びに公開授業は、今月 6 月 19 日に開催される予定となっております。

次に、221 ページの第 2 目教育振興費の 1 細目小学校教育振興費でございます。7 万 4,000 円の増額の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、備品購入費で 7 万 4,000 円でございます。これは、先ほど申し上げました滝尾小学校で特別支援学級が新たに 1 学級開設されたことに伴い必要とする教材備品、マグネットボードを購入をさせていただくものでございます。

次に、同じく 221 ページの第 3 項中学校費でございます。第 1 目学校管理費、1 細目中学校管理費で 90 万 2,000 円の増額の補正をお願いするものでございます。財源の内訳では、県補助金として 20 万円。これは、いしかわ道徳教育推進事業補助金として 20 万円を計上したものでございます。

なお、支出では、まず、9 節の特別旅費 55 万円でございますが、これとあわせて 19 節の負担金 A L T 関連 10 万円。これを合わせてでございますが、A L T、これは外国語指導助手の費用でございます。昨年 7 月から A L T として勤務してまいりましたアメリカ人青年の家族が病気のため、この 7 月で帰国することになりまして、その帰国旅費とそれから代替の新たな A L T の来日旅費として

55万円を計上をし、また代替ALTの東京での研修費用負担金として10万円を計上させていただきます。

次に、19節の補助金の道徳教育推進事業30万円でございますが、これは道徳事業の充実、それから地域との連携推進に向けた取組みを展開して、その成果を普及するために県内各市町村に1校を指定するもので、中能登町では去年に引き続き鹿島中学校が指定されたものでございます。その費用でございます。

なお、第1回目の公開授業研究会が7月3日に鹿島中学校で開催される予定となっております。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

ただ今、説明を受けたことについての質疑の方、ございませんか。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第33号 平成24年度中能登町介護保険特別会計補正予算について、説明を求めます。

議案書は、225ページから232ページとなります。

○議長（坂井幸雄議員） 中井介護担当課長

○中井厚明介護担当課長 225ページをお願いいたします。

議案第33号 平成24年度中能登町介護保険特別会計補正予算についてであります。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,372万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出につきまして、目ごとに説明をさせていただきます。

230ページの方をお願いいたします。  
230ページの方をお願いいたします。

歳入からでございます。第6款繰入金、第2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金72万2,000円を増額し、72万3,000円にするものでございます。1節介護給付費準備基金繰入金、これにつきましては、歳出の方で補正をお願いしております給与費の財源として、介護給付費準備基金からの繰り入れを財源といたしまして、準備基金からの繰り入れを行うものでございます。

次に歳出でございます。231ページをお願いいたします。第3款地域支援事業費、第1項介護予防事業費、2目一次予防事業費59万7,000円を増額し、1,521万1,000円にするものでございます。1細目給与費ということで59万円の増額をお願いしております。4月の人事異動に伴います給与費の補正でございます。よろしくをお願いいたします。

第3款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業費、1目任意事業費12万5,000円を増額し、3,447万5,000円とするものでございます。1細目給与費12万5,000円の増額でございます。これにつきましても、4月の人事異動に伴います給与費の補正をお願いをするものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第33号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第34号 平成24年度中能登町下水道事業特別会計補正予算について、説明を求めます。

議案書は、233ページから239ページとなります。

○議長（坂井幸雄議員） 澤上下水道課長

○澤 伸一上下水道課長 233ページをお

願います。

議案第 34 号 平成 24 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算であります。第 1 条の方で、歳入歳出それぞれ 12 万 1,000 円を追加し、総額を 15 億 6,079 万 6,000 円とするものであります。この補正は、先ほどの給与費の補正でありまして、4 月の人事異動に伴う補正であります。

歳入歳出とも 12 万 1,000 円を増額するものであります。以上であります。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第 34 号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 35 号 指定管理者の指定について、説明を求めます。

議案書は、241 ページとなります。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 それでは、議案書、241 ページになります。

議案第 35 号 指定管理者の指定についてであります。道の駅織姫の里なかののについて、下記のとおり指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、1 番目、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置であります。名称につきましては、「道の駅織姫の里なかのの」であります。位置につきましては、中能登町井田ぬ部 10 番地であります。

2 番目、指定管理者となる団体の名称及び代表者であります。名称、能登わかば農業協同組合。代表者、代表理事組合長 氣戸佐俊。

3 番目、指定の期間であります。平成 24 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間といたします。以上です。どうぞよろし

くお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第 35 号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、議案第 36 号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての説明を求めます。

議案書は、243 ページから 245 ページとなります。

○議長（坂井幸雄議員） 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 それでは、243 ページをお願いいたします。

議案第 36 号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。これについては、石川県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものでございます。

245 ページをお願いいたします。石川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。石川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正する。別表第 2 の備考中「及び外国人登録原票」を削るということでございます。これについては、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。施行期日については、平成 24 年 7 月 9 日から施行するということでございます。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 説明が終わりました。

議案第 36 号についての質疑の方、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、議案の説明及び質疑を終結いたします。

以上で、報告、議案の質疑は終了しましたが、ここで全般にわたっての質疑漏れがあれば発言を願います。

宮下議員

○5番(宮下為幸議員) 39ページ、その1の39ページです。子宮頸がん等ワクチン接種補助金624万6,000円。減額になっておりますが、受けなかった人が多分、沢山子供たちおと思うんですが、どれくらい受けたのか説明願います。

○議長(坂井幸雄議員) 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 宮下議員の質疑でございますけれども、子宮頸がんワクチン接種補助金624万6,000円の減額ということでございます。子宮頸がんワクチン接種助成ということで、410回、410人でございます。接種人数については410人でございます。内訳は、中学校1年生が40人、中学校2年生が77人、中学校3年生が131人、高校1年生で162人ということでございます。これは回数ということになります。以上でございます。

○議長(坂井幸雄議員) 宮下議員

○5番(宮下為幸議員) 410回で2回ほど受けた人も多分おいでと思うもので、できればやっぱり周知徹底して、できれば子供たちにどういう方法がいいのか、また受けさせるように町と協力していただきたいと思いません。

それと、先ほど、緊急雇用創出事業の補助金ですが、これページ、74ページに戻りますが、このちょっと納得いかないのは、この勤労者体育協会とか勤労者文化協会、勤労者貸付金利子補給、小口融資制度、これが短期でされとると言うていましたが、これは本当に緊急雇用創出事業の中で377万2,000円の減額でいいのか。これは単費でやったから労働費としてかってせんならんがじゃないで

すか。なんで緊急雇用創出事業にこの単費でやったやつが入ってくるんですかね。

○議長(坂井幸雄議員) 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 労働費の緊急雇用の対象になっているのは、委託料の予算のみです。それ以外の負担金等は当初予算から緊急雇用の対象ではございません。短期の予算計上であります。そこで国の交付金対象になっとなるのは、労働費の中の委託料の町安全安心マップ作成業務、町施設等除草作業等の委託料だけが交付金の対象となっておりますので、その分が減額になっております。

○議長(坂井幸雄議員) 宮下議員

○5番(宮下為幸議員) 要するに、この19万8,000円という分は、この県支出金の中の減額の中に377万2,000円が19万8,000円入っておりますわね。だからこれ入ってもいいがですか。それは別に労働費としてかって19万8,000円をマイナスしとかんとダメなんじゃないですか。39ページには、377万2,000円が入るとるんですよ。これみんな全部この中にこの勤労体育協会とかそういう金が入るとるわけですけど。

○議長(坂井幸雄議員) 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 歳入の377万2,000円の内訳ですが、労働費の県支出金の△の299万4,000円と次のページ、74ページの緊急雇用創出事業の、これ教育文化課でやった事業なんです、この77万8,000円の減額。合わせたものが歳入の方で377万2,000円ということで減額になっております。県の事業には、労働費で使ったものと、2細目の緊急雇用創出事業で使ったものを2本立てでやっていますのでそういうことになります。

○5番(宮下為幸議員) はい、分かりました。

それともう一つね、220ページの、違うこと言うんです。

○議長(坂井幸雄議員) 宮下議員、違うこ

と言うけど、ほかにとんでいったら何回も  
いってしまうがいね。あっちこっち、こっち  
いくと。

○5番(宮下為幸議員) それはダメなんけど、  
一緒な問題で3回じゃないがね。

○議長(坂井幸雄議員) いやー、あっち  
こっちととぶさかいに、またあとから課長に  
お聞きしてください。

○5番(宮下為幸議員) もう一ついいです  
か。お願いします。

219ページ、R-4号線の公有財産購入  
費3,100万円と言うておいでましたけど、  
これは本当にR-4号線の道つける道路やと  
思うんですが、これは間違いなく道路をつく  
財産購入費ですか。

○議長(坂井幸雄議員) 高橋土木建設課長

○高橋孝雄土木建設課長 宮下議員の質疑に  
お答えをいたします。道整備交付金で、17  
節公有財産購入費3,100万円の補正でござ  
いますけど、R-4号線の用地取得分という  
ことで計上をさせていただいております。以  
上です。

○5番(宮下為幸議員) はい、分かりまし  
た。

○議長(坂井幸雄議員) そのほかに、あり  
ませんか。

9番 上見議員

○9番(上見健一議員) えーとですね、先  
ほどちょっと聞き忘れてんけど、41ページ、  
不動産売払収入40万円、場所と売り先を説  
明していただきたいと思います。

それとですね、ちょっとこれ私の思い違  
いかどうか分からないんですけども、220  
ページ、児童送迎131万2,000円減額にし  
て、通信運搬費131万2,000円増額になっ  
てますわね。これは、シルバーとか何とかと  
いう形で説明されて、タクシーに頼んだと。  
タクシー代が安くつくもんでという説明だっ  
たと思うんですけども、そうなるという、  
減額よりも増額の方が少なくてもいいんじや

ないですか。その辺ちょっと疑問をもったの  
で説明願います。

○議長(坂井幸雄議員) 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 上見議員からの  
質疑でございます。ページ、41ページ、財  
産売払収入、不動産売払収入の件で質疑が  
あったかと思えます。40万円の金額の増額  
をさせていただいております。40万円につ  
いては、個人の分としての売り払いでござ  
います。そのほか、金額としては、全体で  
は203万5,000円になるんですが、230万  
5,000円になりますが、末坂区のミニパーク  
代とかいうような項目が入っております。  
よろしく願いいたします。

○議長(坂井幸雄議員) 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 鳥屋小学校の瀬  
戸・花見月地区の児童送迎に関する質疑にお  
答えいたします。

鳥屋小学校の送迎につきましては、1日往  
復で6,400円の単価となっております。こ  
れまでは、能登バスで4,200円、値段的に  
はそんなに開きはないんですが、ただ、町バ  
スを利用していますので、運転手代以外に燃  
料費代がかかりまして、更にその町バスにつ  
きましては、行事等で使用できない日もあり  
ます。そういう時は、町の職員が、当課の職  
員が別の車輛を使って送迎するということ  
が出てきます。そういうことでトータル的に考  
えますと、タクシー会社に委託した方が安  
くなるということですが、ただ予算につ  
きましては、現在の予算をそのまま当初予  
算で計上したものをそのまま移行した形  
となっております。ということでご理解を  
お願いしたいと思います。

○議長(坂井幸雄議員) 上見議員

○9番(上見健一議員) さっきの41ペ  
ージの説明が、不動産の場所を聞いたん  
だけど、いろいろ入っているのですか。そ  
の辺の説明が何か。で、売り先、これは  
前にあったのに追加になった、高く  
売れたから追加になった

のか、その辺がちょっと理解できないんだけど。もう一回説明していただきたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 谷参事兼総務課長

○谷 敏則参事兼総務課長 ここでの金額、41 ページの土地売払代について 40 万円の増額でございますが、この件については個人ということで、今現在、私の把握しておるのは個人に売り払いがあり、その 40 万円を増額したということであります。場所の特定は、今、私にはできておりませんので、誠に申し訳ございませんけれども、あとでご報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○9 番（上見健一議員） 個人というだけで、名前言われんわけではないんだね。

○谷 敏則参事兼総務課長 決してそういうことはございません。よろしくお願います。

○9 番（上見健一議員） 教育民生委員ですので、細かいことは委員会で聞きますので、ちょっと調べといてください。以上で終わります。

○議長（坂井幸雄議員） これで、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託表を配付しますので、暫時休憩をいたします。

午後 5 時 11 分 休憩

午後 5 時 12 分 再開

#### ◎議案等の委員会付託

○議長（坂井幸雄議員） 再開いたします。

日程第 5 常任委員会付託をお諮りいたします。

ただ今、議題となっております、報告第 2 号から報告第 13 号までの報告事項 12 件、議案第 29 号から議案第 36 号までの議案 8 件、並びに請願 7 号から請願 13 号及び（継続調査の請願 6 号）までの請願 8 件につきましては、会議規則第 39 条の規定により、お

手元に配付しております報告、議案及び請願等付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、議案及び請願等付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

#### ◎休会の決定

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 6 休会の決定をお諮りいたします。

休会の決定について議題といたしますが、各常任委員会審査等のため、6 月 13 日から 17 日までの 5 日間を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、6 月 13 日から 17 日までの 5 日間、休会とすることに決定いたしました。

#### ◎散 会

○議長（坂井幸雄議員） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。  
ご苦労さまでございました。

午後 5 時 14 分 散会





平成24年6月18日（月曜日）

○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	植田一成
副町長	小山茂則	参事兼農林課長	大村義一
教育長	池島憲雄	上下水道課長	澤伸一
参事兼総務課長	谷敏則	保健環境課長	吉田外喜夫
土木建設課長	高橋孝雄	会計課長	西浦順
参事兼住民福祉課長	大森一義	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	福井清研	介護担当課長	中井厚明

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 橋本 教示

書記 土屋 哲雄

〃 水田 祥代

○議事日程(第2号)

平成24年6月18日 午前10時開議

日程第1 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

◎開 議

○議長（坂井幸雄議員） おはようございます。

ただ今の出席議員数は、14 名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、議場が蒸し暑い場合には、上着もとっていただいても結構です。

◎一般質問

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 1 一般質問

これより、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきます。

一般質問については、各議員の持ち時間は 1 時間ありますので、守っていただくようお願いいたします。

執行部におかれましては、的確な答弁を求めておきます。

それでは、通告順に質問を許します。

4 番 諏訪良一議員

〔4 番（諏訪良一議員）登壇〕

○4 番（諏訪良一議員） 2 件について質問をいたしたいと思えます。

最初に、世界農業遺産を活用した町おこしについてです。

「世界農業遺産とは、農業関係の世界的な重要な地域資源を未来に継続してゆくことをねらいに創設されたものであって、単に世界遺産リストに登録することのみが目的ではなく、人類共通の財産として恒久的に保護していくことが、その目的であることを忘れてはならない」と明言されています。

教育、観光、地域づくり並びにまちづくりなどの分野における利活用が望ましいとも言われていますが、当町では、どの分野で、い

かにして利活用していこうと熟慮されているのでしょうか。いずれにしても、認定された以上は、その名を汚すことのないように施策の強化や成果などで、県内外からも注目されてくることについては避けることができないものと思われま。

昭和 62 年、合併前の鹿西町において、県水の受水に係る工事の実施予定地で、県の埋蔵文化財発掘調査が行われていた際に、くしくも杉谷茶ノ畑遺跡から弥生時代、中期の日本最古の「おにぎりの化石」が出土している件については、既にご承知のことと思えます。以来、このことがきっかけとなって旧の鹿西町においては、平成元年から合併前の平成 16 年にかけて、町おこしの一環として「おにぎりの里フェスティバル」が町民総参加のもとで盛大に開催されつつきたものが、中能登町の合併とともにピタリと途絶えて今日に至っていることは誠に残念でなりません。

国内でも最古とも言われている「おにぎりの化石」、これぞ本当に価値ある農業遺産であり、町が誇れる宝物として、県内はもとより国内外に向けて広く発信できるものではないかと確信するものであります。

「おにぎりの里」を復活させて、世界農業遺産認定を最大限に活用し、更なる町おこしのワンステップにつなげてはどうでしょうか。

そこで、アクションプランの内容と取組みについて。当町における里山資源は何ですか。その活用上の課題について。「おにぎりの化石」出土の発信について。「おにぎりの里」づくりの復活と町おこしについて。

以上、町長の所見を伺います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 おはようございます。諏訪議員の世界遺産を活用した町おこしということで、4 点について質問を受けました。これ

についてお答えをいたします。

1点目の、アクションプランの内容と取組みについてですが、アクションプランとは世界農業遺産に認定をされ、県及び4市4町で今後取組んでいくプロジェクトの概要を示すものであります。

農林水産業が里山里海を相互利用する伝統技術を継承・維持してきたとともに、信仰や伝統的風習など文化的諸要素も併わせ、形成・維持をしてきており、その保全と地域振興に向け、国際連合大学、金沢大学及び北陸農政局などの力強い協力を得て取組みを進めているものであります。

アクションプランは4つの柱からなっており、まず1番目には「農林業の維持発展による里山里海の保全・再生」ですが、人材の育成や新たな付加価値の創出による特徴的なシステムの推進ということで、里山の農業・林業と里海の漁業との連携強化、環境保全型農業と高付加価値商品の拡大、はぎ干しなど伝統的な農法保全、また「大区画のほ場整備事業による集落営農を中心とした地域の活性化と農地、水路などの適切な保全管理」、「能登白ねぎやカラー野菜の生産・販売の拡大」などが上げられますが、既存の里山資源を活用した特産品など、ブランド作りが農業者が減少をし、高齢化が進む中での今後の課題であろうと思っております。

次に、2番目には、「里山里海の保全による生物多様性の維持・向上」ということで、地域資源の評価と環境教育の実践であります。

小中学生や地域住民も参加をして、水路や農地周辺に生息をする野生動植物の実態を調査をすることにより、農業と地域の生物環境の保全意識の向上を図るものであります。

3番目には、「農耕に結びついた伝統文化の伝承と伝統産業の保全」であります。

昔ながらの祭祀・祭礼や伝統産業の保存で、中能登町で現在継承をされております

「ばっこ祭り」、「石動山の開山祭」、「鎌打ち神事」など、地域の関係各位のご尽力によりまして催されているものです。

また、伝統産業では「能登上布」、「能登ちょうちん」の継承・保存が上げられます。

最後の4番目には、「国際交流も視野に入れた里山里海の保全」ということで、都市等交流人口の拡大、地域資源の保全であります。

世界農業遺産に認定をされた自然の中で農業体験やボランティア活動の受け入れにより交流人口が増え、地域活性化につながるものと思っております。

以上、アクションプランの概要ですが、現在、農家実践をしている農業や地域が行っている祭祀など継承、保存していくことが大変重要であり、更に、その付加価値を高め、地域活性化につながる取組みを促進して、中能登町においても世界農業遺産認定の啓発活動を進めていきたいと思っております。

また、アクションプランの更なる推進のため、関係する各課で横断的な協議の場を設け、検討を進めてまいりたいと思っております。

次、2点目の里山資源は何かとの質問にお答えをいたします。

里山は、県土の6割を占めると言われ、谷間の田んぼや山間の畑など隣接をする山林も含め人の暮らしと深く関わっていると同時に、いろいろな生き物と共生する二次的な自然としても存在し、そこから独自の文化や伝統工芸など、多くの恵みを育んでいる区域と認識をいたしております。

この里山で作った米や野菜、果樹などを活用した新たなブランドづくりが地域振興につながるものと思っております。

しかしながら、この里山を活用する上で様々な課題があり、農家の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加、スギやアテなどの森林の手入れ不足や、竹林の整備が行われ

なくなったため山の荒廃が進んでいる状況であります。

また、イノシシやタヌキなどの農作物被害を受けているところもあります。

このようなことから、里山に人の手が入ること自体が再生や保全につながることから、住民自らの取組みが何よりも重要であると思っております。

中能登町においても、中山間直接支払制度や農地水環境保全向上対策事業を取り入れることにより、序々ではありますが、地域住民の皆様方が自発的に行う取組みが増えており、町としても支援を進めていくこととしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、「おにぎりの化石」出土の発信についての質問にお答えをいたします。

まず、この出土物についてですが、金丸地区内の石川県企業局所管の土地で発見されたことから、石川県の所有となっており、現在は石川県埋蔵文化財センターに保管をされております。

正式名称は「粽状炭化米塊」と呼ばれ、通称「おにぎりの化石」または「日本最古のおにぎり」と呼ばれているところであります。

この「おにぎりの化石」や「日本最古のおにぎり」という名称は、日本の「食」という観点から普遍性・庶民性を持ち合わせ、聞き手に強いインパクトを与えているとともに、子供からお年寄りまで興味を引く題材であります。

旧鹿西町では「おにぎりの化石」のレプリカを平成14年度に3個を製作をし、現在は、鹿西庁舎、能登部駅、ふるさと創修館の3箇所で開催をしています。

また、「鹿西なるほど百科事典」や「鹿西町史」などにも紹介をしています。

この度の世界農業遺産の指定を機に、古代の農業の産物である「日本最古のおにぎり」が発見された地である中能登町をPRするこ

とは有意義なことであり、今後も継続的に発信をしていくことが重要と考えております。

「おにぎりの里」づくりの復活を町おこしのご質問にお答えをいたします。

ご存知のとおり、旧鹿西町では「おにぎりの化石」が発見されたのをきっかけに、町を「おにぎりの里」と位置づけ、合併まで毎年「おにぎりフェスティバル」など開催をし、町民をあげて「おにぎりの里」づくりに力を入れておりました。

合併後の平成17年度からは、町の基幹産業であり「織物」を旧3町共通のテーマとしてとらえ、町祭「織姫夏ものがたり」を毎年開催をしており、町としては特に「おにぎり」をテーマとしたイベントは実施をしておりませんでした。

しかし、今でも6月18日の「おにぎりの日」には、鹿西地区の有志の方々が、おにぎりや古代米のPRイベントを行っております。

また、毎年「おにぎりの日」が近づくと、テレビ局や出版社などから「日本最古のおにぎり」についての問い合わせが少なくありません。

「日本最古」という響きは非常に大きな魅力であり、町といたしましても、今後は、町祭や町の行事などで「おにぎり」をPRするような取組みができないか検討していきたいと考えております。

平成26年春には道の駅もオープンをいたします。「日本最古のおにぎり」に関する展示やPRを行うほか、町の特産品を活用したおにぎりの開発や販売などにも力を入れ、「おにぎりの里」づくりによる町おこしに積極的に取り組んでいきたいと考えております。どうかまた、ご協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） アクションプランの内容、取組みの中にもありましたけども、

何を行うにしても人材育成、ひとづくりが最も要ではなからうかと思いますが、町のひとづくりについて、広くどのようにお考えでしょうか。

2点目は、「おにぎりの化石」のブランド化をどのようにお考えですか。

3点目は、「おにぎりの里」づくりの復活、今ほどの説明がありました。これでは世界農業遺産との関わりが大変弱いのではなからうかと、かように思いますがどのようにお考えでしょうか。

今日はですね、偶然にも制定されている「おにぎりの日」6月18日です。このあたりをもう少し力強く説明をしていただきたい。今後の取組み内容を聞かせていただきたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 おにぎりの里、ひとづくりということでございます。質問にお答えをいたします。

今、諏訪議員も言われましたように、ひとづくりというのが大変大切でございます。今、各中能登町では在所ごとに、本当に子供からお年寄りまで、いろんな婦人会、女性協議会、商工会、そういう方々でその地域の草刈りや、また田んぼの保全、また、ため池等の清掃といったことで、19年から5年間にわたり、26の区でしていただいてまいりました。それと同時に、いろんな講演会や、また農業についてのそんな勉強もそんな方々でしていただきまして、新たに24年から5年間にわたってそれを継続をしていただいております。そういうことで、これからもその地域ごとで自分の地域を守るということで、もっと力を入れてみんなで守っていく、そしてみんなで理解をしていただく。そういう意味でのひとづくりを強力に進めてまいりたい、そう思っております。

また、「おにぎりのブランド化」ということであります。お陰様で中能登町では「世界

最古のおにぎり」が出土しており、今、お話もありましたように、鹿西町時代ではギネスにのる「おにぎり」を作ろうということで、2回にわたって挑戦をいたしました。また、いろんな方向性、あるいはまた、町外からも「おにぎり」の大会といいますか、そのようなイベントの時に来ていただいて、おにぎりに関するいろんな催し物もいたしましたけれども、合併をいたしましてそれぞれの町の催し物だけではということで織物をテーマにしてきたわけでありまして、今、改めてどこへ行きましても「中能登のおにぎりはどうなったかね、やっとおいでるかね」というような、そんな話もお聞きもいたしますし、また、今、諏訪議員からも言われましたように、やはり織物と同時に「おにぎり」を一つの町の特産としていろんなものを考えていきたいと、改めてそう思っておりますし、役場の中におきましても、もう少し、どこへ行ってもそういう話も聞くが、もっと力を入れた方がいいのではないかと、そんなような話も出ておりますので、これからやはり、この世界遺産に認定された町の一つの売りとして「おにぎり」というものを力を入れていきたい、そう思っております。

今、旧鹿西町にしておった「おにぎり」のイベントをもう一度精査をしながら、新しい中能登町の「おにぎり」のこれからの売り方、そしてもっとPRできるような、そんなイベント、あるいは「おにぎりの里」づくり、このようなものを旧鹿西ということだけでなしに、本当の合併をした中能登町の町民の皆さん方のご支援やご協力をいただきながら、これからも「おにぎりの里」というものに力を入れてまいりたいと、そう思っておりますので、またいろんな、またご提案やご支援もいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 世界農業遺産と

は、というところで説明をいたしました、  
「人類共通の財産として恒久的に保護」と、  
ここが大変重要なところであるわけです。こ  
んなことから考えてくるとですね、ただ単  
なる、鹿西町から出土した「おにぎりの化石」  
ではないと、このように理解するものであり  
ます。

それにしても、広く国内、あるいは国外に  
発信していくにも、ただ単なる「おにぎりの  
化石」ではインパクトが弱いと思うんです  
ね。そういうことで、まず、ブランド化する  
ことが最も大事ではなかろうかと。「おにぎ  
り」ときたら中能登町ぐらいになるぐらいに  
力強い取組みを期待したいと思うんですが、  
このあたり、どのようにお考えでしょうか。  
伺います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今もお話したように、皆さ  
んのお力をいただきながら、皆さんの知恵  
を借りながら、「おにぎりの里、中能登町」  
と、そう言われるように頑張っていきたい  
、そう思っています。

今日も新聞にも出ておりましたけれども、  
一部の方が古代米を使った「おにぎり」をア  
ルプラザで販売をしたというような、そんな  
記事もありましたし、朝5時過ぎには「おに  
ぎりの日」ということで、一番先に中能登町  
の古代米から入っておったというような、そ  
んなお話も今朝聞いておったわけでありま  
す。

そういうことで、町全体の皆さんで「おに  
ぎりの里」は中能登町だと言われるように、  
これから頑張っていきたいと、そう思ってい  
ます。よろしく願います。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） この質問を取り上  
げてから、旧の鹿西町における「おにぎりの  
里フェスティバル」、平成元年から16年ま  
で目を通しました。その頃の再現をですね、  
今後展開していただきたい、かように思いま

す。

それでは2件目に入りますが、「循環バス  
の効率的運用」についてであります。自動  
車、バイクや自転車など、乗り物の運転がま  
まならない、いわゆる交通弱者とか、あるい  
は最近では、買い物弱者とも言われてきてお  
りますが、そんな方にとっては町の循環バス  
は、日常生活上の足としても今日では欠かす  
ことのできない公共の乗り物として町民の  
方々から重宝がられておいでるのではないか  
と推察します。

他方、運行している町にとっては、まず一  
人でも多くの町民の方に利用され、喜んで  
もらえるバスでなければ初期の目的が達せら  
れているとは言いきれません。

また、初期の目的が達成できるように、絶  
えず効率的運行には努力すべきことも肝要で  
はなかろうかと考えます。バスを利用される  
方々にも年齢、性別、利用の時間帯や循環  
コース、あるいは順序などについて、その意  
向も多種多様のようにあります。

こんなことから、いろいろな角度から考慮  
しましても、利用される人全員に満足して  
もらえるような運行計画なんて立てること  
はできないし、立てるにしても相当に至難な  
ことと私なりに考えております。加えて、路  
線の変更ともなれば、国の機関の認可が必  
要になってくるということから、利用され  
ている方々の声をその都度聞いて、即座に  
対処できるというような容易なものでもな  
さそうです。

この度、防災拠点施設整備事業で建設が  
進められている中能登町道の駅、その敷地  
内に整備が計画されている町循環バスのター  
ミナルステーションの設置が運行計画見直  
しの絶好のチャンスではなかろうかと、こ  
んなように思っております。

そのようなことから、幅広く、多くの方  
を対象にした意向調査を行い、この結果を  
運行計画に反映できるような見直しを行  
って、利

用される方々の更なる利便性の向上と、乗っていただく人が増えてこなければ何の意味も無いと思うんですが、このあたりについてどのようにお考えでしょうか。

最初に、現在の利用状況について、利用される方々を中心とした意向調査の実施について、循環経路の見直しについて、乗客数の向上対策について、以上について町長の所見を伺います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 諏訪議員の「循環バスの効率的運用」についての質問にお答えをいたします。

まず、利用状況につきましては、現在、中能登町には「かしま循環バス」、「ゆう友バス」、「まほろば号」の3コースで、コミュニティバスの運行を行っております。

1日の運行回数は、「かしま循環バス」及び「ゆう友バス」がそれぞれ4便、「まほろば号」が3便となっております。

平成23年度の年間利用者数は7万1,925人で、平成19年度の8万752人をピークに減少を続けているのが現状であります。

続いて、意向調査の実施について、町では平成22年度に総務省の補助を受けまして、利用者の意向調査を実施をいたしております。調査の結果を分析をいたしましたところ、乗り継ぎができない。1便ごとの周回時間が長すぎる。運行本数が少ない。ルートやダイヤが複雑で分かりにくいという意見が多くありました。

続いて、循環経路の見直しについてですが、平成25年4月に中能登中学校が開校し、平成26年春には道の駅もオープンをいたします。

町では、両施設にそれぞれバスターミナルを設け、コミュニティバスを乗り入れたいと考えております。

特に道の駅では、3台のコミュニティバスが同時に停車をし、ここを基点に町内3コー

スのどこへでも乗り換えができるようにしたいと考えております。

このためには、各コースの運行日や便数を統一するとともに、1周に要する時間を統一することが必要となりますので、ルートやバス停の数の見直しも行わなければなりません。

このことから、町では昨年10月より中能登町地域公共交通会議を開催をし、運行経路の見直しに向けた協議を進めております。

今後、見直し案ができましたら、町民の皆様にお示しをしたいと考えております。

続いて、乗客数の向上対策についてですが、現行のダイヤでは便数も統一をされておらず、また、1周に要する時間も一番短い「ゆう友バス」で1時間32分、一番長い「まほろば号」は4時間かかるなど、コースや時間帯で大きな差があります。

更に、「かしま循環バス」では、正月以外は運休日はありませんが、「ゆう友バス」は土曜日、「まほろば号」は火曜日がそれぞれ運休日であることから、乗り継ぎが難しい大きな理由となっております。

乗り継ぎの利便性向上や周回時間の短縮、運行本数や運休日の統一、ルートやダイヤの見直しなどを行い、乗客数の増大を図りたいと考えております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 今ほど町長が説明されたような声が利用されている方から耳にしております。そういうことからですね、これらをいかにして少しでも満足してもらえるような運行計画の見直し、これには大変な労力もかかると思います。2日や3日でできるような案件ではないと思いますが、このあたりをですね、やはりしっかりとらえていただきたい。

それから、もう一つはどうであれ、やはり乗ってもらえるということが循環バスの使命であります。ただバスが走っておればさえ、



空気さえ運んでおればよいというものではないんですが、このあたりを相当慎重に反映していただきたい。

それから今1点は、やはり路線によって運行日なり時間帯が変わるということも大変大きなマイナス要因ではなからうかと、こんなように思います。これらを総合的にどのようにお考えかお答え願いたいと思います。やはり、1周りするのに半日もかかるようではですね、乗り継げる時間帯も調整できないと、このように思います。

それと、今1点は、これまでに試みられておらないような案件ですけども、定期乗車券あたりをどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

〔広瀬康雄企画課長登壇〕

○広瀬康雄企画課長 諏訪議員の再質疑にお答えをいたします。

先ほど町長も申し上げましたように、現在、経路を含めていろいろな見直しを行っております。それで、今年度は、国土交通省の補助金を活用いたしまして、見直しを含めた、そういう利用者の声も聞きながら、いろいろな検討を重ねていきたいというふうに思っております。その中には、今までになかったデマンド・タクシーという、ほかの地域でやっていますが、後山とか瀬戸・花見月、時間がかかるような所を今運行しとるんですが、それらをあわせた体系ができないかということも今、現在検討しているところであります。

そういうことで、いろいろな新交通手段も含めながら、今、現在検討を進めております。そういうことで、皆さんに喜んでいただけるような、そういうダイヤなり運行本数になればいいのかなというふうに思っております。

それで、今ほど諏訪議員の方から定期券という話も出ました。そういうことも事務局レ

ベルではあった方がいいんじゃないかというようなことは検討しております。それも含めて今年度、見直し対象にしたいというふうに思っております。

それで、現在、バス停が沢山あって、非常に時間がかかっておるんですが、実際に1日平均1人以下の場所も沢山あります。そういう所のバス停の見直しも含めて、あと冬期間の遅れの原因は、旧道を走っているための30分や40分の遅れということもありますので、経路も含めて今後、スムーズな運行ができるように、年間を通じて運行できるように見直しを行っていききたいというふうに思いますので、なにとぞご協力よろしくお願いたします。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 先ほど、利用状況で平成19年がピークと説明されましたけども、それ以降、利用される人が減ってきている要因をどのように捉えておいでますか。説明していただきたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 広瀬企画課長

○広瀬康雄企画課長 利用の減っている原因はというご質問でございました。現在、分析をしますと、バスに乗っている方の9割方は70歳以上の方が乗車をされております。これは、22年度の1週間でしたけども、全員調査いたしました。そういうことで、多分普通の時もその70歳以上の方が9割近くなのかなというふうに思います。

そういうことで、減っている原因は、もともと免許が無い方が利用されていたということだと私は思っております。それで、だんだん19年度をピークに減っとるんですが、今のお年寄りの方で免許を持っている人が多くなっとるのかなというふうに私どもは分析しております。それで、だんだん利用された方が外出できなくなったという方が増えてきているんだらうというような分析で、また、乗り継ぎ関係、いろんな関係で難しいというの

も一つの要因だなというように分析しておりますので、それらの原因をなくすような見直しを今後進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 諏訪議員

○4番（諏訪良一議員） 最も難しいのは、利用されておいでの方の年齢構成だと思うんですね。どちらかという、利用される人は、やはり自分で何かを運転して自由に行動できないというような方々が多いものと思うんですが、若い方も中にはおいでと思うんですが、そのあたりの調査をですね、できるだけ実施に向けて反映する、反映されるような方向で調査の設問を作っていただきたいと思っております。質問を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） 次に、2番 笹川広美議員

〔2番（笹川広美議員）登壇〕

○2番（笹川広美議員） おはようございます。それでは、通告に従い質問いたします。

まず、男女共同参画社会の推進体制の整備について質問いたします。

中能登町では、平成23年3月に行動計画が策定されており、4月には町推進員の会が設置され、現在、23名の推進員が中心となって精力的に活動を行っていただいております。

男女共同参画社会の推進に関する施策は、広い行政部門にまたがっているため、町内、関係課の連携が重要であります。そして、行政は率先して男女共同参画に取組み、施策の総合的、効果的な推進を図るために推進本部を運営します。そのためには、推進のための本部を行政の中に設置しなければなりません。決して企画課が、あるいはどこかの部署の職員が他の業務を兼務しながら行えるものではありません。

中能登町が本当に男女共同参画の社会を目指すなら、まず、推進本部を最優先で設置し、推進のための様々な事業に取組める体制

をしっかりと整えることが何よりも不可欠であります。

男女共同参画課、あるいは男女共同参画部局といった推進本部を是非、設置していただきたいと思っております。杉本町長の見解をお聞かせ願います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の質問にお答えをいたします。

当町では、平成20年に男女共同参画懇話会を設置をし、21年には男女共同参画推進条例の施行と、審議会を設置を行いました。

平成22年には、町民の皆様方を対象とした意識調査を実施をし、この調査結果を参考にして男女共同参画行動計画を策定しております。

この計画に基づきまして、昨年度は「男女共同参画推進員の会」を設置をし、推進員23名を委嘱しております。

今年度は、3つの部会に別れて、それぞれの部会のテーマによる活動に取り組んでおり、5月には家事協力の日の設置や七尾市男女共同参画推進員の会との交流会などを行いました。

今後は、啓発紙芝居やアンケート調査の実施など、活発な活動を予定がされております。

そして、将来的には、各集落に1名以上の推進員を配置をして、推進員の皆さんが主体となって活動を行っていただければと考えております。

ご質問にありました「担当部局の設置」につきましても、男女共同参画の更なる推進を図る観点から、専門的な部局の設置が望ましいことは十分理解しております。

しかし、担当部局の設置につきましても、今後の活動状況や活動量などを見ながら、必要かどうか検討したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番(笹川広美議員) 行政は、男女共同参画の計画の進捗状況について定期的に点検、評価、進行管理を行います。また、町民への啓発のため、まず率先して職員が男女共同参画の認識を深めるために、職員に対する研修及び意識調査を実施し推進を図らなければなりません。このような事業は、推進本部があってこそ活発に行うことができます。重ねて、町長に推進担当部局の設置について答弁を求めます。

○議長(坂井幸雄議員) 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作っどることは望ましいことは重々分かっておりますけれども、役場全体の中からこれだけというわけにはなかなか一課だけで作るということも難しいことは現状でございます。

今、石川県内におきましても、参画室があるのは金沢市、七尾市、白山、3市だけでございます。それがどうのこうのと言うことではありませんけれども、できるだけ担当者を置き、そして今、質問があったように男女参画を進めてまいりたいと。今後の検討課題とさせていただきます。

○議長(坂井幸雄議員) 笹川議員

○2番(笹川広美議員) 中能登町の男女共同参画社会の確実な推進のために、まず、行政の推進体制の整備を早急に行っていただけるよう、重ねてよろしく願いいたします。

次に、防災・減災に向けたインフラ整備について質問いたします。

東日本大震災以後、首都直下地震や3連動地震の発生が懸念されております。また、中能登町に暮らす私たちの身近にも、能登半島沖に新たな活断層が見つかり、大地震への不安はぬぐえません。

今、地域の防災力をどう高めるかが大きな課題です。公序の基盤である道路や橋、交通網の整備はそのまま救命救急の命綱をつなぎ、地域の産業活性化に大きく寄与します。また、電線類の地中化をはじめ、電気、ガ

ス、上下水道、通信網などまとめる共同高架は災害時にライフラインを守るだけでなく、安全な通学の確保や道路渋滞の解消、電柱の倒壊による二次災害を防ぐこととなります。

そして、更に、地域の実情に応じた細やかなチェックを行うことは重要です。例えば、災害が起きた際の避難行動ひとつみても、住民がどのような経路で逃げ、どこに避難するのか、時間帯によってどう変わるのかなど、地域の地形や交通事情などと密接に関わっています。その一つひとつを現場の目線で丹念に見ていくことで、修繕が必要な箇所や新規にインフラが必要な場所などが分かり、集中投資が必要な事業が見えてきます。

また、一般的にコンクリートの耐用年数は50年から60年とされています。日本では、1950年以降の高度経済成長期に集中的に整備された全国の社会資本が一斉に更新時期を迎えることとなります。安全性を確保するには、最新の耐震技術も取り入れた適切な補修など急がなければなりません。

平成19年6月定例会の一般質問の際にも、私は3月の能登半島地震の発生を受け、町の道路や公共施設などのインフラ整備の計画的な実施をお願いし、杉本町長からも前向きな答弁をいただきました。この5年間、整備事業も計画的に実施されてきていることと思われま。

そこで以下、2点にわたりお聞きいたします。

1点目は、インフラの維持・管理計画は、現在どのように行われていますか。補修、補強が遅れ、危険な橋や破裂が危惧されるような水道管などはないのでしょうか。お聞きいたします。

2点目は、地域の防災総点検を行い、住民のニーズを踏まえた地域の実情にあったインフラ対策をとり、必要な事業の優先順位を決め、取り組んでいただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。杉本町長の答弁を求めます。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 インフラの維持・管理計画についての質問にお答えをいたします。

東日本大震災により、多くの人命と財産、社会資本が失われたことから、防災基盤の充実が町民の安全・安心を確保する上で重要な課題であり、議員ご指摘のとおり、経年劣化した社会資本の老朽化対策は急務であります。

特に、橋梁は、洪水・地震等により、通行ができなくなった場合、住民の避難、救援物資の輸送等に支障をきたすこととなります。

このため、町では、平成21年、22年度の2カ年をかけ、比較的規模の大きい橋長5メートル以上の橋梁81橋について、劣化状況等の点検を実施をいたしました。

点検の結果、建設後50年を経過をした高齢化橋梁は無く、また、緊急に修繕をしなければならぬ橋梁はありませんでした。

しかし、30年後には、4分の3の橋梁が高齢化橋梁となることから、予防的かつ計画的な修繕工事を行うことで、道路交通の安全性を確保するとともに、修繕費や架け替え費などのコストの縮減を図る必要があると考えており、本年度より、国の補助を受け、計画的に修繕工事を実施をしていきたいと考えております。

次に、上下水道施設の維持管理についてであります。

まず、上水道施設については、昭和48年から給水を開始し、現在、合併に伴う上水道施設の統廃合事業により、施設運用の見直しを行っております。

この事業により、各施設の耐震補強及び旧町間を結ぶ主要な連絡管、また、緊急避難施設となる統合中学校、道の駅に供給する管路等については、耐震管の整備を行い、緊急災害時に対応できる施設の構築を図っております。

また、下水道施設については、平成元年度

より事業に着手をし、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的に平成5年10月から順次供用を開始をしています。

現在、公共下水道事業では5処理区、集落排水事業では6処理区が稼働し、平成16年度末で当初計画区域の整備が完了をしております。

しかし、統合中学校の建設、道の駅等の区域の拡張による、引き続き面整備を図っているところでもあります。

一方、供用開始後15年以上経過をした処理施設については、汚水処理統廃合計画に基づき、順次統廃合を予定し、重要な施設から耐震化等の診断、機能強化及び長寿命化対策を含めた計画的な設備の改築を行い、ライフサイクルコストの縮減を図っていきたく考えております。

また、先の議会全員協議会でもご説明をいたしました。災害発生時に応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設ともなる「道の駅織姫の里なかの」とにおきましては、防災トイレや給水施設、自家発電、災害物資の供給場所等を整備をし、地域防災力の向上と地域防災体制の拡大を図る整備を行っていきたく考えております。

次に、地域の防災総点検についてのご質問にお答えをいたします。

町では、随時、道路パトロールを実施をし、道路の破損箇所の把握に努めるとともに、区長さんをはじめ、町民の方からの連絡を受け、修繕工事を実施をし、通行の安全確保を図っているところでもあります。

また、災害時における避難施設へのルート確保につきましては、各地区で組織をされており、自主防災組織において確認、点検をしていただければと考えております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今ほどの町長の答弁から、中能登町はしっかりと計画に基

づいた対策を進めているようで心強く思います。

橋梁の修繕工事ですが、本年度より行われるということでしたが、今年は具体的にはどの橋の、どういう修繕工事を行うことになりますか。お聞かせ願います。

○議長（坂井幸雄議員） 高橋土木建設課長  
〔高橋孝雄土木建設課長登壇〕

○高橋孝雄土木建設課長 笹川議員の再質問にお答えをいたします。

本年度の工事の計画でございますけど、伊久留川に架橋をしております花見月地内の農免橋、それから瀬戸地内にあります瀬戸橋の2つを国の補助事業であります、道整備交付金事業によりまして、工事の内容につきましては、橋面防水工事を実施する予定であります。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今後も継続的な点検、維持管理をお願いいたします。

また、防災総点検への対応についてですが、自主防災組織の取組みの後押しと協力を積極的に行っていただき、地域の防災力の強化のための具体的な対策を是非、地域とともに図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 各地域におきまして、防災を毎年いろんな面で訓練をしていただいておりますし、また、防災地域の防災訓練のしていただいている方と、そしてまた、コミュニケーションをとりながら、よりよい安心・安全のために進んでまいりたいと思っておりますし、また、防災の資格といいますか、防災のそんな方々も積極的に受けていただいておりますし、できれば各地域に1人ぐらいずつそんな方がおられるように、これからも皆さんに啓蒙をしていきたい、そう思っております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今、答弁いただいたんですが、町長の方から。総点検に地域で行った結果、こういうまた対策を町としてとっていただきたいという、様々なまた声も上がってくると思いますが、その声に対してまたしっかりとお応えしていただきたいなと思います。よろしくお願ひいたします。

住民の安心・安全のための、そして命を守る重要な取組みです。よろしくお願ひいたします。

次に、学校施設の耐震化の拡充について質問いたします。

地域の防災拠点となる全国の公立小中学校施設の耐震化は、現在86.9%まで進み、今年度末に約90%に達する見込みです。その一方で、天井材や照明器具、窓ガラスなどの非構造部材の耐震化については29.7%と3割にも達していません。しかも、非構造部材の耐震点検は34.7%と1万校以上が耐震点検すら行われていない現状です。

東日本大震災でも多くの学校で天井や照明などが落下をし、避難所として使用できないケースがありました。これでは防災拠点の意味をなさないばかりか、地震発生時によっては子供たちの大惨事をも招きかねません。財政難が続く自治体にとっては、建物本体の改修に比べ非構造部材の耐震化はどうしても後回しになりがちであります。

中能登町におきましても、学校施設の耐震化は強力に推進していただいておりますが、非構造部材における耐震点検、耐震対策はどのようなになっているのか、現状をお聞かせ願ひいたします。

また、今後の町としての対応もどう考えておられるのかをお聞かせ願ひいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長  
〔池島憲雄教育長登壇〕

○池島憲雄教育長 学校施設の耐震化の拡充についてのご質問にお答えをいたします。

具体的には、非構造部材の耐震対策の現状と対応についてということでありました。

先般の東日本大震災では、多くの学校において天井材の落下など非構造部材の被害が発生して、人的被害が生じるなど、改めて非構造部材の耐震化の重要性が認識されてまいりました。

被害の例として、いくつかあげていただいたわけですが、天井ボードや照明器具の落下、窓ガラスの破損、タイル等の剥離、あるいは落下、家具や書棚の転倒、天井吊りテレビの落下など沢山あります。一番多い被害は、天井材の落下でありました。

今年度から、各学校で非構造部材の日常点検を実施し、月に1回、危険な箇所が無いかを報告してもらって、現状把握に努めているところであります。

今度できます統合中学校の新校舎におきましては、数々の対策が施されております。例えば、教室の天井に化粧石膏吸音ボードを貼り、天井裏が高い場合には軽量鉄骨下地に振れ止め対策として斜め補強材が施されます。

廊下の天井には、町有林の杉間伐材を利用した角材を、たて格子状に配置して軽量化を図ってまいります。

避難場所にもなります体育館では、2階から3階が吹き抜けとなりますので、そのアリーナや講堂は落下の恐れのある天井材を設けていません。照明器具には、落下防止ワイヤーを施します。1階の柔剣道場及び多目的ホールは、化粧石膏ボードを貼りますが、天井面と周囲の壁などとの間に隙間を設けません。

アトリウムのガラスには飛散率の低い合わせガラスを用いて、トップライトのガラスには飛散防止フィルムを貼ります。

外壁などは、「打ち放しコンクリート仕上げ」のため、タイルなどの落下物の心配はありません。沢山あります。まだあります。

屋根にひく瓦ですけれども、台風や地震に

強い防災瓦を使用しておりますし、家具類はできるだけ転倒防止をしてまいります。

このように、多くの対策が講じられているところです。

もちろん、平成17年度に開校予定の鹿島地区の統合小学校におきましても、非構造部材の耐震対策を十分考慮した学校にしてまいりたいと思っております。

鳥屋小学校では、昭和50年に建てられまして、旧耐震基準の施設ですけれども、平成18年に耐震改修済みとなりました。

鹿西小学校では、平成2年に建てられまして、新耐震基準の施設となっております。

今後、どの施設につきましても、軽微なもの、あるいは対策が必要なものについては、随時修繕をしてまいりたいというように思っているところです。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今ほど、教育長からの答弁で、建設中の統合中学校やこれから考えられる鹿島小学校統合の小学校においては、この非構造部材の耐震対策がとられていくということで安心いたしました。今、町内にあるほかの小学校、中学校における非構造部材の耐震化ですが、今年度から日常点検を行うといった答弁だったと思うんですが、この点検というのは、専門家にお願いしての点検ということになるのでしょうか。しっかりとした点検対策として取組んでいただきたいと思うのですが、再度答弁を求めます。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 現在行っております点検は、学校の学校長を中心とした先生方の点検であります。「これは、少し危ないぞ」ということになれば私ども、また専門家への依頼をしながら危険の無いように努めてまいりたいなというように思っています。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 校長先生の点検で判断されて危ないかどうかというよりも、

しっかりと今のうちに専門家による点検だけでもしっかりと早急に対応すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 学校の先生方はもちろんですけれども、私どもも折に触れて学校訪問、学校へのいろいろな関係でまいっておりますので、その折りにつきましても状況を見ながら適切に対応をしていきたいなというように思っています。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 学校は、子供たちはもちろん、地域の住民の命を守る重要な防災拠点であります。是非、非構造部材においても耐震化のしっかりとした点検だけでも、しっかりとした専門家による対策をとっていただきたいと重ねてお願いをいたします。

次に、通学路の安全対策について質問いたします。

今年度に入り、登下校中の小学生の列に自動車が入り込み多数の死傷者が出るなど、通学路における交通安全を脅かす重大な交通事故が相次いでおります。

このことを重く受け止め、石川県公明党本部としてしても、先月24日、木下県教育長に対し通学路の安全対策についての緊急申し入れを行い、教育長から「地域や警察と連携をして対応したい」との返答をいただいております。

通学路の安全対策に関しては、私も平成22年9月定例会において質問をし、杉本町長、池島教育長より「地域と行政の共同による通学路の安全点検を検討したい。各学校における通学路安全マップの作成は大事である。校長会等で話をしていきたい」などの答弁をいただきました。

その後、当町における取組みはどのように展開されているのかをお聞かせください。

一方、文科省からも教育委員会が主体となって警察、道路管理者と連携をし、通学路

の安全に向けた緊急合同点検を8月いっぱいを実施するよう通知されたと伺っております。この通知に対する対応もあわせてお聞かせ願います。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 2つ目のご質問、通学路の安全点検についてのご質問にお答えをいたします。

まず1番目、通学路の安全点検、安全マップの取組みについてです。

今年度に入りまして、今ほどもお話がありましたけれども、登下校中の児童の列に自動車が入り込み多数の死傷者が出るという痛ましい事故が相次いで発生をいたしました。文部省から、文部科学省からは、教育委員会、学校、警察、道路管理者が連携して通学路の安全点検及び安全確保を図るよう指示がありました。

私たちの町の学校におきましても、緊急に通学路の安全点検を実施したところであります。通学路につきましても、全ての小学校で指定されております。ただ、中学校につきましても、鹿島中学校だけが通学路の指定になっております。

具体的な取組みはいくつかあるわけですが、例えば鳥屋小学校では、年度当初に保護者に対して通学路を地図で説明をし、各家庭から学校までの詳しい道筋を提出してもらっています。入学後1週間は、上級生と一緒に登校して、信号や横断歩道、踏み切りなどの確認を行っております。

また、集団下校の訓練も実施し、通学路とともに危険箇所の確認もしております。そのほか、路線バスなどの公共交通機関を利用した乗車の練習も実施しているところであります。

滝尾小学校でも、地図で指定された通学路を利用して登校することになっておりまして、月2回は地域のボランティアの方々が街頭指導を実施していただいております。久江

地区につきましては、旧道を通ってバス停へ出るようにしているところです。

ほかの小学校につきましても、同様に通学路が決められておりまして、きめ細かな点検指導が行われているところです。

一方、鹿島中学校ですけれども、通学区域がかなり広いということで、自転車通学がほとんどを占めておりました。自転車通学規定が定められ、自転車通学路も決まっております。予め生徒が通るルートを地図に記入をして提出をしていただいているところです。

それから2番目、緊急合同点検への対応ということですが、文部科学省、国土交通省、警察署の3省庁連携で対応策を検討した結果、全国の通学路の緊急合同点検の実施を決定し、全国全ての小学校を対象に実施されることになりました。

この緊急合同点検の内容ですが、初めに、学校による危険箇所の抽出を行い、危険箇所の内容や合同点検の要否を教育委員会に報告いたします。

教育委員会では、学校からの報告を受けて、学校、保護者、道路管理者、及び地元警察署による合同点検を実施いたします。

合同点検では、危険箇所を調べて、その中から学校、道路管理者及び地元警察署と協議のうえ、対策の実施について検討する箇所を抽出いたします。

以上につきまして、8月末までに調査を終える予定となっております。

次いで、対策案の検討ですが、道路管理者及び警察署から技術的な助言を受けて対策メニュー案を検討し、対策案を作成して、道路管理者及び警察署に要望をしております。

町、学校、道路管理者及び警察署は、対策案に従って計画的に対策を実施することになっております。

最終的には、これらの一連の実施状況について教育委員会で取りまとめて、今年の11

月末までに文部科学省に報告するというところになっています。

また、あわせて、スクールゾーン設定の推進とその定着化につきましても、通学路の安全に有効とされておりまして、町内では鳥屋・鹿西の2小学校において、学校前の道路が朝の一部時間帯でスクールゾーンとして設定されております。

これらの点につきましても、中能登中学校の開校とも関連させ、通学路の安全・安心な方策を検討してまいりたい。あわせて、安全マップの作成も開校までには検討していきたいというように思っているところです。どうかご理解とご協力をいただきたいように思います。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 実効の上がる取組みを是非お願いしたいと思います。

最後に、障害者の就労と自立に向けて質問いたします。

非就労の障害者は全国で約120万人、そのうち約半数の方が働きたくても仕事が無い状態です。

先日、厚労省は、民間企業の障害者の法定雇用率を現在の1.8%から2.0%に引き上げる方針を発表しました。

障害者の就職意欲の高まりを受けての15年ぶりの引き上げとなります。障害があっても働いて社会人として当たり前で暮らしたい。そうした障害者の就労と自立への願いを実現する社会を築いていくべきであります。

そこで、質問いたします。

まず、1点目は、中能登町の就労対象となる障害者の実態として、就労対象人数とそのうち何人の方が就労され、また、どのような仕事に従事できているのかをお聞かせ願います。

2点目は、町は障害者就労に向けて、現在、どのように取組まれていますか。お聞かせ願います。



3点目は、障害者が就労によって自立した生活がしっかり確保できているのでしょうか。お聞かせ願います。

以上、3点にわたり質問いたします。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 笹川議員の障害者の就労と自立に向けてのご質問にお答えをいたします。

まずはじめに、中能登町における障害者の実態についてご説明をいたします。

障害は、身体・精神・知的の3つに区分をされており、中能登町では、平成24年4月1日現在、身体障害者の方が913人、精神障害者の方が370人、知的障害者の方が136人で、合計1,419人の方が障害者手帳を石川県より交付を受けております。

質問にありました、就労対象者の実態につきましては、高校卒業時から60歳までを対象として集計をしますと、身体障害者の方は152人、精神障害者の方は202人、知的障害者の方は90人で、合計444人の方が対象となり、障害者全体では31.3%の割合となっております。

各々の障害の程度により、就労の機会が異なりますので、障害者の方々の就労人数の把握は、大変困難な状況であります。

次に、障害者の就労への取組みについての質問ですが、平成20年度に「七尾市・中能登町地域自立支援協議会」が設立をされました。

この協議会は、雇用関係者や障害福祉サービスの事業所、医療機関、並びに地域関係者の皆さんで組織をされており、障害者の相談支援を柱として、障害者の皆さんが安心して暮らせる地域づくりを目指して事業を展開しております。

また、協議会の就労支援部会では、職場体験実習のための協力企業を募っており、現在、9社と協定書を取り交わし、そのうち7社で訪問予定が決まり、今後は協力企業30

社を目標に、現在も地域の企業と調整を続けているところであります。

そのほかにも、就労のための模擬面接の実施や、面接を想定した事前研修用のマニュアル、模擬求人票、想定質問集などの作成も行っております。

ちなみに、今年1月に開催をされた模擬面接会では、22名の方が参加をされ、そのうち中能登町の方が6名参加をされました。

今年も昨年度に引き続き、職場体験実習や模擬面接等に取り組むほか、支援者向けのセミナーなど、新規事業なども計画をしております。

最後に、3点目の就労による自立についての質問にお答えをいたします。

最初のご質問でもお答えをいたしました。が、障害者の方が就労されているかどうか把握するのは、大変困難な状況であります。

しかし、「七尾市・中能登町地域自立支援協議会」では、障害者の就労に向けた様々な取組みを行っております。

今後、こうした取組みを更に充実をさせて、障害者の皆さんに少しでも就労の場と機会を増やし、就労による自立した生活が営まれるように支援を続けていきたいと思っております。はい、以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 今ほどの町長の答弁から、障害者への就労に向けた様々な支援策がとられているようでありましたが、この障害者の職場研修の場として企業だけでなく、町としても臨時雇用を知的・精神の障害者に対して行うことはできないでしょうか。答弁を求めます。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 再質問にお答えをいたします。

職場研修の場として、町の臨時的雇用を知的・精神の障害者の方に対して行うことができないかとのお尋ねですが、この件に関しま

しては、各々の障害の程度や業務の内容をまず精査をしたうえで、今後の検討課題とさせていただきます。

また、「七尾市・中能登町地域自立支援協議会」においても、今後、職場体験実習の場としての内容の充実を図り、障害者の方々の自立に向けたより良い環境づくりができるよう、前向きに取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 是非、前向きな検討をお願いしたいと思います。

大阪箕面市では、全国でも珍しい社会的雇用という制度が障害者の就労と自立を実現しております。それは、事業所が1、重度障害者を4人以上、かつ全職員の3割以上を雇用している。2、障害者自身が経営に参加している。3、最低賃金を守る。などの条件を満たしていると認定されると、障害者の賃金の4分の3を市が補填するものです。

一般的に障害者が福祉的就労として授産施設等で毎日作業をしても、収入は月2万円程で自立した生活は望めません。しかし、この社会的雇用の制度によって、障害基礎年金と合わせて月20万円程度の収入となり、自立生活が可能となっております。

一般就労と福祉的就労との谷間を埋める制度でもある社会的雇用は、障害者の第三の働き方とも言えるものです。市の試算によると非就労者でいるよりも、社会的雇用で働いた方が障害者に係るコストが削減できるといいます。

中能登町は、障害者の自立可能な働き方を実現するための自治体の支援のあり方を、どのように考えておられますか。町長の見解をお聞かせ願います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 障害者の自立可能な働き方を実現するための、自治体の支援でのあり方についてのお尋ねかと思います。

先ほど、議員よりご紹介をいただきました事例につきましては、大変、先進的で素晴らしい事例であるという認識をいたしております。

町といたしましても、先にもお答えいたしました「七尾市・中能登町地域自立支援協議会」において、今後、内容の充実や事業の取組みについても十分に精査をさせていただき、少しでも障害者の皆さんの自立に向けた、より良い支援のあり方を考えていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 笹川議員

○2番（笹川広美議員） 障害者に対する様々な支援はこれからかと思われませんが、しっかりとまた前向きに支援のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

アメリカでは、障害者をチャレンジドと呼びます。それは、神から挑戦の機会を与えられた人々という意味です。

昨年7月、障害者基本法が改正され、法の目的が障害者の福祉の増進から互いに尊重しあって共生する社会の実現に変わりました。障害者イコール福祉の対象という発想から抜け出して、共に支え合う、社会を目指す福祉行政への転換です。

社会の中で、自分の役割があって、はじめて人は誇りを持つことができます。今までの福祉は誇りが無視されてきました。

東日本大震災でも、「被災者はしてもらうだけ、励まされるだけでは本当の元気は出ない。誰かを励ますことで元気になれる。何か自分ができることをすることから元気が出て復興が始まる」と言われました。全ての人が支え合うという誇りを持って生きられるユニバーサル社会、この社会の実現を目指し、中能登町の力強い前進にご期待をし、私の質問を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） ここで、11時40分まで休憩いたします。

午前 11 時 31 分 休憩

午前 11 時 40 分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5 番 宮下為幸議員

〔5 番（宮下為幸議員）登壇〕

○5 番（宮下為幸議員） それでは、6 月議会に向けまして、質問事項 2 つしたいと思えます。

まずは、通学路の安全対策についてということで、通学路の安全点検はどんな対策をとっているのか。統合中学校開校を踏まえての対策はということではないかと思えます。

先に、笹川議員の質問に、通学路の安全点検はどんな対策をとっているのかということで重複するところがありますので、この中で教育長は、先ほど安全点検は文部科学省に対して 8 月まで、笹川議員が 8 月まで報告すると聞いたと。教育長の答弁は 11 月末までにするということと言われましたので、その間 5 カ月もあります。2 カ月と 5 カ月では大分違うと思うんですが、それはなぜそういうふうになったのか。まず最初にそれをお聞きしたいと思います。

すいません。もう一回やります。通学路の安全点検は次にどんな対策をとっていくのか。

3 番目に統合中学校開校を踏まえての対策はということをお聞きしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 今ほどの通学路の安全点検について、先ほどの笹川議員のご質問に対して 8 月と 11 月という 2 つあったと。どういような関係になるのかということでありました。8 月については、危険箇所の洗い出し。11 月につきましては、具体的な方策といえますか、対策についての 2 段階になっているということでもあります。8 月いっぱい、どこをどのようにしなければならぬか

ということをしつかりと洗い出して、対策については 11 月までというようにしてなっておりますのでお願いいたします。

それから、私たち非常に、登下校の児童に対して自動車が突っ込むという痛ましい事故を受けまして、町内におきまして安全点検を実施いたしました。その結果ですけれども、一部の通学路では通勤途中の車が近道であるということで朝夕スピードを出して通る。非常に心配であるということが指摘されています。この場所は歩道と車道が分離されている所でもありますので、児童には登下校の際に十分注意するよう指導の強化を学校にお願いをしてきたところであります。

それから、国によります緊急合同点検にあたりましては、改めて細部にわたって危険箇所の把握に努めて万全な対策をとるようにしてまいりたいなというように思っているところです。

それから、統合中学校開校を踏まえての対策になるわけですけれども、統合中学校の場所は地理的にみますと町のほぼ真ん中でありました。従いまして、金丸地区や後山、花見月、瀬戸といった各地区、それから御祖地区、越路の北部地区という所が学校から非常にどういいますか、最も距離的に遠くなるということになります。このために、どのような交通機関、交通事情になっているのかということも含めまして、通学手段の問題、そういったものについて考えていきたいなというふうに思っているところです。

ただ、大変気がかりになりますのが、部活動が終わったあと、いつでも生徒たちが帰宅できるということで、遠い地区の生徒たちでも自転車通学を希望する生徒が沢山出てくるだろうというように予想されます。現在もそうであります。そういった場合に、帰宅途中の事故とか事件が大変心配されますので、そういったあたりについてもどのような手が打てるのか、どのような指導が必要なのかとい

うこともあわせて検討していきたいというように思います。

現在、統合中学校建設委員会の通学輸送部会で、こういったあたりのことについて検討を始めておまして、このあと保護者の皆さん、あるいは学校の先生方にもご意見を伺いながら通学の手段についてまとめていきたいなというように思っています。

とにかく、通学の手段をどうするかという問題とあわせて、街灯や信号機の問題、歩道を含めた通学路の整備の問題、更に不審者対策、交通ルールやマナーの指導の面、それから反射タスキなどの徹底といった、こういうような面につきましても、広い範囲にわたって総合的に、トータル的に万全の対策を整えていきたいなというように思って、現在取組みを進めているところです。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） 公共交通機関を多分にして使わなくちゃダメだと思いますが、この5キロから7キロ圏内の女子中学生ですね、その子供たちがどれくらいいるのか。そして、現在でも鳥屋中学なり通っている子がいます。朝早く自転車に乗って行くわけですが、帰りも結構遅い時間帯に帰っていきます。そういう、今、教育長言われたように、子供たちの、特に女子の子の安全対策というのはやっぱり必要だと思うんですが、その辺、どういような、5キロ、7キロ圏内の子供たちがどれくらい今、これから、来年から開校しますが、子供たちが、女の子がいるのか。その辺、人数分かったら答弁お願いします。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長  
〔堀内浩一教育文化課長登壇〕

○堀内浩一教育文化課長 宮下議員の質問にお答えいたします。

5キロから7キロという、一番遠い地区での生徒数でございますが、女子で約30人ばかりになります。それから、男子につきまし

ては、25人になります。ということで、特に女子の通学が心配されて、今ほど教育長の話にもありました、部活動が遅くなるけど、やっぱりその終わった時間に弾力的に対応したいということで、自転車通学を希望する子供が多く出てくるのではないかと心配しております。ただ、金丸地区なんかですと、JR利用というものが非常に便利な状況かと思っておりますので、そういう便利な公共交通機関について、今一度保護者の方へ訴えていきまして、そういうものを極力利用して、保護者があまり心配しなくてもいいような通学方法を選択していただけるように考えてまいりたいというふうに思っています。

それからあと、JRも利用のないような山間部を、山を越えなければならないような地区もあるわけですけど、そういう所については、スクールバスの委託も含めた、そういうバス運行が必要ではないかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 今、スクールバスの話が出ましたが、最近目につくのは、鵬高校、鵬学園のスクールバスが今、七尾までスクールバスとしてかって運行しております。今、課長が言われて、スクールバスもちょっと対処していかなくちゃならないのじゃないかなということを言われましたが、この230人も女子生徒が通学をするということになれば、部活動をやっとする子は何人おるかも分かりませんが、大変やと思うんですね。いろんな面で国道、県道通りながら、横断しながら学校通学するわけですが、その辺、本当にこの電車の時間帯も調べてみますと、部活をしとる子供たちは良川発7時5分、7時55分、そのあとは8時半になります。一番遅くて8時半。そのあとはもう9時半ごろになりますので、こういう時間帯にあわせて学校の部活動をしっかりと、例えば電車に乗せて帰していくという、そういうこと

はこれから考えられるのですかね。その辺について。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 現在、通学手段について検討をしている最中です。その中に、例えば、統合中学校の教育活動が始まった場合に、部活動はどうなるのか、時間的なものはどうなのか、電車は何時にあるのか。それから路線バスが学校前までもし乗り入れてもらえるとするならば、何便が可能なのか、時間帯はどうなのかということも数字をあげて、現在検討をしているところです。

最終的には、学校全体で、そういう最終的なものが決まった時にはそれに従って、それぞれの部が終了時間等についてもしっかりと守ってやっていくことになるのかなと思うんですけども、今のところ、まだ方向性といえますか、それはまだ出ていないのが現状です。今、真剣にそれをやっているところです。路線バスを使うのか、どんだけ学校へ入ってくるのか、電車の場合はどうなのか、プラス学校といいますか、町の方でスクールバスを1台ないし2台常時持つことができるのか、どうなのか。財源的にどうなのかというようなことも検討をしているところであります。いろいろとご意見をいただきまして、練り上げていきたいなというように思います。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 今、教育長が言われたバス通学、2台ほど、スクールバスを2台ほどということをおっしゃいましたが、その今、中学にもバスが、コミュニティバスが入るように今、ロータリーが作られるはずで、ロータリーが作られるということは、その時間帯にあわせて子供たちがそういう遅くなった時間には、まずはコミュニティバスが走らないと思うんです。朝はしっかり多分、その時間帯にあわせて入ってくることはできるとは思いますが、そういう例えば遅くなった

時間帯のコミュニティバスの運行というのは考えられるのかどうか。

それと、この子供たちがいろんな面で、例えば農道とか、そういう所を走ってくる可能性はあるわけですね。多分、近道を通じて農道的な舗装してある所も結構ありますので、そういう所を走ってくれば、明るいうちはスーッと来るんですけど、暗くなったら走らないと思うんですが、そういう例えば農道を走る許可とか、そういうのも町は、さっき全ての通学路が、全ての小中学校の通学路が、教育長は指定されとるという中で、そういう近道的な農道を走ってくると、そういうこともコースの中に入れられるのか。それは変やと言うのか。その辺、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 コミュニティバスの運行についてお答えいたします。

現在、地域公共交通会議が開催されておりますので、その中で今後の審議事項になるかと思っております。ただ、そういう遅い時間帯には、一般の方は、乗るお客さんは少なくなると思っておりますので、そういう採算性の観点からすると難しいのではないかと。コミュニティバスとしてではなく、登下校の貸し切り、ないしはそういう回送時間帯を利用した貸し切りのバス運行が一つには考えられるのではないかと考えております。

今後の検討の中で考えていかなければならないと思っております。現時点では、そういう結論は何ら出されておられません。ご理解をお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 新しい中学校における生徒の通学手段をどうするのかということですが、やっぱり安全面が第一であります。通学路というのは、それぞれの地区に対してしっかりと定めていきたいなというように思っています。もちろん、明るい間でも暗

くなってからでも農道を勝手に走ったり、近いから行くとかというようなことの決して無いような学校での指導、だから生徒会の方でも自主的にそういったあたりについても考えさせていきたいなというように思っています。とにかく不審者対策、街灯、明るさの問題、そういうようなこともありますので、とにかく通学路については、どここの方面はこの道を通してというようなことについて、しっかりと定めていきたいなというふうに思っています。

あと、路線バスが学校の方へ一体何便入ってこれるのか、時間帯はどうなるのかというような問題もあわせて、もし路線バスが学校まで入れないような場合には、その路線バスのバス停まででもお抱えのマイクロバスが、スクールバスがあれば送ることも可能かなというようなことも思いますし、いろんな方法があるなというようなことを現在、検討をしているところであります。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） もう一つだけ聞きます。今、近隣の市町村で一番統合中学を範囲広くしたのは多分志賀町が一番広いと思うんですが、その現状をどういうふうに把握しておいでなのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 お答えいたします。志賀中学校では、2キロメートル以上の生徒について路線バスの補助を行っております。全額補助というふうに聞いております。それ以外については、自転車とか徒歩通学ということで、スクールバスの運行は現在していないというふうに聞いております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

午後からは、続いて宮下議員の質問を受けたいと思いますので、ここで休憩いたしま

す。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番 宮下議員の質問の続きより始めます。

○5番（宮下為幸議員） それでは、高額医療制度についてをお聞きしたいと思います。

1番目に、年間の高額療養費はどれくらいかかったのか。2番目、高額療養費の現物給付化はどのようになっているのか。3番目、被用者保険に加入している傷病手当金の支給はどのようになっているのか。これは、市町村共済組合に加入している町職員のことについてお聞きしたいと思います。どのように傷病手当制度金になっているのかを聞きたいと思

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 高額医療費制度についての質問にお答えをいたします。

高額療養費は、医療費の自己負担分が高額になったとき、国民健康保険に申請をし、限度額を超えた分が払い戻される制度です。

しかし、払い戻されるまでに時間がかかるため、その間、被保険者が一旦負担をしなければなりませんでしたが、その負担を軽減するため限度額適用認定証を提示をすれば、窓口での支払いが限度額までとなるように制度改正が行われ、平成24年3月までは入院時のみであったものが、平成24年4月から外来時にも適用されるようになりました。

まず、年間の高額療養費についてのご質問についてお答えをいたします。

平成23年度は、一般被保険者分で1億5,533万7,229円、2,257件、退職被保険者分が1,332万8,211円、107件、合計1億6,866万5,440円、2,364件となっており、いずれも限度額認定証を使用した人と、一旦

全額を病院等の窓口で支払いをし、申請により町から償還払いをした人の合計金額であります。

高額療養費の現物給付化について、その負担限度額等の詳細につきましては、担当課長の方から説明させますので、よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 吉田保健環境課長  
〔吉田外喜夫保健環境課長登壇〕

○吉田外喜夫保健環境課長 それでは、高額療養費の現物給付化ということで質問にお答えいたします。

現物給付については、先ほど町長の方からも冒頭で回答のありました、高額療養費限度額適用認定証の交付そのものを指すものでございます。

その限度額適用認定証を病院窓口で提示することにより、支払いは自己負担限度額のみでの支払いで済むというようことであります。その限度額について、年齢と所得区分によって段階的に分かれております。詳細に説明を申し上げます。

まず、70歳未満の人の窓口での支払額は、上位所得者（基礎控除後の所得が600万円以上の世帯）については、15万円となっております。その他の世帯、一般の世帯については8万100円、また、住民税非課税世帯については、3万5,400円となっているものでございます。

また、年齢で70歳から74歳の人では、現役並みの所得者、いわゆる課税所得が145万円以上の方については、外来と入院について8万100円が限度となっております。

また、外来のみについては、4万4,400円となっております。その他の一般の方については、外来と入院で4万4,400円、外来のみで1万2,000円となっております。

更に、住民税の非課税の世帯で、所得控除

後の金額がゼロの方については、外来と入院で1万5,000円、外来のみで8,000円、それ以外の低所得者については、外来と入院で2万4,600円、外来のみで8,000円となっております。

なお、いずれも月ごとの受診で計算され、一つの病院や診療所ごとに計算されるものでございます。

また、この限度額適用認定証の交付については、国民健康保険税が滞納されている方については交付されないという場合がございます。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 次に、被用者保険に加入している傷病手当金の支給はどうなっているのかについての質問にお答えをいたします。

まず、傷病手当金とは、共済組合に加入をしている職員が、公務外の病気やけがのため、勤務を休んだ場合で、給料の全部または一部が支給されないときに支給されるものであります。

傷病手当金を受けることとなるには、病気休暇などの期間を経過しても、なお働くことができない場合に支給をされるものであり、現在町の職員で傷病手当が支給されている職員はおりません。

なお、万一、傷病手当金が支給される対象となった職員がいる場合には、対象となった職員や家族の皆様にお知らせをして手続きをとる対応をとっております。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 今の高額療養費が2,364件と言われましたが、この中で病名が一番多いのは何か。それとですね、この先ほど、70歳未満の方で上位600万円以上、15万円、一般8万100円、非課税所帯3万5,400円は分かりました。これは、例えば4回までだと思っんですけど、それ以降はいくらになるのか。4回目以降。

それと、最後にこの高額療養費の滞納して

いるということが課長言うたもんで、その滞納は保険料、健康保険料を滞納しとる人が多分いると思うんですが、高額療養費を受けていながら滞納している人はいるのかどうか。

それと、今、町長が傷病手当金のことを話されましたが、これは1日目から3日までは多分待機となって、4日目以降は最長、多分1年半までできるはずですので、これはそういうふうでいいのかどうか。それと、過去に中能登町になってから、この傷病手当を受けられた方がおるのかどうか。

○議長(坂井幸雄議員) 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 宮下議員からの再質問にお答えいたします。

高額療養費適用認定証の交付については、現在、23年度で250件出ております。そして、医療費の総額は1億6,866万5,440円、その件数が2,364件ということで、その一番多い病状と、症状ということですが、それは把握しておりません。年齢区分では、大体分かっております。年齢区分では、70歳以下の方というのが一番多いということでもあります。病状というか症状、その入院されている方の疾病の内容というものは、こちらでは把握できておりません。レセプトの点数のみでございます。

それと、4回目以降の限度額が軽減になるのかではないかということですが、その通りでございます。上位所得者では、4回目以上15万円であったものが8万3,400円となります。それから一般者については、8万100円のものから4回目からは4万4,400円となるものでございます。それから、住民税非課税世帯については、3万5,400円が4回目以降、2万4,600円となるものであります。

それから、70歳から75歳のそれぞれの負担区分も少し変わっております。4回目以降は、8万100円のものから4万4,400円となるものでございます。これは、現役並みの

所得者の方のみでございます。

それと、滞納されている方、国民健康保険の滞納されている方については、高額療養費適用認定証、今の現物給付化は現在しておりません。以上でございます。

○議長(坂井幸雄議員) 谷参事兼総務課長

[谷 敏則参事兼総務課長登壇]

○谷 敏則参事兼総務課長 宮下議員の質問にお答えをさせていただきます。

被用者保険における傷病手当金、これについてでございます。

まず、該当者がいたかということについてお答えをさせていただきます。

該当者につきましては、合併後をみて、今までには当町では該当者はゼロであります。

それから、この制度というものがございまして、この件について傷病手当、関係してございますので、少しお話をさせていただきます。

通常職員がこういった休暇をとる、特別休暇というふうになってきますけれども、まず、病気等が発生した場合に、最大で特別休暇、有給休暇というふうになりますけれども、これは最大で90日でございます。90日を超えた分についての次、手続きになりますが、90日を超えると休職扱いとなります。休職の期間については、最大で3年ということになっております。この90日を超えて、1年間については有給の措置がとられます。給料については100分の80の支給となります。それを超えて今、ただ今宮下議員の質問にもありました傷病手当、ここで発生をしてきます。傷病手当については、1年6カ月について、傷病手当の金額は、通常給料の給与月額、日額の3分の2の支給がなされます。そして、この1年半、1年6カ月を超えます、最後の6カ月になります。この6カ月については、この傷病手当の適用はなくなり、無給の状態になるということでございます。



ですから、改めて申し上げますと、この事由が発生した、本人が90日を超えて、次、休職が3年間となりますが、この3年間の最初の1年の経過をしてから傷病手当の支給の対象になると。そして月額については、給料について3分の2支給がされるということでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 今、吉田課長が病名が分からない。点数、レセプトで点数しか分からないということで、多分、高額なレセプトの点数ならば、これは何の症状とか、そんなのはもう開示できんがですか。その辺を。

○議長（坂井幸雄議員） 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 レセプトの点数で高額の医療費がかかるというのは分かります。しかし、病名等は開示はできません。ただ、聞いているところによりますと、がん、それから糖尿病系の入院というのが長期にわたっているということは大体聞いとります。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 多分、がんがやっぱり一番多いと思います。高額医療費、多分にして使っている人が、がんが一番多いと思いますので、前の補正予算かその時にもがん予防のことについて委員会質疑ありましたので、是非、その辺しっかり周知されて、健診を受けられるようにしていただきたいなと思います。

最後に、この高額療養費ですが、対象になる月という日は、例えばこの月でしたら1日から30日までですね。それが例えばですよ、がんになって抗ガン治療があると、6月15日から受けるとしますね、6月15日から。6月15日から7月15日まで受ければ1カ月間なるわけですが、その6月15日から6月30日までの結局30日分、本当は1カ月そっくり高額医療になるんですが、半

分になった場合、そういう半分になった場合は、結局この8万100円の点数が、点数というかこれが多分8万100円以下になると思うんですよ。そういうときの対応というのは、何かあるんですか。

○議長（坂井幸雄議員） 吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 ただ今の質問で、月途中に重症の症状が現れ、それからというのは高額医療費の適用になるかということですけども、発見された時点で前の月、発見された時点の前から、どう言いますかね、遡ることができるということになっておりますので、だから1日から30日ということではなくて、月またいでもこれは可能です。以上です。いいですか。月途中に、重症病になったと。そして月末に、例えば5万円払ったということですね。その次の月に10万円払ったと、そういうことを言われるわけですね。月はじめに遡ってということになりますので、前の月に遡って対象計算をするということですよ。

○議長（坂井幸雄議員） 宮下為幸議員

○5番（宮下為幸議員） 多分、1カ月間、例えば抗ガン剤の治療した場合、1カ月間多分またぐと言うとありますが、多分その半年間か病院のいろんな関係で患者の多い病院ではなかなか思うとおり多分治療できんはずねんちゃ。だから、今、厚生労働省がしているのは、月単位でなく年単位ということですよ。ということになっておりますので、また多分、もし分からなかったらまた1回調べて、後から教えてください。それでは議長、終わります。

○議長（坂井幸雄議員） 次に、3番 南昭榮議員

〔3番（南 昭榮議員）登壇〕

○3番（南 昭榮議員） 2点ほど質問をさせていただきます。

はじめに、電力業社との原発安全協定について、一つお願いいたします。

北陸電力志賀原発の原子力防災について、災害協定についての提携についての質問をしたいと思います。

政府は、今年の夏の電力供給対策を示して、関西電力など電力不足が予想されている管内に北陸電力から融通するためとして、国より5%節電の目標が設定されておりますが、政府は6月16日、福島原発事故の原因や安全性が確認されないまま、北陸電力電力不足による産業や生活に支障をきたすとして、福井県の関西電力大飯原発の3号、4号機について再稼働をすると決定し発表しました。

北陸電力においても、火力発電のトラブルや燃料費の高騰など、電気料金の値上げの関係なども絡めて、少しでも早く原子力発電を再稼働したいと言っております。

そこで、去年の東日本大地震で東京電力福島第一発電事故において、国が事故対策重点区域より外側にも放射能汚染が広がったこととなり、事故発生後には原子力発電所から半径30キロ円に拡大された緊急防護措置区域UPZが発表されました。

当町、中能登町全町内や近隣の七尾市、羽咋市や富山県の氷見市までもが圏内に入り、放射能汚染による災害の発生が予想されております。

町長は、七尾や羽咋市の両市とともに、電力業社である北陸電力に対して安全協定を結ぶよう要請されておりますが、国においての原子力発電委員会の機能が麻痺している状態や、原子力規制町の設置が進んでおりません。

九州電力では、30キロ円内の市町との安全協定を締結すると聞いております。安全協定への現況とはどのような状況なのか。また、石川県や立地自治体の志賀町、北陸電力の反応について分かる範囲内で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 南議員の北陸電力との安全協定についての質問にお答えをいたします。

まず、志賀町と石川県及び北陸電力株式会社で締結をしている安全協定についてですが、この協定は志賀原子力発電所周辺における地域住民の安全確保と、生活環境の保全を図ることを目的に、昭和63年12月1日に締結をされたもので、当町は立会人として、この協定に参加をしております。

昨年3月11日に発生をした東日本大震災による福島第一原発の事故を受けて、町民の安心と安全の確保を図るため、昨年10月5日に、志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する要請書を、七尾市長・羽咋市長・中能登町長の3者で北陸電力株式会社に提出をさせていただきました。

しかし、本年2月17日に北陸電力株式会社より提出をした要請書に対する回答をいただきましたが、満足のいく内容でなく、その後は全くは進展をしてない状態であります。

今後も、七尾市及び羽咋市と連携をし、町民の安心と安全を最優先に考えて、国や石川県などの動向を見守りながら、安全協定の締結に向けて、引き続き働きかけていきたいと思っております。

また、停止中の原子力発電所の再稼働については、明確な安全基準に基づく安全の確保と、地域住民への納得のいく説明が不可欠であると考えております。

中能登町としては、町民の安心と安全を最優先に考え、再稼働に際しては、十分な安全対策の実施と、納得のいく説明を求めています。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 南議員

○3番（南 昭榮議員） 再質問をさせていただきます。

それでは、電力業社の北陸電力との間で安全協定が結ばれないときは、七尾市や羽咋市の市町と歩調をあわせられると思いますが、どのような体制をとられていくのか。また、

志賀原発の再稼働について、30キロ円内の町民の生命や土地、財産を守るために、町長としてのお考えをお聞かせいただきたい。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 今、七尾の市長と羽咋の市長と中能登3町では、今までの志賀町5キロ圏内から30キロ圏内まで同じ条件で締結をさせていただきたいということをお申し入れをしております。その回答は納得のいく回答がいただけないわけでありまして、これからも連携をしながら、再度、回答をいただくように努めてまいりたい、そう思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 南議員

○3番（南 昭榮議員） 次に進みます。津幡町との災害協定について。

石川県は、志賀原発事故発生時の災害時において、30キロ圏内の住民を、30キロ圏内の市町への避難先が発表されました。中能登町全町民の安全な避難先として、津幡町に避難することになりましたが、津幡町との受け入れに伴う緊急体制や町民の具体的な避難手段として、避難運送や避難する設置状況など、両町での大変多くのきめ細かな検討しなければならない課題があると思います。

原発事故や自然災害に対する災害協定の締結や、そのほかの津幡との災害に対する総合応援協定などについて準備する必要があると思いますが、協議状況はどのようになっているのか。今までの進捗状況と締結がいつごろになるのか、考えなどがありましたらお聞きしたいと思います。

そして、町民の避難について、訓練や方法など、町防災訓練で計画、実施についての検討がされるのかもあわせてご答弁を願いたいと思います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 津幡町との災害協定締結についての質問にお答えをいたします。

まず、津幡町との避難者受け入れの関係に

ついては、石川県で避難者を受け入れる自治体の、避難施設の数や収容人数を事前に把握をし、避難する側の市町の全人口とのバランスを調整されたものであります。

また、地域コミュニティを維持する集落単位での避難等も考慮した割り振りとして、津幡町との組み合わせとなったところであります。

この素案により、石川県防災会議の原子力防災対策部会において検討がなされ、報道等でも周知をされたところであります。

次に、現在まで協議状況ですが、県において津幡町側の避難者受け入れに関する状況等の確認を行い、集約をしているところであり、これから具体的な割り振りに向けての調整を行うものと聞いております。

なお、6月9日の県原子力防災訓練において、議員の皆様方にも地域住民の代表として住民避難訓練に参加をしていただきましたが、この訓練においても、津幡町職員による避難者受付業務を行っております。

今回、初めての試みということもあり、様々な面で避難に関する課題や調整も多々ありました。

この訓練は、これから毎年実施されることとなっておりますので、今回の訓練における課題の整理を行い、町民の皆様方の安心と安全を守る対策をとってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

また、協定の締結についてであります。避難先である津幡町ではあくまでも志賀原子力発電所で事故等が発生をし、放射性物質が放出もしくは放出の恐れがあり、当町への影響が及ぶ場合における緊急避難先としたものであり、県の意向としては「自治体間の協議の中で」のこととしているため、現段階では、他の自治体の状況も踏まえながら考えていきたいとしております。

しかし、自然災害での相互における応援協定も重要であることから、津幡町のみなら

ず、県内外の自治体と親睦・交流を深めながら、できるだけ多くの自治体と災害時相互応援協定に向け検討を行っていきたいと考えております。

また、4月から相互の交流を図っている「三重県紀宝町」においては、人的支援も視野に入れながら、将来的には災害時相互応援協定を交わしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、避難訓練等については、今回の原子力防災訓練をはじめ、今年10月14日には、町防災総合訓練を実施することとしております。

こういった機会に多数の町民の方々に参加をしていただき、万一の災害発生時にも冷静に行動できるように、訓練を積み重ねていくことが大切と考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 南議員

○3番（南 昭榮議員） 最後に、30キロ圏内の避難先として隣の富山県への避難も考えておられるのですか。これから避難先となる市町村との災害協定の締結もあると思いますが、考えがありましたら一つお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 富山県側への避難についてであります。原子力防災における避難の基本的な考えであります。志賀原子力発電所から遠ざかる方向へ避難することが重要となります。

そうしますと、当町の地形的な位置から、富山県側へ避難することも大いに考えられます。

また、津幡町方面の一方方向への避難では、道路の寸断等で避難に支障がでることも考えられますので、時と場合により、複数の避難先が必要となることから、富山県あるいは他県の自治体とも避難における協定、災害時相互応援協定など、多種多様な避難対策を講

じていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 南議員

○3番（南 昭榮議員） 町民が安心して安全に暮らせる町にさせていただくことをお願いして、これで質問を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） 次に、1番 山本孝司議員

〔1番（山本孝司議員）登壇〕

○1番（山本孝司議員） 今回、1点、統合中学校について質問いたしたいと思っております。

まず最初に、工事が始まって着々と建設が進んでおります。先にも、議員で、皆さんで現地を視察いたしました。非常に現場に行ってみると立派なものができるんだというふうに感じております。

そこで、前回から何回か聞いております。今現在、進捗状況、変わったことがあれば、また言ってもらえればいいんですけども、特別ななければならないんですけども、建設事業、また夢プロジェクト事業について説明願います。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 統合中学校に関するご質問にお答えをいたします。

まず、進捗状況についてでありますけれども、建設事業に関しましては、新しい動きについてだけお答えをさせていただきます。

校舎棟とアリーナ棟の建築工事は、1階まで完了しまして、現在2階部分の床工事に入っております。

また、アリーナ棟の屋根の鉄骨工事も順次進んでいるところであります。7月からは、2階から3階部分の工事へと進んでまいります。今後とも安全管理に努め、着々と進めてまいります。

一方、5月末には、グラウンド部分の未買収用地も契約に至ることができました。これによりまして、400メートルトラックとその内側にはサッカーコートが開校までにでき

ることになりました。関係者の皆様方には心から感謝を申し上げます。

また、グラウンド整備工事、グラウンド夜間照明工事、そして太陽光発電設備工事といったものにつきましても、発注を終えたところであります。

次に、開校に向けたソフト面の状況についてお答えをいたします。校章校歌等部会では、校歌の歌詞が決まりまして、現在、作曲をお願いしているところです。8月いっぱいに完成しますので、その時点で、作詞者、作曲者とともに主旋律を公表させていただきます。

その後、吹奏楽用に編曲をお願いをいたしまして、12月の2日には盛大にお披露目会といたしますか、発表会を開催させていただきたいと思っております。

続きまして、通学輸送部会ですけれども、現在、通学方法について協議をしているところです。自転車通学と公共交通機関の利用を主体に考えております。東往来、西往来の既存の路線バスのうち、登下校時間帯の何便かを直接統合中学校に乗り入れてもらうことや、コミュニティバスの利用、路線バスなどが無い地区への対応、また、学校が良川駅から徒歩10分弱という距離にありますので、JRの利用もあわせて検討をしているところです。

なお、自転車通学につきましては、区域外で町外から通う生徒は除きますが、制限はしない方針であります。

骨格案ができれば、保護者の皆様方にもお示しをいたしまして、ご意見をいただきたいように思っております。

それから、給食運営部会ですけれども、当初の課題でありました給食費の単価と月額給食費を決定いたしました。

また、納入方法につきましては、毎月口座振替でお願いをすることで協議を終えております。

今後は学校をとおして、保護者の皆様方にお知らせしていくことになっております。

次に、PTA組織部会ですけれども、PTAの組織、規約については検討が終了いたしました。開校年度以降の組織体制も決定されております。

次に2番目、夢プロジェクト事業についてのご質問にお答えをいたします。

学力向上と生徒会活動、部活動の3本柱、これこそ中学校生活の基本であるというように思います。6つの部会を設けて精力的に活動を進めてまいりました。

特に、部活動検討部会では、年度始めのPTA総会時、現在ある部活動の20種目を開校時の部活動としていきたいという旨説明を行いました。それに対するご意見を出していただきました。6月9日に小中の保護者を対象に説明会を開催したところでもあります。

この説明会で出していただいたご意見を、再度、部活動検討部会で協議をし、7月中には最終決定することになっております。

今のところ、進捗状況は以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員に申し上げます。質問は1問1答方式なので、そのようにしてお願いしたいと思います。それで、登校時の安全ということに関して、また質問していただきたいと思っております。

○1番（山本孝司議員） それでは、登校時の安全についてでもお聞きしたいと思います。

これも午前中の方である程度質問された議員がおりましたので、若干省くところは、重複するところはあれなんですけれども、この登下校時に関してですけれども、これに関しても12月の定例会でしたか、小学生のタスキに関して質問させていただきました。その時は、確か検討するというような回答もいただいたと思います。その時には、暗くならないかなみたいようなことも言っていたとも思い

ますが、春の交通安全週間でしたか、その時確か町長はじめ職員の皆さんもタスキをしていたと思います。非常に見好かった、見好かったというか目立ったかなというように思います。その時やっぱりそういったとこで、別に暗く明るい関係なく、やっぱりタスキをしるということは結構目立って、やっぱり安全にもつながるのではないのかなというふうに感じておりますが、その後、どういった考えを持っているのか。また、小学生にも、中学生は全員配布していると思うんですけども、小学生もやっぱり、どういう形になるかというようなことも言っていたと思いますが、そこんどこどういうふうに考えておいでますか。回答をお願いします。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 引き続きまして、登下校の安全についてご質問をいただきました。

午前中の議員さんのご質問とかなりだぶっておりますので、小学生に対する反射板のことについてお答えをさせていただきます。

校長会等で、小学生に対する反射板の話もいたしました。ところが、小学生の場合には、どのような形のものが効果的だろうか。タスキがいいのか、何と申しますか、ランドセルに貼りつけるようなものがあるのか、あるいは腕に腕章のようなものがあるのかというようなことを話をしておったんですけども、どれが一番いいのか、これがいいなというような答えには至りませんでした。時々、七尾方面の小学生の状況を見ることがあるんですけども、七尾方面の小学生は中学生と同じようにタスキ、反射タスキをかけております。あれが一番単純で分かりやすくいいのかなど。中学校へ行っても反射タスキをかけておりますので、その線で統一すればどうかというようなことを今思っているところです。せつかく予算計上していただきましたので、早く結論を出して、効果的に活用をしていきたいなというように思っていま

す。

なお、中学生につきましては、かなり期間が経ったんですけども、よく頑張って中学生、日中でも朝でも夕方でも反射タスキをつけて頑張ってくれている姿を見ます。「ああ、良かったな」というように思います。小学生もそれに倣って、決められたとおりに頑張してほしいというように思っています。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 是非、先ほどから安全第一というふうに言っておりますので、できるだけ素早い対応、また安全のためにまたいろんなこと、また実施していただければなというふうに思います。

ちょっとまた戻りますけれども、一応着々と進んどるということですけども、またグラウンドも全て400メートルのグラウンドができるということで、非常に嬉しいことですけども、これもまた前回、グラウンドに関しての質問をさせていただいた時に、タータン製のグラウンドということで、先の全協でしたか、一部、タータンにさせていただくというような話も聞かせていただきました。

しかし、無いよりもいいんですけども、先に確か小学校の記録会並びに中学校の記録会、教育長、確か現場に来ておられたと思います。城山陸上競技場で行われたわけですけども、そこで教育長、ああいうグラウンド、タータン製のグラウンドを見てどのように感じたのか、意見を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 400メートルトラックに関わるご質問でありました。

先日、七鹿の小学生陸上競技大会が城山グラウンドで行われました。非常に立派な所で、陸上を目指す子供たちが、このグラウンドで力いっぱい競技をして、中能登町の子供たちもいい記録を出してくれたなというよう

に思っています。

ただ、私たちの中学校のグラウンドの場合には、8コースの、その外側に直線で100メートルの部分2本だけタータンといいますか、これにする予定で最終的には話し合いをしたところですが、8コース全部といいますか、グラウンド全てそれに仮にしたとしても、少し、簡単に言えば勿体ないがでないかなというようなことを思います。陸上を目指す子供もおりますし、その他の子も沢山おりますし、陸上についてだけで莫大なお金をかけることはいかなものかなというようなことで、今は100メートル2本だけ、トラックの外側に予定しているところですが、是非、ご理解をいただきたいなというように思います。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 大体、教育長の考えというのは分かりましたけども、実際に、他の部活する施設ですか、若干それなりの施設、充実な設備が整っております。この陸上競技におかれましても、全部が全部せいということもちょっとコスト的にも高いと思いますけども、でも実際に、陸上競技、今どこ行っても土の上です大会はありません。ほとんどタータン製のグラウンドで競技が行われます。そういったところで、やっぱり練習方法もかなり違って、またスパイクにおいても違ってきております。教育長の掲げとる部活動、開校時優勝旗を5本も6本もという意気込みは分かります。しかし、それなりに環境の整った施設がなければ、やっぱりそういった結果もなかなか出せないというふうに考えております。そういったところで、全部が全部でなくても、若干もう少し考えていただければいいのかなというふうに思いますので、また今後、検討していただければというふうに思います。

その関連でもありますが、関連というかこのあとの交通安全に関してですけども、若干

午前中の話を聞いていますと、まだはっきりとした方向性というのはまだ検討しるところかなというふうに思われます。

そこで、スクールバスというのも一時話が出てましたけども、スクールバスと限定するとなかなかいろいろ難しいものがあるかなというふうに私は考えております。

今でも現に、町のバス、マイクロバスですか、中型3台に大型2台だったと思いますけども、そういった面で、今後50人規模の中学校になりますと、いろんな面でやっぱりそういったバスを利用する頻度というものが出てくるのではないのかなと。そういったところで町でバスを次、若干何台か増やすというような形をとって、その中で時間的にスクールバスという形にするとか、また、そういうふうに形にすればいろんな利用価値があるのではないのかなというふうに思っていますので、できればスクールバスというような限定でなくて、そういった考えでのバスを増やして、そういうふうに回すというような考えはどうかというように思うんですけども、教育長、私の意見はどうお思いでしょうか。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 統合中学校の通学方法、通学手段については、今、いろんな角度から検討を進めているところです。スクールバスのようなものを統合中学校の学校に横づけで1、2台あると、いろんな面で都合がいいなというようなことも沢山考えられます。

全体的な輸送の計画の中で、そういうことが、私は個人的にはそういうことがあれば日常的にもいろんな体験学習であり、日常的な練習のための子供たちや生徒たちの移動にも使えるしなというようなことで、非常に効果的だなというような思いを持っております。今後どのように進んでいくのか、また協議をしながら一つ原案をつくっていきたいなというふうに思っています。よろしく願います。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 是非、この通学関係にしては、子供たちの本当に安全第一の方法でまた頑張っていて、いろんな意見、考えを出していただければというふうに思っております。

また、今、午前中からでも本当にこの登下校であちこち通学の時に突っ込むというような話も午前中もありました。それは運転しとる人はいろいろなことで突っ込んだということもあります。今、保育の、確かマイクロ、保育園バスというんですか、あれは多分シルバーの人が運転されとると思います。そういったところで、それに乗っている保護者の方から話を聞くと、やっぱりある程度安全に関してでもそういった、突っ込まれるのもそうですけども、乗っとる子供に対してもやっぱりそういう運転している人が急に発作など起きたら心配だということで、そういう声も聞きます。そういったところで、安全に関してのスクールバスを運転するにあたって、町としてそういう委託をする運転手さんに対して何かそういった安全運転の指導なり教育、またそういう運転するにあたっての何かそういう安全マニュアルみたいなものがあるのかどうか、回答願います。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 スクールバス等の安全運転についてお答えいたします。

現在、スクールバスにつきましては、鹿西小学校で1台運行しております、シルバー人材センターに委託しております。あと、給食運搬車が2台ありまして、これについてもシルバー人材センターに委託しているところでございます。

このため、そういう教育委員会関係のバス運転、それから車輛の運転につきましては、シルバー人材センターの方で自主的に年1回、自動車学校の講師を招いたり、自動車学校等で安全運転の研修を行っているというふ

うに聞いております。そういう体制で安全運転に努めていただきたいというふうに思っております。

昨今、登下校の痛ましいそういう事故が起きておりますので、児童生徒に対する交通安全対策ばかりでなく、児童生徒を乗せて運転する町所管の自動車運転手の交通安全を、なお一層図っていくことが本当に重要かと思えます。また、保護者も含めた運転の安全対策について図っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） 大体、そういった、1年に1回やるとということですけども、車輛に関して、車輛は多分町の持ち物ですから、そういった委託、社員も乗る前、運転前点検はしていると思うんですけども、車輛の管理というものはどのような管理をしておりますか。

○議長（坂井幸雄議員） 堀内教育文化課長

○堀内浩一教育文化課長 車輛の管理につきましては、教育委員会だけではなく、町全体の車輛について月1回、そういう外観、それからエンジンの調子とか、エンジンオイルの状況も含めて点検を行い、点検後に記載して管理をしています。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 山本議員

○1番（山本孝司議員） それでは、これからはいろんな面で、安全第一で何事も進んでいってくれればと思いますので、よろしくお願いたします。終わります。

○議長（坂井幸雄議員） ここで、2時45分まで休憩とします。

午後2時33分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、宮下議員の質問の中で、高額療養費の答弁で訂正があると申し出がありました



ので、訂正をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

吉田保健環境課長

○吉田外喜夫保健環境課長 先ほどの宮下議員からの再質問で、高額療養費制度についての医療費の高額医療費について、月途中からかかったものについて、翌月まで、また翌月に継続してかかっている方、その者について、私の返答は遡って高額療養費制度にのれるというような答えをしたわけですが、これについては、高額療養費高額介護合算療養費制度というものがあまして、それと間違えて答えたものであります。正確には、高額療養費制度については、月ごとということで、月始めから月末までの医療費について該

当するということで訂正をさせていただきます。以上でございます。

○議長（坂井幸雄議員） 次に、14番 作間七郎議員

〔14番（作間七郎議員）登壇〕

○14番（作間七郎議員） 私は今回、2点について質問をいたします。

まず最初に、国旗について聞きたいことありますので。まず私、議員になった時に、先輩議員から習ったことあるんですね。議員の皆さん、執行部の皆さんに釈迦に説法のようなことにもなるかとも思いますけれども、議長の後ろに国旗と町旗があります。前へ出て挨拶するときには議長にするのではないんだと。「作間、ちゃんと国旗と町旗に礼をするのが議会のルールやぞ」ということを習ったことがあります。

そこで、国旗、日の丸の掲揚についてを質問をいたします。

国旗国歌法は、平成11年8月13日に公布施行されております。国民の祝日はそれぞれ意義あって制定をされております。元旦の1月1日から天皇誕生日の12月23日、15日あります。

そこで、公共施設における掲揚の現状について、まず1点。2点目は、中能登全戸数、約6,400戸、そこに全戸に掲揚の推進、啓蒙について町長の考え方を伺います。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 作間議員の質問にお答えをいたします。

最初に、公共施設における国旗掲揚の現況についてのご質問についてお答えをいたします。

ご存知のとおり、国旗は、平成11年8月13日に施行された、国旗及び国歌に関する法律の第一条により「国旗は日章旗とする」として、日章旗が日本の国旗として制定をされたものであります。

そこで、公共施設における日章旗の掲揚についてですが、常時、日章旗を掲揚している施設は、役場庁舎3箇所とカルチャーセンター飛翔及び能登テキスタイル・ラボが掲揚をしており、専用の掲揚台が設置をしてある施設が常時掲揚しております。

また、祝日においては、職員が常駐をする施設の一部が掲揚を行っております。

そのほか、保育園の入園式や卒園式、小中学校の入学式や卒業式に掲揚をしている状況であります。

今後は、祝日で職員が常駐する施設については、日章旗を掲揚するよう徹底を図っていきますので、よろしくお願ひをいたします。

2点目の、全戸に国旗掲揚の推進、啓蒙についての質問についてお答えをいたします。

国旗掲揚の推進と啓蒙は、とても大切なことだと思います。

この思いは、中能登町民は合併前からこの地域の住民の皆様が感じられている思いであり、昔は、祝日の日は、多くの家で日章旗を掲揚をされておりました。

このことから、旧町において、鳥屋町が全戸に日章旗を無料配布するとともに、旧鹿島町では日章旗の購入のあっせんを行ったと聞

いております。

今でも、町内の多くの家庭には日章旗があるのではないかと考えているのですが、年々掲揚されなくなったのが現状と思います。

また、新しい世帯も増えたことから、日章旗をお持ちでない家庭も増えたことも原因の一つに考えられます。

今後は、祝日には日章旗の掲揚を呼びかけるため、中能登町役場職員や各公職の皆様から率先して掲揚するよう、周知を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 1番目の公共施設における掲揚の現状については、まだやってない所もあるし、鹿島、鹿西、鳥屋の庁舎においては、常時365日掲揚してあるということを言われました。果たして、常時、365日掲揚してあるのは、いいことなのか、悪いことなのか。普通、各種大会、イベントをするときには、その日に掲揚し、君が代を歌い、終わったときには降納するということが本来の姿ではなかろうかと、私は思っております。

そこで、皆さんはよく、「県が、県が」とよく言われますけれども、県庁は朝、晩掲揚し、降納をしておりますよ。そういうところはやっぱり、習うところは習って、365日、常時かけとくと、先般も質疑のときに、12日私出かけようとした時に日章旗見たら、日章旗がバタバタねんね。「何や、この日章旗、バタバタなん。」て言ったら、慌てて谷参事総務課長が「すぐ取り替える。」と言うて新しいものに替えております。それも聞くと、「4月に替えたところねん。」と。「2カ月であんなバタバタになれんと。」というのを言っておりました。

そういうことで、2カ月にバタバタになるということは、毎日揚げ下げすればそんなに傷まないと思います。

それから、日章旗も綿とポリエステルがあります。前は、「綿がいい、いい。」と言っとんたんですけども、近頃のポリエステルの方が色も剥げんし、長持ちするそうでございます。そういうことで、このまま365日揚げっぱなしにしとくのか、まずその点。

それと、全戸に掲揚の推進、啓蒙については、町長は取組むということを言われましたね。

そこで、今年は、ロンドンオリンピックが7月27日から8月12日に開催されます。石川県勢から10人の選手が出場をされます。選手は、日の丸を背負い、健闘し、我々に期待と興奮を与えてくれます。また、金・銀メダルは個人の栄誉であります。国旗掲揚は国を讃え我々に感動を与えてくれます。金メダルを取ると、金・銀・銅を取った国の選手には旗が揚がるんですよ。金の場合、その国の国歌も斉唱されます。

そこで、日本の選手が金メダルを取って日章旗が揚がって君が代を歌ってくれると大変私も、今までですよ、嬉しく思って感動した経験があります。

今回のオリンピックにもいつか金メダルを取ってくれるものと期待をしております。

そして、メダルをよくテレビなんかで観ると、ウイニングランというのかね、金メダルを取った人ら、選手は、母国の旗を持ってパーっと走っとれんね。「私は国のために頑張ってるぞー。」と言ったら、見とる人らは国の旗を振ってパーっとね、「よー頑張った。」言うて讃えとる姿をよくテレビで観るんですよけれども、やはりみんなそれぞれの国の旗を大事にするということですね。

そこで、私は先日、テレビを観ていたんですよ。そしたら、日本国内に国旗の売れるのは、1位はフランスの国旗らしいですね。2番はイタリアの国旗、3番は日本の国旗ということで、日本人はどうもすると国旗に対する関心が薄れているような気がするんですよ。

ね。このフランス、イタリアはなぜ多いかというと、都会の方へ行くと、レストランとか飲食店が沢山あるそうです。そこに必ず母国の国旗を掲げると。日本人は商売しとっても日の丸をね、立てとる店はないんですけども、そういうことで、大変、外国人は母国の旗を誇りに思っるということをテレビにそういう放送しているのを私も聴いて、ああ、同感だなあという思いでございました。

それでは、先ほど町長も鹿西町、鹿島町の今の日章旗、日の丸のいろいろの世話したとか配布したとかという話をされましたけれども、現在、町内に国旗を持っている方、また、国旗が欠損や不詳を理由に掲揚しないということを私はよく耳にするんですよ。家を建て替えしたと。古い家のときはあの立てる金具はあってんと。新しいところになったら金具がないもんで買うとらんげと。それからどこに売とるかも皆さん知らないという方もおいでます。それから、木造の家やったけども、今度はレンガというか、そういうものにしたために、木ならぐぐぐと三角のところにネジを留められるげんけども、そういうがなくなったもんで、そういうがどこに売とるか知らんということで、国旗を家に持つとるげんけど立てられんという方がおいでます。

そういうことで私、果たしてこの国旗というものは、いくらほどするんであろうなと思って調べてみました。家庭用日の丸セットというんですね、普通の、そのぐらいのやつですけどね。コーヒー一杯、またはワンコイン、500円。コーヒーにすると、コーヒーにもいろいろな値段がありますけども、コーヒー一杯500円にすると、3杯分、1,500円で、それもセットがですよ1,000本以上まとまればまだ安くなるということを私は聞いております。

そこで、自分の国の旗を玄関に掲げるということは、掲揚するには、町からいただくんでなしに、自分も自ら自己投入をする。そ

して、今、町長に聞くんですけども、補助もする。それから町も補助をする。そうすれば、実は私の思いは、ワンコイン、個人が500円、町が何なら1,000円ほど出して、1,500円ですから、そういうことで補助金を出して、その日章旗を皆さんに掲げてもらうという思いにおりますけれども、その補助金ということをお私思っているんですけども、この補助金について町長はどういう考えを持つとるか、聞かせてください。

先の、365日、常時掲揚してあることも答えてください。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 各庁舎、そして並びにいろんな公共施設におきまして、365日揚がっていることは事実でありますし、朝、晩、本当は揚げて降納するのは本当かなと、そう思っております。いろんな所を見ても、1年の間揚げてある所も多いようでありまして、自衛隊はもちろん警察、そういうところは朝揚げて、夜降納しております。これにつきましては、常時、毎日揚げておかなければならないのか、今言われた町の祝日、あるいは国の祝日だけでいいのか、もう少し調査をして検討をしていきたいと思っております。

ただ今、作間議員が言われたテレビも私も観ておまして、1位がフランス、2位がイタリア、日本が3位ということで愕然として観ておったわけでありまして、また私らがもう少し前、10年、20年前、遡りますと各家に本当に揚がっておった日の丸は大変多かったです。それがだんだん少なくなってきておる。これも現実でありますし、私は揚げておりますけれども、前までは向かいの家も揚がっておった。それも揚がったり揚がらなかったり、必ずどの家でもというような現実でありまして、日章旗の掲げることについては私自身も憂いをもっておりますし、今、やはり日本国民として国旗は掲げるべきだと。

11年の8月13日の施行令にも決まって

おりますし、今、町といたしましても、議会の皆さん、また区長会、あるいは体育協会であり文化協会、各協会の皆さん、そんな方々と話をさせていただきまして、国旗を揚げる運動を、一緒に理解をいただきながら進めてまいりたい、そう思いますし、今、ワンコイン、大体私も何回か買ったのは大体それくらいのお金でありました。それにつきましても、3分の1がいいがか、半分がいいがか、また議会の皆さんのご理解もいただきながらそれについても補助をしていきたいと、私の気持ちはそういう気持ちでございます。またいろんな面でご協力をいただきたい、そう思います。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 国旗の掲揚、降納ということも町の公共施設ともなれば、私の数えたので45ほどあります。そこに朝、晩そういうことをせいというのもちょっと無理なら、祝日の日だけ、年間15回は公共施設は必ず日章旗、日の丸を立てるように、町長も先ほど立てたいということですから、それを徹底していただきたいと思います。

それと、また、お金、補助金についても、予算のこともありますから検討させてくれと、町長も前向きに、町長は個人的にと言うけど、町長はもう個人、いち杉本ではないんですから、町長として何か補助を考えたいと言うんですから、きちっと考えていただきたいと思います。

全戸数6,400と約なっとるんですけど、持っている人は半分以上持っていると思いますよ。例えば、3,000買うところが1,000円なら、大した金かからんわね、300万円ほどやわね。それでという私の思いにおります。

そこで、コンクリートから人へという、民主党が盛んにコンクリートから人ということをして盛んに言って、耳にしたことがあります。これはモノからこころへ変えるということ。

精神的なものを大切にすることだと思います。

中能登町が国旗を掲げ、愛国心を育み、祝日を祝う町、町長も先ほど取組みたいということでもございましたね。

今年3月に、私はこの場席で、教育委員会の指導のもとに小中学校、一自治体で、町長は全部「仰げば尊し」を歌った、歌うということで、マスコミも取り上げ、県内、国内にも大変賞賛されました。

そこで、今度は、杉本町長も先ほど私もやりたいということをおっしゃるんですけども、力強いリーダーシップのもとに、祝日には町民全戸あげて祝う町、日本一の町ということで、なかなか日本一というのは名前をつけるに難しいと思います。これは町長の、先ほどからも区長会とか各種団体、いろんな所へ行ってそれを推進するというところから、そうすれば軒並みにバーっと日章旗立てるわね。ほかの町の人たちは、「なんじゃこの町は」と言うてね、びっくりされて、「いやー、この中能登町は祝日にみんな、町長はじめ先頭になって祝う町だ」ということで、日本一の町ということでマスコミもまた、テレビぐらい担いでくる素晴らしい町になると思いますよ。町長の評価も上がると思いますよ。そういうことで、町長の力強いリーダーシップ、先ほど自分の決断というか決意も言われましたので、もう一度、日本一の町に取組むような気持ちあるか、もう一辺聞かせてください。

○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 私自身も、町長としても、やはり国旗を掲揚というのは非常に大切であると。そういうことで、先ほどもお話いたしましたけれども、国旗を掲げる推進委員会というものを立ち上げて、そして今、作間議員の言われる日本一の祝日を祝う町、日本一を目指す、それぐらいの意気込みでこれからも頑張りたいと思っています。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 私も町長に、日本一の祝日を祝う町ということで、また町長も日本一の町に目指して頑張るといってございまして、次の2問目の質問に移らせていただきます。

中能登中学校の通学路の助成についてということでね、通告してあるんですけども、その後、教育委員会の方へ行って助成だけでなく、補助についても質問するかもわからないということで、先に教育委員会の方へ伝えてありますので、中学校の通学路と補助と助成についてということで質問させていただきます。

まず、第一に、通学方法の種別と対象者数ね。来年春、中能登中学校に入学される、1年生、2年生、3年生ね、の数と種別、午前中から午後にかけていろいろと出たんですけども、徒歩、電車、これ以上かかる所は、金丸方面はJRを使ってほしいという、JRのPRもしておりましたけれども、電車に乗る人、バスに乗りたい人、自転車に乗り手など、当然こういうことは開校に向けて、教育委員会などでは調査をしていると思いますので、それはどのような数になるかをまず聞かせてください。

それから、通学方法に対する補助の考え方ということで大変、今度、町の真ん中にできることになるわいね。そこで、これから通学したらどんな補助が出るんだということを、まだ午前中から午後にかけての話の中にもまだ決まらないうございましてけれども、どのようになっているのか。今、中能登中学の通学に関する条例、規則はあるんですけども、これは旧鹿島町の規則をもとに条例、規則がつけられていますね。これ、34年に鹿島町につくられたものを、そのまま合併の17年に3月に、そのままこの条例をいかして今までとるといってございまして、当然、中能登中学校は1校になりますか

ら、今までは鹿島のをそのまま横すべりで条例にしとったんですけども、これを当然見直し、修正といつか検討されとると思いますので、もしされていたらその点も聞かせていただきたいと思っております。

それから3点目の、通学路の安全対策については午前中、午後、ここで3名の方ですか、そのことを聞かれていますので、私も大体分かりましたけれども、私もそういうことで、自分で通学路の安全対策ということで、私も実際自動車で曾祢から在江、金丸から廿九日、川田、後山、瀬戸、全部車で走ってきました。距離も測ってきましたけれども、県道、町道、国道でね、大変、歩道は歩くところですから、歩道に自転車に乗り上げできませんから、その1番目の種別に聞いたときまた聞きますけれども、大変、例えば遠い所の人はバスに通われるけれども、自転車に通学するときは大変危険だと私は思いますので、先ほどから安全対策に万全を期するということもありますし、それから私も、例えば、鹿島の例をいえば、在江、坪川、西の方が久乃木へ上がって金沢の方へ向こうてくると7キロほどありますよね。ところが、鳥屋の方に向かって羽坂からこうして来たらそっちの方が距離が短いんですね。だから、そういうことでいろいろの子供たちも仮に自転車に通学するとすると、いろいろな自分の道を考えて思いますけれども、やはり学校としてモデルのどうか、通学の指定コース、現在は指定コースあるということでございまして、今度、中能登中学になっても指定のコースをきちっとして、子供たちに決定をさせると。先ほど、宮下議員の中に、治安上、暗くなってからのいろいろの問題が、農道を走ったりするといろいろの問題が出るのではないかとということも質問されておりましたが、通学コースをきちっと指定する。それでそういう危険な所は通るな、近道かもしれないけど通るなということ徹底するようにしてもらいたいと思

ます。

そこで、それ以上、通学路の安全対策だけ、私の思いだけ言いました。今日、午前中、午後とね、十分聞きましたので、くどくど聞きませんので、1番と2番の通学方法の種別と対象者数、それから通学の補助金について、どのような考えか、その2点について答弁を願います。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 中能登中学校の通学の助成についてのご質問にお答えをしていきます。

まず、1番目は、通学方法の種別と対象者数ということでありました。

平成25年度開校時の生徒を中心にしたということよりも、現在、平成24年度の3中学校の生徒の動向をもとにして、もし今の、現在の中学校の生徒たちがそのまま統合中学になったとしたら、多分このようになるということで人数、パーセントを出しましたので、少しそのデータを聞いていただきたいと思います。

現在、鹿島中学校、全校生徒211名です。自転車通学の区域についての制限はありません。全員、希望すれば自転車通学をすることが可能です。

その一方で、バス通学の助成制度もありまして、路線バスを利用して登下校を行っている生徒、現在、平成24年度鹿島中学校では、25名程度おります。主に、御祖地区の女子生徒であります。あと、ほかの地区からの通学者が3人、徒歩は10人程度でありまして、残りほとんどが自転車通学、173名となっております。自転車通学の割合が非常に大きいといえます。なお、雨天時とか冬の間、保護者の車で送迎される生徒も30名から50名くらい、日によっても季節によっても違うんですけども、それほどの生徒たちが保護者の送り迎えで通っている生徒もおります。

一方の鳥屋中学校です。全校生徒、現在166名。自転車通学の制限は鹿島中学校と同じくありません。中学校の自由選択制の導入によりまして、地元以外の生徒が増えました。鳥屋中学校は、町外からも区域外通学で通っている生徒もおります。合わせて17名おります。この生徒たちは、原則、保護者の送迎が中心となっております。残り149名のほとんどが自転車通学を行っております。徒歩通学は極めて少ない状況です。

次に、鹿西中学校です。全校生徒149名。学校に近い能登部下、徳丸、能登部上の3つの地区の生徒、合わせて93名は徒歩通学と決められております。これ以外の地区の生徒、30名が自転車通学となっております。鹿西中学校だけが、希望すればどの生徒でも自転車通学ができるよということではありません。また、町内のほかの地区からの生徒と区域外で町外からやってくる生徒を合わせますと、26名おります。この生徒たちは、原則、保護者の送迎が中心であるという、そういう状況になっております。

多分、このまま新年度、統合中学校が開校しても、このような人数、割合になるのかなというように思います。

2番目、通学方法ごとに対する助成の考え方ということでもあります。結論的には、まだ出ていないんですけども、少し途中段階の状況を聞いていただきたい。

統合中学校が開校いたしますと、鹿島地区では、越路地区の生徒の通学距離が、鹿島中学校の時と比べて1キロメートルから2キロメートルほど遠くなります。

久江、御祖地区はほとんど変わりません。若干、短くなる所もあります。滝尾地区については、2キロメートルほど遠くなる地区もあれば、逆に2キロメートル近くなる地区もあります。

鳥屋地区につきましては、花見月が最も遠くなります。約7キロメートル。現在と比べ

ると、約2キロメートル遠くなります。良川地区を除いた地区は、現在より全て遠くなります。

鹿西はどうか。金丸地区が最も遠くなりました。最長で約7キロメートルになります。西馬場地区を除いた全ての地区で、現在より通学距離が遠くなることになります。

通学の問題は、皆さんの関心が極めて高い問題でありまして、現在、建設委員会と教育委員会の両方で本格的に検討を進めているところです。

その検討を進めている中で、自転車通学については、町外から区域外で通っている生徒以外、特に新しい中学校になっても制限を設けない方向で検討を進めております。希望者は全員、自転車通学を可能にしたい。

それから、自転車以外の通学方法につきましては、鹿島地区と烏屋地区の春木、羽坂地区から廿九日地区にかけては、既存の路線バスがありますので、これを活用して、部活動の終了後の遅い時間に対応できるように、必要に応じて補完措置を応じたいと考えているところです。

また、後山、花見月、瀬戸地区は、遠距離で山越えもしなければなりませんので、公共交通機関とも離れておりまして、委託も含めたスクールバス的な運行形態が必要になるんじゃないかなと考えております。

一方、金丸地区や二宮あおぼ台地区は、J R駅に近いので、登下校時の本数も非常に多くありまして、J R利用が安心して便利であるなというように思っております。

このようにして、統合中学校は原則、大きく分けて4つのタイプ、1つは自転車利用、2つ目は路線バスの利用、3つ目がスクールバス的な利用、4つ目がJ R利用の、この4つのタイプに分けられる。徒歩で来る生徒はほとんどいないという前提になっております。

それぞれの対象者数を今の状況から判断し

ますと、自転車で通うであろう生徒は、今年の生徒数でいきますと、195人で37%、今年の中学生在が全部統合中学になったとすれば195人、37%が自転車利用をするだろうなど。J R利用が86人で16%、それからスクールバス的な利用が10人で2%、路線バスを利用するであろうと思われる生徒が182名、35%であります

それから、町外から通う生徒は、原則、保護者の送迎となりまして、52名、10%ということになります。

現在、通学補助制度を適用しているのは、鹿島地区の路線バス利用者だけでありますので、今後、通学費の補助のあり方とか、金額的な面を検討していく上で、これを一つの基本として考えていかなければならないというように思っているところです。

通学費の補助のあり方、金銭的な面については、これから大詰め段階に入っていくということでもあります。今のところ、そういう状況で進めているところです。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 今ほど1番目の通学方法の種別対象者ということで、私が聞いたのは、開校の時は509名だということを知りたんですけども、509名、今の中学校1年生、2年生、小学校6年生、次中学校1年生になりますから、その509名に対して徒歩か電車かバスか自転車ということで、もう調べてあるのかなと思ったら、どうも現在のことで想定しての今、池島教育長は数字を言われとるわね。そうすると、そういう今の小学校6年生、中学校1年生、2年生にそういうアンケートをとったことはまだないんですか。

それと、自転車に、聞いたると、自転車で通学する人が沢山おるといってございまして、私もそう思います。自転車については制限はないということで、自転車で制限ないということは、電動自転車もいいということ

ですか。

そこで、私もこうして先ほど金丸から7キロとか後山とか花見月から7キロとか8キロとか6キロとか、全部私も走っておりますから数字は分かっております。

そこで、旧の鹿島の場合は、旧の鹿西、鳥屋さん、瀬戸、花見月さんは別にして、大体平坦やね。ところが、東側は中学校来るときは坂でこうやってくるときは楽です。帰りが坂が強いんですね。そこで私も中能登中、自転車で何回か回ったことあるんですよ。普通の自転車じゃもえきれません。電動自転車にもうたことあるんですが、電動自転車にもうと本当に楽なんですよ。まんで、エンジンがついとるみたいにスースースーと楽に乗って、どんな坂でも楽に上がられるという思いが私にはありますので、自転車の制限はないということですから、自転車の場合にも、電動自転車は10万円前後しますよね。高額なんですよ。そこで、その自転車にも、そういう補助か助成金といいますか、そういう考えがあるのか、ないのか。それも検討する余地があるのか、ないのかということも、教育長、答弁してください。

それから、通学の補助について、先ほど私が言うたのは、あくまでも現在の鹿島中学校に適用だけされておりますので、これを検討し直しして、早急に父兄の皆さんにも出されるということでございますので、これを早く父兄の皆さんに伝えるように検討してください。

それで、1点目のことについて、答弁。

○議長（坂井幸雄議員） 池島教育長

○池島憲雄教育長 現在、小学校6年生、来年度新1年生になるであろう6年生について、もし今の統合中学校へ行くとすれば、どのような通学方法になりますかというアンケートについては、正直言ってとったことはありません。従いまして、現在の中学生でパーセントを出させていただきました。

近々、そういうデータも必要になるんだろうなというように思っています。

それから2つ目の、電動自転車の件につきましても、私たちは検討の話の中でそういうものも出てくるな、もし助成をするとすれば、その中学校生活で新しく買うときに1回ぐらいはそういう補助もあってもいいのかなというような、そういう意見交換をやっていたわけでありまして。いくらとか、金額については、そこまではいっていないんですけども、ひょっとして、中学校に通うときに、1人1回というようなことであればいいかなというような話もしておいたわけです。

補助の対象者、それから金額的な面につきましても、早急に煮詰めまして、検討を進めまして、早く原案をつくって皆さん方にお諮りをしたいなというように思っています。以上です。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 今、池島教育長は正直に調査はしていないということをおっしゃられましたけれども、町長は、一番県下でも優秀な立派な学校を建てるといって、盛んに建築しておるんですから、賢明な池島教育長、堀内課長ですから、当然私はそういう調査をしておるもんだと思っとたんですけども、当然、早急にすべきだと私は思いますよ。いろいろとデータを出すときに。

そこで、町長、今、電動自転車のことを言うたら、教育委員会では話しは出ると、検討しとるといってございまして、教育委員会はできたものについては、これをやりなさいということで運用方面をやると思いますが、金額がらみの予算上は町長の執行権というか、町長の範囲だと思いますので、そういうことが教育委員会から上がってきた場合は、町長はそれを考えるというか、受けるというか、その辺の町長の気持ちというか、考えをちょっと聞かせてもらえますか。池島教育長の分野でないと思います。



○議長（坂井幸雄議員） 杉本町長

○杉本栄蔵町長 通学に対しては、徒歩、電車、バス、自転車、いろんなことありますけれども、だんだん電動自転車というものも増えてきております。今までは考えられなかったわけですが、今の電車、バス、そしてスクールバス等に来る距離にある方、そんな方については、今お話もされたように前向きに考えていきたいと思っておりますけれども、3軒ほど隣りに自転車に来るさかいにというような、これが3軒か1キロかは分かりませんが、そういう距離的、そういうことも勘案して電動自転車についても教育委員会からいろんな要請があれば前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（坂井幸雄議員） 作間議員

○14番（作間七郎議員） 以上で、私の質問をこれで終わらせていただきます。

### ◎散 会

○議長（坂井幸雄議員） 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

明日、6月19日を休会とし、20日午後3時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時34分 散会



## 平成24年6月20日（水曜日）

### ○出席議員（14名）

1番	山本孝司	議員	8番	古玉栄治	議員
2番	笹川広美	議員	9番	上見健一	議員
3番	南昭榮	議員	10番	若狭明彦	議員
4番	諏訪良一	議員	11番	岩井礼二	議員
5番	宮下為幸	議員	12番	坂井幸雄	議員
6番	亀野富二夫	議員	13番	田中治夫	議員
7番	甲部昭夫	議員	14番	作間七郎	議員

### ○説明のため出席した者

町長	杉本栄蔵	税務課長	植田一成
副町長	小山茂則	参事兼農林課長	大村義一
教育長	池島憲雄	上下水道課長	澤伸一
参事兼総務課長	谷敏則	保健環境課長	吉田外喜夫
土木建設課長	高橋孝雄	会計課長	西浦順
参事兼住民福祉課長	大森一義	教育文化課長	堀内浩一
企画課長	広瀬康雄	生涯学習課長	平岡保
情報推進課長	福井清研	介護担当課長	中井厚明

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 橋本 教示

書記 土屋 哲雄

〃 水田 祥代

○議事日程(第3号)

平成24年6月20日 午後3時開議

日程第1 教育民生常任委員会委員長報告

日程第2 総務建設常任委員会委員長報告

日程第3 討論・採決

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(中能登町税条例の一部を改正する条例について)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度中能登町一般会計補正予算)

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度中能登町一般会計補正予算)

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算)

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度中能登町介護保険特別会計補正予算)

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算)

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度中能登町下水道事業特別会計補正予算)

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算)

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて

(平成23年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算)

- 報告第11号 平成 23 年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第12号 平成 23 年度中能登町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第13号 平成 23 年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書について
- 議案第29号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 中能登町史跡雨の宮古墳公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 平成 24 年度中能登町一般会計補正予算
- 議案第33号 平成 24 年度中能登町介護保険特別会計補正予算
- 議案第34号 平成 24 年度中能登町下水道事業特別会計補正予算
- 議案第35号 指定管理者の指定について
- 議案第36号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 請願第 7 号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書  
提出の請願書
- 請願第 8 号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書提出  
の請願書
- 請願第 9 号 尖閣諸島をはじめ我が国の領土及び領海を守る体制整備を求める請願
- 請願第10号 緊急事態に対応する法整備を求める請願
- 請願第11号 年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める請願
- 請願第12号 国の教育予算を拡充することについて
- 請願第13号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める「意見書」の提出を求める請願

(継続審査)

- 請願第 6 号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書提出の請願書

\* 各常任委員会等の選任

- 日程第 4 総務建設常任委員会の選任
- 日程第 5 教育民生常任委員会の選任
- 日程第 6 議会運営委員会の選任
- 日程第 7 七尾鹿島広域圏事務組合議会議員の選任
- 日程第 8 長曾川水防事務組合議会議員の選任
- 日程第 9 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選任

- 日程第10 行財政改革特別委員会の選任
- 日程第11 統合中学校建設特別委員会の選任
- 日程第12 議会活性化特別委員会の設置及び選任
- 日程第13 鹿島地区統合小学校建設特別委員会の設置及び選任
- 日程第14 閉会中の継続審査

(追加日程1)

- 日程第1 議案第37号 工事請負契約の締結について  
(平成23年度社会資本整備総合交付金(関連:効果促進)事業「なかのど道の駅」(仮称)整備外構工事(その1))
- 議案第38号 工事請負契約の締結について  
(平成23年度中能登中学校屋外附帯工事(屋外環境グラウンド整備))
- 議案第39号 工事請負契約の締結について  
(平成24年度緊急時給水拠点確保等事業越路第2配水池築造工事)
- 議案第40号 工事請負契約の締結について  
(平成24年度緊急時給水拠点確保等事業久江第1・2配水池改良工事)
- 議案第41号 工事請負契約の締結について  
(平成24年度緊急時給水拠点確保等事業久江配水施設機械電気設備工事)
- 議案第42号 物品購入契約の締結について  
(平成24年度統合電算システム(内部系)更新に伴うサーバ購入)
- 日程第2 同意第1号 教育委員会委員の任命について  
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 日程第3 同意第2号 監査委員の選任について  
(提案理由説明、質疑、討論、採決)

(追加日程2)

- 日程第1 発議第6号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書  
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第2 発議第7号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書  
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)

- 日程第3 発議第8号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書  
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第4 発議第9号 尖閣諸島をはじめ我が国の領土及び領海を守る体制整備を求める意見書  
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第5 発議第10号 緊急事態に対応する法整備を求める意見書  
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第6 発議第11号 年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書  
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第7 発議第12号 国の教育予算を拡充することを求める意見書  
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)
- 日程第8 発議第13号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書  
(提案趣旨説明、質疑、討論、採決)

(追加日程3)

- 日程第1 議長辞職について

(追加日程4)

- 日程第1 議長選挙について

(追加日程5)

- 日程第1 副議長辞職について

(追加日程6)

- 日程第1 副議長選挙について

午後3時00分 開議

◎開 議

○議長（坂井幸雄議員） ご苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（坂井幸雄議員） 日程第1から日程第2 各常任委員会委員長報告

これより、本定例議会から付託しております、報告第2号から報告第13号までの報告12件、並びに議案第29号から議案第36号までの議案8件、及び請願第7号から請願第13号、（継続審査）請願第6号の請願8件を一括して議題といたします。

以上の案件に関して、各常任委員会における審査の過程及び結果についての、各常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 岩井礼二議員  
〔教育民生常任委員会委員長（岩井礼二議員）登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（岩井礼二議員） 教育民生常任委員会における、審査の過程並びに結果について、ご細告いたします。

今定例会で付託されました案件は、報告5件、議案6件、請願5件であり、報告5件、議案6件について、執行部からの説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等、主なものについて申し上げます。

まず、報告第4号「専決処分承認を求めることについて」、平成23年度中能登町一般会計補正予算では、衛生費の保健事業における国県等返還金について減額となった要因はとの質疑に対し、女性特有のがん検診の受

診用に無料チケットを配布していたが、その無料チケット事業補助金の余剰分について、国へ返還したとの説明を受けました。

次に、労働費の緊急雇用創出事業費についての減額となった要因はとの質疑に対し、学校現場での学力向上対策やスポーツの体力アップ向上にあたる臨時職員について、4名の採用を見込んでいたが、うち2名が年度始めの4月からの人材確保ができず、6月と8月からの勤務開始となったため、賃金の減額となったとの説明を受けました。

続いて、教育費の統合中学校建設事業、雨水排水協議修正業務の内容は何かとの質疑に対し、用地買収が残っていた箇所について、年度末までに契約をし、その分の雨水排水協議計画の変更を見込んでいたが、用地の契約ができなかったため減額となったとの説明を受けました。なお、この減額分については、平成24年度当初予算に計上しており、その後、用地買収の契約成立となったため、今後、雨水排水協議修正業務を実施していきたいとの説明を受けました。

最後に、平成24年度中能登町一般会計補正予算については、教育費の小学校管理費における児童送迎について、町からの送迎委託者の変更によって、委託料から通信運搬費への予算移行するにあたり、予算計上が同額の増減であったため減額となるべきではとの質疑に対し、人件費や燃料費などを含んだトータル的な考え方でコストダウンを見込んでおり、人件費や燃料費などの諸経費は、総務費において予算化しているが、その分の減額補正は今回行っておらず、予算時において精査計上したいとの説明を受けました。

これについては、状況を把握し的確な予算化を行い執行すべきであり、また、児童送迎という観点からも、経費にかかわらず、慎重に進めていただきたいとの要請をいたしました。

以上、主な質疑の概要でございました。



質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました報告5件につきましては、いずれも全会一致で承認されました。

次に、議案6件につきましては、1件は賛成多数、残り5件を全会一致で可決いたしました。また、請願5件につきましては、全会一致で採択いたしました。

なお、今回報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、教育民生常任委員会からの審査結果の報告を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） 次に、総務建設常任委員会委員長 宮下為幸議員

〔総務建設常任委員会委員長（宮下為幸議員）登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（宮下為幸議員） 総務建設常任委員会における、審査の経過並びに結果について、ご報告をいたします。

今定例から付託されました案件は、報告9件、議案3件、請願3件であり、報告9件及び議案3件については、執行部から説明を求め、慎重に審査をいたしました。

審査の過程における質疑、意見等の主なものについて申し上げます。

まず、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」、平成23年度中能登町一般会計補正予算で、総務費の交通防犯対策費の工事請負費205万4,000円の減額の内容は何かとの質疑に対し、区要望事業の工事請負費で、当初予算360万円であったが、各担当課で事業対応をした実績により、予算の執行残額を減額したとの説明を受けました。

次に、報告第10号「専決処分の承認を求めることについて」、平成23年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算では、年度末のケーブルテレビ加入率はどれだけかとの質疑に対し、年度当初は加入率を41%見込んでいたが、年度末で39.7%であ

り、今後とも加入率アップを図るとの説明を受けました。

また、報告第11号「専決処分の承認を求めることについて」、平成23年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書については、社会資本整備の総合交付金や道整備交付金等、国県補助金による繰越明許費にかかる事業、景気対策の一助となるようスピード感をもって業務遂行するように要望いたしました。

続いて、議案第35号 指定管理者の指定について、道の駅の指定管理者の指定期間の設定理由は何かとの質疑に、道の駅開業後の5年間に準備期間約1年半を加え、平成24年7月1日から平成31年3月31日までとしたとの説明を受けました。

以上、主な質疑の概要は申し上げたとおりであります。

質疑終了後、討論、採決の結果、当委員会に付託されました報告9件につきましては、1件は賛成多数、残り8件を全会一致で承認いたしました。

また、議案3件については、いずれも全会一致で可決いたしました。

続いて、請願3件については、全会一致で採択いたしました。

ご報告いたしました結果につきましては、お手元に配付済みの「委員会審査報告書」のとおりであります。

以上で、総務建設常任委員会での報告を終わります。

## ◎質 疑

○議長（坂井幸雄議員） 以上で、各常任委員会の委員長報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 質疑がないようであります。

これで、質疑を終結します。

### ◎討論、採決

○議長（坂井幸雄議員） 日程第3 討論、採決

これより、上程議案報告第2号から報告第13号までの報告12件、並びに議案第29号から議案第36号までの議案8件についての討論を行います。

まず、反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

次に、採決を行います。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（中能登町税条例の一部を改正する条例について）

以上、報告1件について、採決を行います。  
お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で、原案のとおり承認であります。

本件は、委員長の報告のとおり承認することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

次に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度中能登町一般会計補正予算）

以上、報告1件について、採決を行います。  
お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で、原案のとおり承認であります。

本件は、委員長の報告のとおり承認することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、報告第3号は、原案のとおり承認されました。

次に、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度中能登町一般会計補正予算）

以上、報告1件について、採決を行います。  
お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で、原案のとおり承認であります。

本件は、各委員長の報告のとおり承認することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、多数であります。

よって、報告第4号は、原案のとおり承認されました。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度中能登町後期高齢者医療特別会計補正予算）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度中能登町介護保険特別会計補正予算）

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度中能登町国民健康保険特別会計補正予算）

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度中能登町下水道事業特別会計補正予算）

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度中能登町分譲宅地造成事業特別会計補正予算）

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度中能登町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算）

以上、報告6件について、採決を行います。  
お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で、原案のとおり承認であります。

本件は、各委員長の報告のとおり承認する

ことに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、報告第5号から報告第10号の報告6件は、原案のとおり承認されました。

次に、報告第11号 平成23年度中能登町一般会計繰越明許費繰越計算書について

以上、報告1件について、採決を行います。  
お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致及び賛成多数で、原案のとおり承認であります。

本件は、各委員長の報告のとおり承認することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、多数であります。

よって、報告第11号は、原案のとおり承認されました。

次に、報告第12号 平成23年度中能登町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第13号 平成23年度中能登町水道事業会計予算繰越計算書について

以上、報告2件についての採決を行います。

本件に対する委員長報告は、全会一致で、原案のとおり承認であります。

本件は、委員長の報告のとおり承認することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、報告第12号、並びに報告第13号の報告2件は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第29号 中能登町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第30号 中能登町手数料条例の一部を改正する条例について

議案第31号 中能登町史跡雨の宮古墳公園条例の一部を改正する条例について

以上、議案3件について、採決を行います。  
お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、議案第29号から議案第31号までの議案3件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成24年度中能登町一般会計補正予算

以上、議案1件についての採決を行います。  
お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致及び賛成多数で、原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、多数であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成24年度中能登町介護保険特別会計補正予算

議案第34号 平成24年度中能登町下水道事業特別会計補正予算

以上、議案2件についての採決を行います。  
お諮りいたします。

本件に対する各委員長の報告は、全会一致で、原案のとおり可決であります。

本件は、各委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

ます。

よって、議案第 33 号、並びに議案第 34 号の議案 2 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 35 号 指定管理者の指定について、採決を行います。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、多数であります。

よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、全会一致で、原案のとおり可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、請願第 7 号から請願第 13 号まで、及び継続審査、請願第 6 号の請願 8 件について、一括して討論を行います。

まず、反対の討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

次に、賛成の討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

これより、採決をします。

請願第 7 号「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書提出の請願書についての採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 7 号は、原案のとおり採択することに決定しました。

続いて、請願第 8 号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書提出の請願書について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、原案のとおり採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 8 号は、原案のとおり採択することに決定しました。

続いて、請願第 9 号 尖閣諸島をはじめ我が国の領土及び領海を守る体制整備を求める請願についての採決をします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 9 号は、原案のとおり採択

することに決定いたしました。

続いて、請願第 10 号 緊急時に対応する法整備を求める請願について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 10 号は、原案のとおり採択することに決定しました。

続いて、請願第 11 号 年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める請願についての採決をします。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 11 号は、原案のとおり採択とすることに決定いたしました。

続いて、請願第 12 号 国の教育予算を拡充することについて、採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 12 号は、原案のとおり採択することに決定しました。

続いて、請願第 13 号 子どもの医療費助

成制度の拡充を求める「意見書」の提出を求める請願についてを採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案のとおり採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、請願第 13 号は、原案のとおり採択することに決定しました。

続いて、（継続審査）請願第 6 号 ころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書提出の請願書について、採決します。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、採択であります。

この請願を採択することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

請願第 6 号は、採択とすることに決定しました。

### ◎追加日程 1

○議長（坂井幸雄議員） 日程第 1 から第 3 お諮りいたします。

ただ今、町長より、議案第 37 号 工事請負契約の締結について

議案第 38 号 工事請負契約の締結について

議案第 39 号 工事請負契約の締結について

議案第 40 号 工事請負契約の締結について

議案第 41 号 工事請負の締結について

議案第 42 号 物品購入契約の締結について

同意第1号 教育委員会委員の任命について

同意第2号 監査委員の選任について

の議案6件、同意2件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

議案第37号から議案第42号、及び同意第1号から同意第2号を日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付をしますので、暫時休憩いたします。

午後3時30分 休憩

午後3時31分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程1 日程第1から日程第3を議題とします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

杉本町長

〔杉本栄蔵町長登壇〕

○杉本栄蔵町長 提案理由を説明をいたします。

本日、追加提案をいたしました議案第37号から議案第42号、及び同意第1号につきまして、その概要を説明をいたします。

議案第37号は、平成23年度 社会資本整備総合交付金（関連効果促進）事業「なかのと道の駅」（仮称）整備外構工事（その1）工事請負契約の締結についてであります。

この「なかのと道の駅」（仮称）整備外構工事（その1）につきましては、6月12日に事後審査型制限付き一般競争入札を執行した結果、7,455万円で壁屋建設株式会社に落札が決定し、仮契約の締結をしたものであります。

本工事は、現在行っている敷地造成工事に引き続き、計画地内の外構整備を行う工事であります。

次に、議案第38号は、平成23年度中能登町中学校屋外附帯工事（屋外環境グラウンド整備）工事請負契約の締結についてであります。

中能登中学校屋外附帯工事（屋外環境グラウンド整備）工事につきましては、6月12日に事後審査型制限付き一般競争入札を執行した結果、1億395万円で日本海建設株式会社中能登営業所に落札が決定し、仮契約の締結をいたしましたものであります。

この工事は、中能登中学校のグラウンド整備工事を行い、400メートルトラックや、野球グラウンド等を整備をする工事であります。

次に、議案第39号は、平成24年度緊急時給水拠点確保等事業越路第2配水池築造工事請負契約の締結についてであります。

越路第2配水池築造工事につきましても、6月12日に事後審査型制限付き一般競争入札を執行した結果、1億1,812万5,000円で森松工業株式会社に落札が決定し、仮契約の締結をいたしましたものであります。

この工事は、災害時における飲料水の確保及び、火災の消火水など、緊急災害時の給水拠点施設として整備をする工事であります。

次に、議案第40号は、平成24年度緊急時給水拠点確保等事業久江第1・2配水池改良工事請負契約の締結についてであります。

久江第1・2配水池改良工事につきましても、6月12日に事後審査型制限付き一般競争入札を執行した結果、7,980万円で株式会社豊蔵組中能登営業所に落札が決定し、仮契約の締結をしたものであります。

この施設も、緊急時における上水道の給水拠点施設として整備するもので、配水池の耐震補強、防食塗装及び場内における耐震管の整備が主な工事であります。

次に、議案第 41 号は、平成 24 年度緊急時給水拠点確保等事業久江配水施設機械電気設備工事請負契約の締結についてであります。

久江配水施設機械電気設備につきましても、6 月 12 日に事後審査型制限付き一般競争入札を執行した結果、5,648 万 3,700 円で、株式会社柿本商会に落札が決定し、仮契約の締結をしたものであります。

この施設も、緊急時における上水道の給水拠点施設として整備するもので、久江配水施設の緊急遮断弁及び流入・配水流量計の設置が主な工事であります。

次に、議案第 42 号は、平成 24 年度統合電算システム（内部系）更新に伴うサーバ購入物品購入契約の締結についてであります。

統合電算システム（内部系）更新に伴うサーバ購入につきましては、6 月 1 日に指名競争入札を執行した結果、2,255 万 4,000 円で北国インテックサービス株式会社に落札が決定し、仮契約の締結をいたしましたものであります。

この統合電算システム更新に伴うサーバ購入につきましては、合併時より使用していたサーバを更新し、サーバ機器の集約をはかり、効率化と安定的なシステムの運用をはかるため、サーバを購入するものであります。

以上の議案につきましては、いずれも関係法令の規定により議会の議決を求めます。

次に、同意第 1 号は、教育委員会委員の任命についてであります。

今回、現教育委員会委員の、能登部上若草 44 番地 濱田繁氏が、来る 6 月 29 日をもって任期満了となりますので、改めて濱田繁氏を任命したいと存じ、関係法令の規定に基づき、議会の同意を求めます。

最後に、同意第 2 号は、監査委員の選任についてであります。

監査委員のうち、議会議員の監査委員として選任する委員が欠員となりましたので、議

会議員のうちから選任すべき監査委員として、古玉栄治氏を選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

以上、本日追加提案いたしました議案につきましてご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なる議決とご同意を賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（坂井幸雄議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

これより、追加日程 1 日程第 1 議案第 37 号から議案第 42 号について、質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の方、ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

議案第 37 号 工事請負契約の締結について（平成 23 年度社会資本整備総合交付金（関連：効果促進）事業「なかのと道の駅」（仮称）であります。整備外構工事（その 1））について、採決します。

お諮りいたします。

議案第 37 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、多数であります。

よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号 工事請負契約の締結について（平成 23 年度中能登中学校屋外附帯工事（屋外環境グラウンド整備））についての採決をします。

お諮りいたします。

議案第 38 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号 工事請負契約の締結について（平成 24 年度緊急時給水拠点確保等事業越路第 2 配水池築造工事）についての採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 39 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号 工事請負契約の締結について（平成 24 年度緊急時給水拠点確保等の事業久江第 1・第 2 配水池改良工事）について、採決します。

お諮りいたします。

議案第 40 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 41 号 工事請負契約の締結について（平成 24 年度緊急時給水拠点確保等事業久江配水施設機械電気設備工事）について、採決します。

お諮りいたします。

議案第 41 号は、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号 物品購入契約の締結について（平成 24 年度統合電算システム（内部系）更新に伴うサーバ購入）についての採決をします。

お諮りいたします。

議案第 42 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。4 時まで休憩いたします。

午後 3 時 46 分 休憩

午後 4 時 00 分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、追加日程 1 日程第 2

同意第 1 号 教育委員会委員の任命についてであります。

ここで、同意第 1 号について、討論を行います。

討論の方、ありませんか。

古玉議員

〔8 番（古玉栄治議員）登壇〕

○8 番（古玉栄治議員） 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について反対討論を行います。

私は、濱田氏を教育委員会委員に同意することに反対いたします。



なぜなら、3月の一般質問でもわかるように、統合小学校について質問いたしました。濱田教育委員長は「古い小学校は危険だ。1学年、1学級でクラス替えもできないのでは良い教育を受けることができない。だから、鹿島地区の統合小学校を建設したい」と言われております。

また、「合併特例債を使わないと、今後、建設することが非常に難しい」とも言われておられます。

ならば、鳥屋小学校は越路小学校より5年も古い学校です。また、古く、大変危険です。

また、鹿西小学校、今後も1学年1クラス、クラス替えをすることができません。これでは良い教育が受けることができないのではないかと私は思います。

全員が良い教育を受けられるような指導をされる方を教育委員に任命していただきたい。私はこのように思います。

よって、濱田氏の教育委員に同意することに反対いたします。

議員各位の賛同、よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

同意第1号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、多数であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

追加日程1 日程第3

次に、同意第2号 監査委員の選任につい

てであります。

監査委員の選任については、すでに議会で承認をしておりますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。これにご異議ございませんか。

地方自治法第117条の規定により、8番古玉栄治議員は除斥の対象となりますので、退場を求めます。

お諮りします。

同意第2号は、監査委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

## ◎追加日程2

○議長（坂井幸雄議員） 日程第2から第8お諮りします。

ただ今、提出者 笹川広美議員ほか賛成者5名から、

発議第6号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書

提出者 笹川広美議員ほか賛成者6名から、  
発議第7号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書

提出者 笹川広美議員ほか賛成者5名から、  
発議第8号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

提出者 若狭明彦議員ほか賛成者6名から、  
発議第9号 尖閣諸島をはじめ我が国の領土及び領海を守る体制整備を求める意見書

提出者 古玉栄治議員ほか賛成者6名から、  
発議第10号 緊急事態に対応する法整備を求める意見書

提出者 甲部昭夫議員ほか賛成者5名から、  
発議第11号 年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書

提出者 宮下為幸議員ほか賛成者6名から、  
発議第12号 国の教育予算を拡充することを求める意見書

提出者 若狭明彦議員ほか賛成者6名から、  
発議第13号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書

以上、発議8件を提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。

発議第6号から発議第13号を、日程の順序の変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程表を配付しますので、暫時休憩します。

午後4時09分 休憩

午後4時10分 再開

○議長（坂井幸雄議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程2 日程第1

発議第6号を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

2番 笹川広美議員

〔2番（笹川広美議員）登壇〕

○2番（笹川広美議員） ただ今、上程されました意見書については、以下概要を朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。

心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものです。しかし、現在の我が国は、年間自殺者が3万人以上にも上り、320万人を超える方々、つまり国民の40人に1人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民のこころの健康危機」といえる状況にあります。ひきこもり・虐待・路上生活など多くの社会

問題の背景にも、こころの健康の問題があるといえます。

しかし、日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに応えられるものではありません。

世界保健機関（WHO）は、病気が命を奪い生活を障害する程度を表す総合指標を開発し、政策における優先度を表す指標として提唱していますが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになりました。

精神疾患は、それに続くがんと循環器疾患と合わせて三大疾患の一つといえます。

欧米では、この指標に基づいて国民の健康についての施策が進められていますが、日本ではそうした重要度に相応しい施策がとられてきていません。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要です。

よって、その重要性にふさわしく、すべての国民を対康とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月20日

石川県中能登町議会

よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第6号についての質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようでありま

す。

これで、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

発議第6号 こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書を採決します。

お諮りいたします。

発議第6号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

追加日程2 日程第2

発議第7号を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

2番 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） ただ今、上程されました意見書については、以下概要を朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進みました。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいます。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘しています。

今後、首都直下型地震や三連動地震の発生が懸念される中で、防災上の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題

といえます。

災害が起きる前に老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができると同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできます。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸政策の実施が可能なのです。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出です。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えます。

よって、政府におかれては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求めます。

記

一、道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと

一、電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること

一、地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月20日

石川県中能登町議会

よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第7号についての質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

発議第7号「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書を採決します。

お諮りいたします。

発議第7号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

追加日程2 日程第3

発議第8号を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

2番 笹川広美議員

○2番（笹川広美議員） ただ今、上程されました意見書については、以下概要を朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。

昨年、2011年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年7月1日に施行されます。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図るとしてありますが、導入促進に向けての環境整備は不十分です。

導入にあたっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、更に家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられます。また、小水力発電導入時の手続きの簡素化・迅速化なども求められています。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績で、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国と比べて遅れており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっています。

よって、政府におかれましては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、以下のとおり、十分な環境整備を図るよう強く求めます。

記

一、投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること

一、買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること

一、再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月20日

石川県中能登町議会

よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第8号についての質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結します。  
次に、討論を行います。  
討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

発議第8号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書を採決します。

お諮りいたします。

発議第8号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

追加日程2 日程第4

発議第9号を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

10番 若狭明彦議員

〔10番（若狭明彦議員）登壇〕

○10番（若狭明彦議員） ただ今、上程されました意見書について、その概要を以下朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。

尖閣諸島をはじめ我が国の領土及び領海を守る体制整備を求める意見書

平成22年9月7日、尖閣諸島周辺の日本領海内で違法操業を行っていた中国漁船が、停船を命じた海上保安庁の巡視船に自ら衝突させるという重大事件が発生した。同水域においては、昨年8月中旬には、最大270隻もの中国船らしき漁船が確認され、そのうち約70隻は我が国領海内に侵入しており、今後も中国漁船が我が国の領海及び排他的経済水域における違法操業を繰り返すことも懸念されることから、漁業関係者は大きな不安を抱いている。

よって、国におかれては、我が国の領土及び領海と国民の生命を守る立場から、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 尖閣諸島をはじめ、我が国の領海及び排他的経済水域において、我が国の漁業関係者が安全に操業・航行できるよう必要な現地調査を行い、灯台の設置及び避難港の整備など適切な措置を講じること。
  - 2 外国漁船による違法操業が繰り返され、我が国の漁場が奪われていることへの対策のため、海上保安庁による警備体制を強化し、我が国の領土及び領海を守るために必要な措置を行うこと。
  - 3 中国との戦略的互惠関係の維持・発展を基軸に、アジア諸国との関係強化などのあらゆる外交努力を通じ、我が国の領土及び領海を守る毅然とした主権国家としての態度を国際社会に対して積極的に示すこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月20日

石川県中能登町議会

よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第9号についての質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

発議第9号 尖閣諸島をはじめ我が国の領土及び領海を守る体制整備を求める意見書を採決します。

お諮りいたします。

発議第9号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第9号は、原案のとおり可決されました。

追加日程2 日程第5

発議第10号を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

8番 古玉栄治議員

○8番（古玉栄治議員） ただ今、上程されました意見書については、その概要を朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。

緊急事態に対応する法整備を求める意見書  
昨年3月11日に発生した東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故において、我が国の対応は「想定外」という言葉に代表されるように、国家的な緊急事態における国民の安全を守るための法律の不備を指摘されています。

一方、世界の多くの国では、今回のような大規模自然災害時には、「非常事態宣言」を発令し、政府主導の下、迅速に対処しています。

我が国のように平時体制のままに国家的緊急事態に対処しようとする、被災地で初動活動をする自衛隊、警察及び消防等が、部隊移動、私有物撤去及び土地収用等初動態勢に手間取り、援助活動に様々な支障をきたし、その結果、さらに被害が拡大することとなる。

また、我が国の憲法は平時を想定したものであり、外部からの武力攻撃、テロ及び大規模自然災害への対応を想定した「非常事態宣言」が明記されていない。

よって、国におかれては、今後想定される

あらゆる事態に備え、国民の生命と財産を守るため、緊急事態に対応する必要な法を早急に整備するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月20日

石川県中能登町議会

よろしくお願いたします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第10号についての質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

発議第10号 緊急事態に対する法整備を求める意見書、採決をいたします。

お諮りいたします。

発議第10号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第10号は、原案のとおり可決されました。

追加日程2 日程第6

発議第11号を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

7番 甲部昭夫議員

〔7番（甲部昭夫議員）登壇〕

○7番（甲部昭夫議員） ただ今、上程をさ

れました意見書については、その概要を説明し、趣旨説明に代えさせていただきます。

政府は、税と社会保障の一体改革に強い意欲を示しているが、肝心の年金制度の抜本改革については、全体像が明らかになっていない。民主党政権は、平成 21 年の衆議院選挙公約（マニフェスト）において、「年金一元化」や「月額 7 万円の最低保障年金の創設」を掲げました。しかしながら、政権交代から 2 年 6 カ月が経過しても、依然として最低保障年金に必要な財源や年金一元化に向けた具体的な制度設計は明らかになっていない。政府の「税と社会保障一体改革素案」では、平成 25 年の通常国会に法案を提出するとしているが、全く内容が不透明なままでは、来年の通常国会に提出される見通しが立たず、「新たな年金制度創設のための法律を、平成 25 年度までに成立させる」とのマニフェストの実現は、全く目途が立っていない状態となっている。

平成 23 年 3 月に民主党内で最低保障年金創設に向けて行った試算では、「新たに消費税率 7.1% の増税が必要」との結論が出て、野党の求めに応じてこの結果を公表した。しかしながら、本来は試算を基に党内議論を重ねて制度設計をすることが与党として当然の努めであるが、その責任を果たさず、試算を「民主党の案ではない」と位置付けている現状では、民主党が公約した新年金制度の全体像を明らかにする姿勢は全く感じられない。

「税と社会保障の一体改革」というべきであれば、消費税の増税案と年金制度の改革案は一体で議論されるべきであり、全体像が明らかにならないままでは、国民が消費増税に納得しないことは言うまでもありません。

よって、国におかれましては、年金制度抜本改革の全体像を明らかにするよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 24 年 6 月 20 日

石川県中能登町議会

よろしく願いをいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第 11 号についての質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

発議第 11 号 年金制度抜本改革の全体像を早期に公表することを求める意見書を採決します。

お諮りいたします。

発議第 11 号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第 11 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程 2 日程第 7

発議第 12 号を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5 番 宮下為幸議員

○5 番（宮下為幸議員） ただ今、上程されました意見書について趣旨説明を行います。

2011 年度、30 年ぶりで法改正が、小学校 1 年生に 35 人学級が導入されました。文部科学省が 2010 年に実施した調査では、約 6 割が「望ましい学級規模」として、26 人

～30人を挙げています。1学級あたりの児童生徒数や、教員1人あたりの児童生徒数は、OECD諸国に比べ、依然として多い状況になっております。

教育予算については、GDPに占める教育の割合は、OECD加盟国、28カ国の中で、日本は最下位であります。教育支出における私費負担の割合は、OECDの平均の倍以上になっております。

「教育は未来への先行投資」として、教育環境を整え、子供の学びを切れめなく支援することは、必要不可欠な国の責務です。

こうした観点から、2013年度政府概算要求に向けて下記事項の実現について要請いたします。

#### 記

- 1 ゆたかな教育環境整備をするため、30人以下学級を推進すること。
- 2 義務教育国庫負担制度の拡充を図ること。
- 3 校舎の耐震化、教材備品、修繕費等、学校教育環境の整備充実に必要な予算措置を行うこと。
- 4 子供と向き合える時間の確保ができるよう、教職員の定数改善や事務負担の軽減を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月20日

石川県中能登町議会

よろしく願いいたします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第12号についての質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

発議第12号 国の教育予算を拡充することを求める意見書を採決します。

お諮りいたします。

発議第12号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第12号は、原案のとおり可決されました。

追加日程2 日程第8

発議第13号を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

10番 若狭明彦議員

○10番（若狭明彦議員） ただ今、上程されました意見書について、その概要を以下朗読し、趣旨説明に代えさせていただきます。

子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書

昨今の経済状況の中で、家庭での子育てにかかる経済的負担はより大きくなり、子どもの貧困が広がっています。子どもは社会の宝であり、未来を担う子どもの健康を守ることは社会の責任です。

全国的に子どもの医療費を中学校卒業まで補助する自治体が増えていきます。助成方法についても、償還払いから病院窓口の支払なし（現物給付化）に拡充する都道府県が増えており、現在35都道府県で実施されています。

石川県議会平成23年3月定例会では「子どもの医療費の完全無料化を求める請願」が、県議会平成23年6月定例会では「『石川県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱』の一部改正を求める請願」が採択されました。県



当局にはすみやかな具体化、実行が求められています。

こうした点を踏まえ、石川県に対し以下の事項を実施するよう強く要望します。

記

一、子どもの医療費は中学校卒業まで完全無料化とすること。

二、支給方法については現物給付（病院窓口での支払なし）とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月20日

石川県中能登町議会

よろしくお願ひします。

○議長（坂井幸雄議員） 趣旨説明が終わりました。

ここで、発議第13号についての質疑を行います。

質疑の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

これで、質疑を終結します。

次に、討論を行います。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（坂井幸雄議員） ないようであります。

以上で、討論を終結します。

続いて、採決を行います。

発議第13号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書を採決します。

お諮りいたします。

発議第13号は、原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂井幸雄議員） 起立、全員であります。

よって、発議第13号は、原案のとおり可決されました。

この際、本日の会議の時間をあらかじめ延長しておきます。

暫時休憩いたします。5時まで休憩いたします。

午後4時46分 休憩

午後5時00分 再開

◎追加日程3

○副議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程3 日程第1 議長の辞職

ただ今、議長 坂井幸雄議員から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「議長の辞職」を日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とします。

ここで、日程表を配付のため、暫時休憩をいたします。

午後5時01分 休憩

午後5時02分 再開

○副議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番 坂井幸雄議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

○副議長（甲部昭夫議員） まず、その辞職願を朗読させます。

橋本議会事務局長

〔橋本教示議会事務局長登壇〕

○橋本教示議会事務局長 辞職願を朗読します。

辞職願。このたび、一身上の都合により、中能登町議会議長を辞職したいので、地方自

治法第 108 条の規定により、許可されるようお願い出ます。

平成 24 年 6 月 20 日

中能登町議会副議長 甲部昭夫殿

中能登町議会議長 坂井幸雄

以上です。

○副議長（甲部昭夫議員） お諮りします。

坂井幸雄議員の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（甲部昭夫議員） 異議はないものと認め、坂井幸雄議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

坂井議員の入場を許可します。

（12 番 坂井幸雄議員入場）

○副議長（甲部昭夫議員） ただ今、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

○副議長（甲部昭夫議員） 14 番 作間七郎議員

○14 番（作間七郎議員） 異議でないんですけど、私の議長選出にあたっての思いを皆さんに聞いてもらいたいと思います。

昨年、皆さんと一緒に先進地の栗山町で議員の研修会に行ってきました。その折に、栗山町は、開かれた議会ということで、議長の選出にあたっては、立候補しようとする者は決意表明をし、当然ここでするし、私どもはケーブルテレビにも映っておりますから、町民の方もその立候補する人の決意表明で訴えらる。我々も聴いて、それで判断して投票したいと思いますので、議長、皆さんにお諮りして、是非、決意表明をこの場席に立候補しようとする方にしてもらいたいと思います。

○副議長（甲部昭夫議員） ただ今、作間議員より提案のありました件について、皆さん、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（甲部昭夫議員） 異議なしと認めます。

それでは、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

暫時休憩をしたいと思います。

午後 5 時 07 分 休憩

午後 5 時 37 分 再開

#### ◎追加日程 4

○副議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程 4 日程第 1 議長の選挙

これより、議長の選挙を行います。

ここで、追加日程表を配付いたします。

暫時休憩いたします。

午後 5 時 37 分 休憩

午後 5 時 38 分 再開

○副議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、本会議で、議長選挙においては、議長の立候補者の所信表明を行って、議長選挙を行うこととなりました。

ここで、議長選挙に立候補する方の所信表明演説を行います。

議長選挙に立候補する方は、ございませんか。

11 番 岩井礼二議員

○11 番（岩井礼二議員） 議長に立候補するにあたり、一言申し上げます。

私は、議会活性化に向けた議員相互の資質の向上に寄与し、もって中能登町民のしあわせ、安心安全の町づくり、人と人との絆が深まる町となるよう努力をいたします。

また、地域住民の期待と要望をよく理解し、町の活性化に向けて全力を尽くしてまいり所存でございます。

以上をもって、私の立候補に向けた決意表

明といたします。

午後5時43分 休憩

何卒、よろしく願いを申し上げます。

○副議長（甲部昭夫議員） ほかに、ございませんか。

ほかに、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

ただ今、立候補されました岩井議員に対して、質疑のある方はございませんでしょうか。

13番 田中治夫議員

〔13番（田中治夫議員）登壇〕

○13番（田中治夫議員） ただ今、岩井議員の方から、大変、立候補にあたるご挨拶をいただきました。

その中に、円満な議会運営ということが文言に載っていませんし、そしてまた、議長としての役割、使命感、情熱。そういうものが私、肌を感じてきませんでした。

従って、議長になられた場合には、全ての私事のものよりも議長としての公務、先ほど申し上げました役割ですね。きちっとやっていただくようお願いを申し上げますが、その辺の再度考え方をお聞かせ願いたいと思います。以上です。

○副議長（甲部昭夫議員） 11番 岩井礼二議員

○11番（岩井礼二議員） 私は、今ほど指摘にもありましたが、議会の円満な議会運営、そして議長として公務を優先して、議会のために精一杯尽くすことを志しておりますので、何卒、よろしく願いいたします。

○副議長（甲部昭夫議員） ほかに、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲部昭夫議員） ないようであります。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後6時10分 再開

○副議長（甲部昭夫議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程4 日程第1 議長の選挙

これより、議長の選挙を行います。

議長の選挙の方法は、投票により行います。議場の出入口を閉鎖します。

○副議長（甲部昭夫議員） ただ今の出席議員数は、14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番 山本孝司議員、2番 笹川広美議員を指名します。

投票用紙を配付します。

○副議長（甲部昭夫議員） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（甲部昭夫議員） 配付漏れはないと認めます。

投票箱を点検します。

○副議長（甲部昭夫議員） 異常なしと認めます。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、投票願います。

それでは、事務局長の点呼に応じて、順次、投票を願います。

○副議長（甲部昭夫議員） 橋本事務局長

○橋本教示事務局長 議員点呼をします。

1番 山本 孝司議員

2番 笹川 広美議員

3番 南 昭榮議員

4番 諏訪 良一議員

5番 宮下 為幸議員

6番 亀野富二夫議員

8番 古玉 栄治議員

9番 上見 健一議員

10番 若狭 明彦議員

11番 岩井 礼二議員

12番 坂井 幸雄議員

13番 田中 治夫議員

14番 作間 七郎議員

7番 甲部 昭夫議員

○副議長（甲部昭夫議員） 投票漏れは、ないと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

1番 山本孝司議員、2番 笹川広美議員、開票の立会いを願います。

○副議長（甲部昭夫議員） 選挙の結果を報告します。

当票総数、14票。これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち、有効投票 11票、無効投票 3票。

有効投票中、岩井礼二議員が 11票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票です。

よって、議長に、岩井礼二議員が当選されました。

議場、出入口の閉鎖を解きます。

○副議長（甲部昭夫議員） ただ今、議長に当選されました、岩井礼二議員が議場におられますので、この席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により、告知をします。

ここで、議長に当選されました岩井礼二議員から、挨拶の申し出がありますので、これを許します。

11番 岩井礼二議員

○11番（岩井礼二議員） このたびは、各位のお陰様によりまして、名誉ある第 6 代目の中能登町議会議長に就任させていただくことになりました。誠にありがとうございます。

中能登町議会の融和、円滑・円満な運営に尽力をし、また、中能登町発展のため大いに尽力を惜しまない覚悟でございます。

何卒、各位のご指導、ご鞭撻、ご協力のほどを衷心よりお願いを申し上げまして、就任のご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○副議長（甲部昭夫議員） これをもちまして、私の任を解かせていただきます。

本当に進行上、ありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

ここで、新議長と交代をいたします。本当にありがとうございました。

それじゃあ、議長、お願いします。

○議長（岩井礼二議員） 今ほどは、大変ありがとうございました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 6 時 24 分 休憩

午後 6 時 38 分 再開

### ◎追加日程 5

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程 5 日程第 1 副議長の辞職

ただ今、副議長 甲部昭夫議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「副議長の辞職」を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、追加日程表を配付のため、暫時休憩いたします。

午後 6 時 39 分 休憩

午後 6 時 40 分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番 甲部昭夫議員は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

○議長（岩井礼二議員） まず、その辞職願を朗読させます。

議会事務局長

○橋本教示議会事務局長 辞職願を朗読します。

辞職願。このたび、一身上の都合により、中能登町議会副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願いいたします。

平成24年6月20日

中能登町議会議長 岩井礼二殿

中能登町議会副議長 甲部昭夫

以上です。

○議長（岩井礼二議員） お諮りします。

甲部昭夫議員の副議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議はないものと認め、甲部昭夫議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

甲部昭夫議員の入場を認めます。

（7番 甲部昭夫議員入場）

○議長（岩井礼二議員） ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

14番 作間議員

○14番（作間七郎議員） 副議長の選挙の、先ほどの議長同様、立候補しようとする方の所信表明を聞きたいと思いますので、皆さんにお諮りして、所信表明を是非していただくよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） ただ今、作間議員

より、所信表明をという提案がありましたが、これを認めてよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） はい、異議なしと認めます。

それでは、そのように諮りたいと思います。よろしく申し上げます。

ここで、追加日程表配付及び副議長選挙準備のため、暫時休憩します。

午後6時43分 休憩

午後7時03分 再開

### ◎追加日程6

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程5 日程第1 副議長の選挙

これより、副議長の選挙を行います。

先ほど、本会議で副議長選挙においては、副議長の立候補者の所信表明を行って、副議長選挙を行うことになりました。

ここで、副議長選挙に立候補する方の所信表明演説を行います。

副議長選挙に立候補する方は、ございませんか。

6番 亀野議員

〔6番（亀野富二夫議員）登壇〕

○6番（亀野富二夫議員） 私は、うまくは言えませんが、岩井議長の所信表明にもありましたように、円満な議会運営等など、その実現のため補佐役として立候補を決意いたしました。

議員各位には、よろしくご支援のほどお願い申し上げます。

○議長（岩井礼二議員） ほかに、ございませんか。

5番 宮下議員

○5番（宮下為幸議員） この6月議会で、議会活性委員会ができます。これからは、地域のご当地ソング議員では、私はダメだと思

います。地元のことを議題として取り上げながらも、話を全体に置きかえ、議論できる思考回路が必要だと私は思います。

これからは、議員の職務として、皆さんで1任期、1条例の提案できる提案型の議会をしていきたいなと思います。

議会が、開かれた議会、町民の議会であるように頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩井礼二議員） ほかに、ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

ただ今、立候補されました方に、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） ないようであります。

ここで、副議長選挙の準備のため、暫時休憩をいたします。

午後7時06分 休憩

午後7時07分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程5 日程第1 副議長選挙

これより、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙の方法は、投票により行います。

議場の出入口を閉鎖します。

○議長（岩井礼二議員） ただ今の出席議員数は、14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、3番 南昭榮議員、4番 諏訪良一議員を指名します。

投票用紙を配付します。

○議長（岩井礼二議員） 念のため、申し上げておきます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 配付漏れ、なしと認めます。

投票箱を点検します。

○議長（岩井礼二議員） 異常なしと認めます。

投票用紙に、被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、投票を願います。

事務局長の点呼をお願いします。

○橋本教示議会事務局長 それでは、点呼します。

1番 山本 孝司議員

2番 笹川 広美議員

3番 南 昭榮議員

4番 諏訪 良一議員

5番 宮下 為幸議員

6番 亀野富二夫議員

7番 甲部 昭夫議員

8番 古玉 栄治議員

9番 上見 健一議員

10番 若狭 明彦議員

12番 坂井 幸雄議員

13番 田中 治夫議員

14番 作間 七郎議員

11番 岩井 礼二議員

○議長（岩井礼二議員） 投票漏れは、ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 投票漏れ、なしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

3番 南昭榮議員、4番 諏訪良一議員、開票の立会いを願います。

これより、開票を願います。

○議長（岩井礼二議員） 選挙の結果を報告します。

投票総数14票。これは、先ほどの出席議

員数に符合しております。

そのうち、有効投票 14 票、無効投票 0 票。  
有効投票中、亀野議員 7 票、宮下議員 7 票。  
以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4 票です。

同数のため、暫時休憩します。

午後 7 時 15 分 休憩

午後 7 時 24 分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、  
会議を開きます。

この選挙の法定得票数は 4 票であり、亀野  
議員と宮下議員の得票数は、いずれもこれを  
超えております。両議員の得票数は同数です。  
この場合、地方自治法第 118 条第 1 項の規  
定により、公職選挙法第 95 条第 2 項の規  
定を準用して、くじで当選人を決定すること  
になっています。

亀野議員、及び宮下議員が議場におられま  
すので、くじを引いていただきます。

くじは 2 回引きます。1 回目は、くじを引  
く順序を決めるためのものです。

2 回目は、この順序によってくじを引き、  
当選人を決定するためのものです。

これより、くじを行います。

3 番 南昭榮議員、及び 4 番 諏訪良一議  
員、くじの立会いをお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行  
いますので、両議員、前へ出てください。

まず、亀野議員、次いで宮下議員、くじを  
引いてください。

○議長（岩井礼二議員） くじを引く順序が  
決定しましたので、報告いたします。

まず初めに、宮下議員、次に亀野議員、以  
上のとおりです。

ただ今の順序により、当選人を決定するく  
じを行います。

はじめに宮下議員、くじを引いてください。

次に、亀野議員、くじを引いてください。

○議長（岩井礼二議員） くじの結果を報告

します。

くじの結果、亀野議員が当選人と決定しま  
した。

議場出入口の閉鎖を解きます。

○議長（岩井礼二議員） ただ今、副議長に  
当選されました亀野議員が議場におられます  
ので、この席から、会議規則第 33 条第 2 項  
の規定により、告知をします。

ここで、副議長に当選されました亀野議員  
から、挨拶の申し出がありますので、これを  
許します。

6 番 亀野議員

○6 番（亀野富二夫議員） 副議長に当選を  
させていただきました。

先ほど、約束したように、岩井議長の補佐  
役ということで、議会の融和に努めてまいり  
たいと思います。よろしく、ご協力のほどお  
願いいたします。本当にどうもありがとうござ  
いしました。

○議長（岩井礼二議員） ここで、暫時休憩  
をいたします。

午後 7 時 27 分 休憩

午後 7 時 46 分 再開

#### ◎常任委員会委員等の選任

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、  
会議を開きます。

日程第 4 から日程第 13

これより、中能登町議会委員会条例第 3 条  
及び第 8 条第 2 項により、各委員会及び事務  
組合等の後任者の選任を行います。

訂正をいたします。それまで、審議進めて  
よろしいですか。

これより、中能登町議会委員会条例第 3 条  
及び第 8 条第 2 項により、各委員会及び事務  
組合等の後任者の選任を行います。

委員会条例第 4 条の任期の起算によると、  
新委員の任期は、後任者の任期満了の日から  
起算することとなっています。

前回の選任日については、平成22年の議員選挙後ということもあって、各委員会の選任日が7月5日となっております。

お諮りいたします。

この後、各委員会の後任者の選任及び特別委員会委員の選任並びに委員長、副委員長の互選完了後、本日6月20日をもって選任日といたしたいと思っております。

また、前任の委員の任期も本日をもって終了とさせていただきたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

それでは、日程第4から日程第5、各常任委員会委員の選任を議題とします。

それではこれより、各常任委員会委員の選任を行います。

各常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

教育民生常任委員会委員に、

1番 山本 孝司議員

2番 笹川 広美議員

3番 南 昭榮議員

6番 亀野富二夫議員

7番 甲部 昭夫議員

11番 岩井 礼二議員

12番 坂井 幸雄議員

以上、7名。

総務建設常任委員会委員に、

4番 諏訪 良一議員

5番 宮下 為幸議員

8番 古玉 栄治議員

9番 上見 健一議員

10番 若狭 明彦議員

13番 田中 治夫議員

14番 作間 七郎議員

以上、7名。

それぞれ指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

この後、休憩中に、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

ここで、暫時休憩いたします。

午後7時51分 休憩

午後8時08分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に、各常任委員会が開催され、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、常任委員会の委員長、副委員長が互選をされました。

教育民生常任委員会の

委員長に、7番 甲部昭夫議員

副委員長に、3番 南 昭榮議員

総務建設常任委員会の

委員長に、4番 諏訪良一議員

副委員長に、8番 古玉栄治議員

以上のとおりであります。

報告を終わります。

#### ◎議会運営委員会委員の選任

○議長（岩井礼二議員） 日程第6 議会運営委員会委員の選任を議題とします。

議会運営委員の任期についても、常任委員会同様とさせていただきたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） それでは、これより議会運営委員会委員の選任を行います。



お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名いたしたいと思っております。

6番 亀野富二夫議員

10番 若狭 明彦議員

5番 宮下 為幸議員

13番 田中 治夫議員

14番 作間 七郎議員

以上、5名を指名します。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

この後、休憩中に議会運営委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩いたします。

午後8時10分 休憩

午後8時15分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に、議会運営委員会が開催され、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、議会運営委員会の委員長、副委員長が互選されました。

議会運営委員会の

委員長に、14番 作間七郎議員

副委員長に、10番 若狭明彦議員

以上のとおりであります。

報告を終わります。

### ◎長曾川水防事務組合議会議員の選挙

○議長（岩井礼二議員） 日程第8 長曾川

水防事務組合議会議員の選挙を議題とします。

長曾川水防事務組合同規約第6条の規定により、組合議員3人の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。

これに、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

長曾川水防事務組合議会議員に、

2番 笹川広美議員

5番 宮下為幸議員

私、11番 岩井礼二議員

以上、3名を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました3名を、長曾川水防事務組合議会議員の当選人と決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

ただ今、指名しました3名が、長曾川水防事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎石川県後期高齢者医療広域連合議会議員  
の選挙

○議長（岩井礼二議員） 日程第9 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題とします。

石川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定によって、広域連合選出議員1名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推選により行うことと決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、中能登町議会議長、私、岩井礼二を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました中能登町議会議長 岩井礼二を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました、中能登町議会議長、私、岩井礼二が石川県後期高齢者医

療広域連合議会議員に当選しました。

ここで、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎行財政改革特別委員会の設置及び委員の  
選任

○議長（岩井礼二議員） 日程第10 行財政改革特別委員会の設置及び委員の選任を議題とします。

行財政改革特別委員会の設置について、お諮りします。

行財政特別委員会を設置することについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

従って、行財政改革特別委員会は、設置することに決定しました。

次に、行財政改革特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

行財政改革特別委員会委員に、  
暫時休憩いたします。

午後8時20分 休憩

午後8時21分 再開

○議長（岩井礼二議員） 会議を開きます。

行財政改革特別委員会委員に、

1番 山本孝司議員

3番 南 昭榮議員

7番 甲部昭夫議員

8番 古玉栄治議員

9番 上見健一議員

10番 若狭明彦議員

12番 坂井幸雄議員

以上、7名を指名いたしますが、ただ今、8番 古玉栄治議員より辞退の報告がありました。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、行財政改革特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿から、古玉栄治議員を抜いて選任することに決定しました。

この後、休憩中に委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

ここで、暫時休憩いたします。

午後8時22分 休憩

午後8時39分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。

休憩中に、行財政改革特別委員会委員につきましては、7名以内とすることにいたしました。

また、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、行財政改革特別委員会の委員長、副委員長が互選されました。

行財政改革特別委員会の  
委員長に、9番 上見健一議員  
副委員長に、1番 山本孝司議員  
以上のとおりであります。

### ◎統合中学校建設特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（岩井礼二議員） 日程第11 統合中学校建設特別委員会の設置及び委員の選任を議題とします。

統合中学校建設特別委員会の設置について、お諮りします。

統合中学校建設特別委員会を設置することについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

従って、統合中学校建設特別委員会は、設

置することに決定しました。

次に、統合中学校建設特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

統合中学校建設特別委員会委員に、

- 1番 山本 孝司議員
- 2番 笹川 広美議員
- 3番 南 昭榮議員
- 4番 諏訪 良一議員
- 5番 宮下 為幸議員
- 6番 亀野富二夫議員
- 7番 甲部 昭夫議員
- 8番 古玉 栄治議員
- 9番 上見 健一議員
- 10番 若狭 明彦議員
- 12番 坂井 幸雄議員
- 13番 田中 治夫議員
- 14番 作間 七郎議員

以上、13名を指名します。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、統合中学校建設特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

この後、休憩中に、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後8時41分 休憩

午後8時44分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に、統合中学校建設特別委員会が開催され、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、統合中学校建設特別委員会の

委員長、副委員長が互選されました。

統合中学校建設特別委員会の  
委員長に、14番 作間七郎議員  
副委員長に、5番 宮下為幸議員  
以上のとおりであります。

#### ◎議会活性化特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（岩井礼二議員） 日程第12 議会活性化特別委員会の設置及び委員の選任を議題とします。

議会活性化特別委員会の設置について、お諮りします。

議会活性化特別委員会を設置することについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

従って、議会活性化特別委員会は、設置することに決定しました。

次に、議会活性化特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

議会活性化特別委員会委員に、

2番 笹川 広美議員

4番 諏訪 良一議員

5番 宮下 為幸議員

6番 亀野富二夫議員

11番 岩井 礼二議員

13番 田中 治夫議員

14番 作間 七郎議員

以上、7名となっておりますが、議会活性化委員については、先の休憩中において、私、岩井より辞退の申し入れをいたしましたので、よろしくお願ひします。

この議員に、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

皆さん、7名以内ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） それでは、そのようにいたします。

よって、議会活性化特別委員は、7名以内と指名をいたします。

お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

この後、休憩中に委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

ここで、暫時休憩いたします。

午後8時47分 休憩

午後8時49分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に、議会活性化特別委員会が開催され、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、議会活性化特別委員会の委員長、副委員長が互選されました。

議会活性化特別委員会の

委員長に、13番 田中治夫議員

副委員長に、5番 宮下為幸議員

以上のとおりであります。

#### ◎鹿島地区統合小学校建設特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（岩井礼二議員） 日程第13 鹿島地区統合小学校建設特別委員会の設置及び委員の選任を議題とします。

鹿島地区統合小学校建設特別委員会について、お諮りします。

鹿島地区統合小学校建設特別委員会を設置することについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

従って、鹿島地区統合小学校建設特別委員会は、設置することに決定しました。

次に、鹿島地区統合小学校建設特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

鹿島地区統合小学校建設特別委員会委員に、

1番 山本 孝司議員

2番 笹川 広美議員

4番 諏訪 良一議員

5番 宮下 為幸議員

6番 亀野富二夫議員

10番 若狭 明彦議員

11番 岩井 礼二議員

鹿島地区統合小学校建設特別委員会については、先の休憩中において、私、岩井より辞退の申し入れをしました。

従って、委員については、7名以内としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、鹿島地区統合小学校建設特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

この後、休憩中に、委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をしていただきます。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後8時51分 休憩

午後8時53分 再開

○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に、鹿島地区統合小学校建設特別委員会が開催され、委員会条例第9条第1項及び第2項の規定により、鹿島地区統合小学校建設特別委員会の委員長、副委員長が互選されました。

鹿島地区統合小学校建設特別委員会の委員長に、4番 諏訪良一議員  
副委員長に、2番 笹川広美議員  
以上のとおりであります。

暫時休憩をいたします。

午後8時54分 休憩

午後9時21分 再開

◎七尾鹿島広域圏事務組合議会議員の選挙  
○議長（岩井礼二議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 七尾鹿島広域圏事務組合議会議員の選挙を議題といたします。

七尾鹿島広域圏事務組合同規約第5条第2項の規定により、組合議員4人の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

七尾鹿島広域圏事務組合議会議員に、

7番 甲部昭夫議員

10番 若狭明彦議員

12番 坂井幸雄議員

13番 田中治夫議員

以上、4名を指名します。

お諮りいたします。

ただ今、議長が指名しました4名を、七尾鹿島広域圏事務組合議会議員の当選人と決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

ただ今、指名しました4名が、七尾鹿島広域圏事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

4番 諏訪良一議員

○4番（諏訪良一議員） 議長に訂正をお願いしたい案件が生じたので、よろしくお願ひします。

先ほど、総務建設常任委員会の副委員長に、8番 古玉栄治議員を指名しましたが、古玉議員が監査委員に選任されましたので、辞退の申し入れがありました。

後任に、9番 上見健一議員を副委員長として指名し、訂正をお願いするものであります。以上です。

○議長（岩井礼二議員） ただ今、諏訪議員よりの申し入れのとおり、訂正を行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

それでは、そのように訂正をいたします。

#### ◎閉会中の継続審査

○議長（岩井礼二議員） 日程第14 閉会中の継続審査についてを議題とします。

ただ今、議会運営委員会委員長及び総務建設常任委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、中能登町統合中学校建設特別委員会委員長、議会活性化特別委員会委員長、鹿島地区統合小学校

建設特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査、各常任委員会、特別委員会の閉会中の所管事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岩井礼二議員） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### ◎閉議・閉会

○議長（岩井礼二議員） 以上で、本議会に付託されました案件の審査は、すべて終了しました。

これをもって、平成24年第2回中能登町議会を閉会します。

大変、ご苦労さまでした。

午後9時26分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長 坂 井 幸 雄

議 長 岩 井 礼 二

署名議員 山 本 孝 司

署名議員 笹 川 広 美